〇厚生労働省告示第 65 号

薬事法 (昭和35年法律第145号) 第41条第1項の規定に基づき、 日本薬局方(平成18年厚生労働省告示第285号)の全部を改正する 告示を次のように定め、平成23年4月1日から適用する。ただし、 この告示による改正前の日本薬局方(以下「旧薬局方」とい う。) に収められていた医薬品(この告示による改正後の日本薬 局方(以下「新薬局方」という。)に収められているものに限 る。) であって同日において現に同法第14条第1項の規定による承 認を受けているもの(同年3月31日において、薬事法第14条第1項 の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大 臣の指定する医薬品等(平成6年厚生省告示第104号)により製造 販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品(以下 「承認を要しない医薬品」という。)を含む。)については、平 成24年9月30日までは、旧薬局方で定める名称及び基準(当該医薬 品に関する部分に限る。) は新薬局方で定める名称及び基準とみ なすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品 (旧薬局方に収められていたものを除く。) であって平成23年4月 1日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品(承認 を要しない医薬品を含む。)については、平成24年9月30日まで は、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるも のとする。

平成23年3月24日

厚生労働大臣 細川 律夫

(「次のよう」は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬食品 局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧 に供する。)

(なお、「次のよう」とは、「通則」から始まり、「参照赤外吸収スペクトル」(1963頁) までをいう。)

目 次

	沿	
_		20
第十六改正	日本薬局方	
通 則…		3
生薬総則		7
製剤総則		9
一般試験活	失	23
1. 化学	的試験法	23
1.01	アルコール数測定法	23
1.02	アンモニウム試験法	24
1.03	塩化物試験法	25
1.04	炎色反応試験法	25
1.05	鉱油試験法	26
1.06	酸素フラスコ燃焼法	26
1.07	重金属試験法	27
1.08	窒素定量法(セミミクロケルダール法)	27
1.09	定性反応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1.10	鉄試験法	33
1.11	ヒ素試験法	34
1.12	メタノール試験法	35
1.13	油脂試験法	35
1.14	硫酸塩試験法	37
1.15	硫酸呈色物試験法	37
2. 物理	!的試験法	37
クロマ	トグラフィー	37
2.01	液体クロマトグラフィー	37
2.02	ガスクロマトグラフィー	40
2.03	薄層クロマトグラフィー	41
2.04	and the same of th	
分光学	的測定法	
2.21	核磁気共鳴スペクトル測定法	43
2.22	蛍光光度法······	44
2.23		
2.24		
2.25		
その他	の物理的試験法	48
2.41		
2.42		
2.43		
2.44		
2.45		
2.46		
	浸透圧測定法(オスモル濃度測定法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	水分測定法(カールフィッシャー法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	旋光度測定法	

	2.50	滴定終点検出法
	2.51	導電率測定法
	2.52	熱分析法····································
	2.53	粘度測定法······· <i>57</i>
	2.54	pH測定法
	2.55	ビタミンA定量法 ····································
	2.56	じました。
	2.50 2.57	第点測定法及び蒸留試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2.58	粉末X線回折測定法····································
	2.59	有機体炭素試験法····································
	2.60	融点測定法
3.		MIX. MIX.
ა.	3.01	かさ密度及びタップ密度測定法・・・・・・・・・・・ 70 かさ密度及びタップ密度測定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
	3.02	たる名及及のグラブ名及例に伝 70 比表面積測定法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		- 12
	3.03	初体の粒子名及側足伝 74 粒度測定法 ······ 75
4	3.04	和度側足伝
4.		子的訊映伝/ 生化子的訊映伝/ 似生物子的訊映伝 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	4.01	ユントトキシン試験法
	4.02	
	4.03	消化力試験法······ <i>86</i>
	4.04	発熱性物質試験法
	4.05	微生物限度試験法····· 89
_	4.06	無菌試験法····· 98
5.		式験法····································
	5.01	生薬試験法 100
	5.02	生薬の微生物限度試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.		
	6.01	眼軟膏剤の金属性異物試験法 109
	6.02	製剤均一性試験法 109
	6.03	製剤の粒度の試験法 112
	6.04	制酸力試験法
	6.05	注射剤の採取容量試験法 112
	6.06	注射剤の不溶性異物検査法
	6.07	注射剤の不溶性微粒子試験法 113
		点眼剤の不溶性微粒子試験法・・・・・・・115
		崩壊試験法
		溶出試験法
		点眼剤の不溶性異物検査法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7.		包装材料試験法
		注射剤用ガラス容器試験法
	7.02	プラスチック製医薬品容器試験法
	7.03	輸液用ゴム栓試験法・・・・・・
8.		
		滅菌法及び無菌操作法・・・・・・128
9.		品,標準液,試薬・試液,計量器・用器等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
杉		
		標準品・・・・・・・・・129
村		132
		容量分析用標準液·····
		標準液
	9.23	色の比較液 ····································

試薬・試液等 ·····	145
9.41 試薬・試液	145
9.42 クロマトグラフィー用担体/充てん剤	280
9.43 ろ紙, ろ過フィルター, 試験紙, るつぼ等	
9.44 標準粒子等	
計量器·用器,温度計等 ·····	284
9.61 波長及び透過率校正用光学フィルター	
9.62 計量器・用器	
9.63 温度計	287
医薬品各条	289
生薬等	
参照紫外可視吸収スペクトル	1607
参照赤外吸収スペクトル	1777
参考情報	
G1. 理化学試験関連 ····································	1967
胃腸薬のpH試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
医薬品の残留溶媒ガイドライン及び残留溶媒試験法記載例	
近赤外吸収スペクトル測定法····································	
システム適合性 ·······	
中心静脈栄養剤中の微量アルミニウム試験法	
分析法バリデーション	
誘導結合プラズマ発光分光分析法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
G2. 物性関連 ······	
固体又は粉体の密度	
粉体の細かさの表示法	
粉体の流動性	
レーザー回折法による粒子径測定法	
G3. 生物薬品関連	
アミノ酸分析法	
SDSポリアクリルアミドゲル電気泳動法	
キャピラリー電気泳動法	
たん白質定量法	
等電点電気泳動法	
日局生物薬品のウイルス安全性確保の基本要件	
日本薬局方の通則等に規定する動物由来医薬品起源としての動物に求められる要件	2020
バイオテクノロジー応用医薬品/生物起源由来医薬品の製造に用いる	
細胞基材に対するマイコプラズマ否定試験	
ペプチド及びたん白質の質量分析	
ペプチドマップ法 ····································	
G4.	
遺伝丁牌机による個生物の迅速向走伝 エンドトキシン規格値の設定	
エントトヤンン規格値の設定 蛍光染色による細菌数の迅速測定法 ····································	
最終滅菌医薬品の無菌性保証 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
おいある	
微生物殺滅法 ····································	
#無菌医薬品の微生物学的品質特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
保存効力試験法	
無菌医薬品製造区域の微生物評価試験法	

G5. 生薬関連 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
アリストロキア酸について	
遺伝子情報を利用する生薬の純度試験	2049
日本薬局方収載生薬の学名表記について	
G6. 製剤関連 ·····	
錠剤の摩損度試験法	2062
G7. 容器・包装関連 ····································	2062
プラスチック製医薬品容器	
G8. 水関連······	
医薬品等の試験に用いる水	2063
製薬用水の品質管理	
G9 . その他 ······	2070
第十六改正日本薬局方における国際調和	
附。绿	
原子量表(2010)について	
原子量表(2010)	
安定同位体のない元素	
Standard Atomic Weights 2010 ·····	
ᇥᆲ	
索 引 日本名索引 ·······	222
英名索引	
ラテン名索引	

第十六改正日本薬局方

医薬品各条目次

	アトロピン硫酸塩水和物	324
ア	アトロピン硫酸塩注射液	325
	亜ヒ酸パスタ	
亜鉛華デンプン289	アプリンジン塩酸塩	
亜鉛華軟膏	アプリンジン塩酸塩カプセル	
アクチノマイシンD289	アフロクアロン	
アクラルビシン塩酸塩290	アヘン末	
アクリノール水和物291	アヘン散	
アクリノール・亜鉛華軟膏292	アヘンチンキ	
アクリノール・チンク油 ······292	アヘンアルカロイド塩酸塩	330
複方アクリノール・チンク油293	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	
アザチオプリン ·····-293	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	
アザチオプリン錠······294	アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	
亜酸化窒素	弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	
アシクロビル296	アマンタジン塩酸塩	
アシクロビルシロップ ······297	アミオダロン塩酸塩	
アシクロビル注射液298	アミオダロン塩酸塩錠	
シロップ用アシクロビル · · · · · · 298	アミカシン硫酸塩	
アジスロマイシン水和物299	アミカシン硫酸塩注射液	
アジマリン300	注射用アミカシン硫酸塩	
アジマリン錠300	アミドトリゾ酸	
亜硝酸アミル301	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液	
アスコルビン酸·······302	アミトリプチリン塩酸塩	
アスコルビン酸散302	アミトリプチリン塩酸塩錠	
アスコルビン酸注射液303	アミノ安息香酸エチル	
アズトレオナム303	アミノフィリン水和物	
注射用アズトレオナム304	アミノフィリン注射液	
L-アスパラギン酸 ····································	アムホテリシンB ······	
アスピリン ·······305	アムホテリシン B 錠 ······	
アスピリン錠306	アムホテリシンBシロップ ·····	
アスピリンアルミニウム306	注射用アムホテリシンB	
アスポキシシリン水和物307	アムロジピンベシル酸塩	
アセグルタミドアルミニウム308	アムロジピンベシル酸塩錠	
アセタゾラミド310	アモキサピン	
注射用アセチルコリン塩化物310	アモキシシリン水和物	349
アセチルシステイン311	アモキシシリンカプセル	350
アセトアミノフェン312	アモスラロール塩酸塩	351
アセトヘキサミド・・・・・・・313	アモスラロール塩酸塩錠	352
アセブトロール塩酸塩314	アモバルビタール	353
アセメタシン315	注射用アモバルビタールナトリウム	354
アセメタシンカプセル315	アラセプリル	355
アセメタシン錠316	アラセプリル錠	356
アゼラスチン塩酸塩317	L-アラニン	357
アゼラスチン塩酸塩顆粒318	アリメマジン酒石酸塩	358
アテノロール・・・・・319	亜硫酸水素ナトリウム	358
アトルバスタチンカルシウム水和物320	乾燥亜硫酸ナトリウム	359
アトルバスタチンカルシウム錠321	アルガトロバン水和物	
アドレナリン322	L-アルギニン	361
アドレナリン液 ········323	L-アルギニン塩酸塩	361
アドレナリン注射液323	L-アルギニン塩酸塩注射液 ·······	362

アルジオキサ ······362	イソプロピルアンチピリン ·······	03
アルプラゾラム ······363	L-イソロイシン4	04
アルプレノロール塩酸塩364	イソロイシン・ロイシン・バリン顆粒4	04
アルプロスタジル ·······364	イダルビシン塩酸塩4	06
アルプロスタジル注射液 ····································	注射用イダルビシン塩酸塩4	07
アルプロスタジル アルファデクス ·······367	イドクスウリジン4	08
アルベカシン硫酸塩368	イドクスウリジン点眼液 ···············	08
アルベカシン硫酸塩注射液370	イトラコナゾール ········	09
アルミノプロフェン370	イフェンプロジル酒石酸塩 ··········	10
アルミノプロフェン錠······371	イブジラスト ······	11
アレンドロン酸ナトリウム水和物372	イブプロフェン ······	12
アレンドロン酸ナトリウム錠373	イプラトロピウム臭化物水和物 ······	12
アレンドロン酸ナトリウム注射液374	イプリフラボン ······	
アロチノロール塩酸塩375	イプリフラボン錠 ····································	14
アロプリノール・・・・・・・376	イミダプリル塩酸塩4	15
アロプリノール錠376	イミダプリル塩酸塩錠	
安息香酸377	イミプラミン塩酸塩	
安息香酸ナトリウム378	イミプラミン塩酸塩錠 ···································	
安息香酸ナトリウムカフェイン378	イミペネム水和物	
安息香酸ベンジル・・・・・・379	注射用イミペネム・シラスタチンナトリウム	
アンチピリン380	イルソグラジンマレイン酸塩 ····································	
歯科用アンチホルミン ·······380	イルソグラジンマレイン酸塩細粒 ·······	
無水アンピシリン380	イルソグラジンマレイン酸塩錠4	
アンピシリン水和物381	インジゴカルミン ····································	
アンピシリンナトリウム383	インジゴカルミン注射液 ····································	
注射用アンピシリンナトリウム384	ヒトインスリン (遺伝子組換え)	
アンベノニウム塩化物384	インダパミド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
アンモニア水385	インダパミド錠 ····································	
アンレキサノクス	インデノロール塩酸塩	
アンレキサノクス錠386	インドメタシン	
300	インドメタシンカプセル ···········	
1	インドメタシン坐剤	
•	インフルエンザ H Aワクチン	
イオウ387	11.77. 17.22.77.7	_
イオウ・カンフルローション388	ウ	
イオウ・サリチル酸・チアントール軟膏388		
イオタラム酸388	ウベニメクス ······	32
イオタラム酸ナトリウム注射液389	ウベニメクスカプセル ······	
イオタラム酸メグルミン注射液390	ウラピジル ·······	
イオトロクス酸391	ウリナスタチン ····································	
イオパミドール ······392	ウルソデオキシコール酸 \cdots \cdot	
イクタモール393	ウルソデオキシコール酸顆粒 ······ <i>4</i>	
イコサペント酸エチル394	ウルソデオキシコール酸錠 ····································	
イセパマイシン硫酸塩395	ウロキナーゼ ······	
イセパマイシン硫酸塩注射液396	-	
イソクスプリン塩酸塩············397	工	
イソクスプリン塩酸塩錠397		
イソソルビド	エカベトナトリウム水和物 ····································	40
イソニアジド	エカベトナトリウム顆粒4	
イソニアジド錠400	エコチオパートヨウ化物	
イソニアジド注射液 400	エスタゾラム4	
イソフルラン ····································	エストラジオール安息香酸エステル	
l-イソプレナリン塩酸塩 ···········402	エストラジオール安息香酸エステル注射液	
イソプロパノール	エストラジオール安息香酸エステル水性懸濁注射液4	

エストリオール ·······445	エルゴメトリンマレイン酸塩	·····488
エストリオール錠 446	エルゴメトリンマレイン酸塩錠	489
エストリオール水性懸濁注射液447	エルゴメトリンマレイン酸塩注射液	490
エタクリン酸447	塩化亜鉛	490
エタクリン酸錠 448	塩化インジウム(111 In) 注射液	491
エタノール	塩化カリウム	491
無水エタノール449	塩化カルシウム水和物	491
消毒用エタノール450	塩化カルシウム注射液	492
エタンブトール塩酸塩451	塩化タリウム (²⁰¹ Tl) 注射液	492
エチオナミド451	塩化ナトリウム	492
エチゾラム ···········452	10%塩化ナトリウム注射液	493
エチゾラム細粒453	塩酸	493
エチゾラム錠454	希塩酸	494
エチドロン酸二ナトリウム455	塩酸リモナーデ	
エチドロン酸二ナトリウム錠456	エンビオマイシン硫酸塩	
エチニルエストラジオール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	エンフルラン	
エチニルエストラジオール錠457		
Lーエチルシステイン塩酸塩 ···································	才	
エチルモルヒネ塩酸塩水和物 459	•	
エチレフリン塩酸塩 459	オキサゾラム	496
エチレフリン塩酸塩錠460	オキサピウムヨウ化物	
エチレンジアミン 461	オキサプロジン	
エデト酸ナトリウム水和物 461	オキシコドン塩酸塩水和物	
エーテル 462	複方オキシコドン注射液	
麻酔用エーテル 462	複方オキシコドン・アトロピン注射液	
エテンザミド	オキシテトラサイクリン塩酸塩	
エトスクシミド	オキシトシン	
エトドラク	オキシトシン注射液	
エトポシド	オキシドール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
エドロホニウム塩化物	オキシブプロカイン塩酸塩	
エドロホニウム塩化物注射液 466	オキシメトロン	
エナラプリルマレイン酸塩 ············467	オキセサゼイン	
エナラプリルマレイン酸塩 :	オクスプレノロール塩酸塩	
エノキサシン水和物	オザグレルナトリウム	
エバスチン	注射用オザグレルナトリウム	
エバスチン錠471	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	
エバスチンロ腔内崩壊錠 ····································	オフロキサシン	
エピリゾール	オメプラゾール	
エピルビシン塩酸塩 ·············474	オリブ油	
エフェドリン塩酸塩	オルシプレナリン硫酸塩	
エフェドリン塩酸塩散10%	オレンジ油 ····································	
エフェドリン塩酸塩缸 10/6	オレンシ曲	
エフェドリン塩酸塩注射液	カ	
エペリゾン塩酸塩 ···································	×	
エモルファゾン ····································	カイニン酸水和物	
エモルファゾン錠 ············480	カイニン酸・サントニン散	
エサスロマイシン 480 エリスロマイシン 481	カオリン	
エリスロマイシン 腸溶錠 482	カカオ脂 ···································	
エリスロマイシン	ガスえそウマ抗毒素	
エリスロマイシンエテルコハク酸エステル ···········482 エリスロマイシンステアリン酸塩·············483	ガスえてリマ机毒素	
エリスロマイシンステナリン酸塩············483 エリスロマイシンラクトビオン酸塩········484	週7 クイテリム酸	
エリスロマイシンラクトヒオン酸温 484 エルカトニン 484	未槽 果糖注射液 ········	
エルガトーン	未確注外似	
エルコカルシフェロール	カドララジン錠 ····································	
ー/アーノ 、 イ 旧 4 取 塩 488	ルドノノマン 虹	

カナマイシン一硫酸塩	519		
カナマイシン硫酸塩	520	ク	
無水カフェイン	····520		
カフェイン水和物	····521	グアイフェネシン	561
カプセル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····522	グアナベンズ酢酸塩	562
カプトプリル	····522	グアネチジン硫酸塩	563
ガベキサートメシル酸塩	···· <i>523</i>	グアヤコールスルホン酸カリウム	563
過マンガン酸カリウム	524	無水クエン酸	564
カモスタットメシル酸塩	524	クエン酸水和物	565
β – ガラクトシダーゼ(アスペルギルス)	525	クエン酸ガリウム(67Ga)注射液	565
βーガラクトシダーゼ(ペニシリウム)	····526	クエン酸ナトリウム水和物	566
カリジノゲナーゼ		診断用クエン酸ナトリウム液	
カリ石ケン		輸血用クエン酸ナトリウム注射液	
カルシトニン(サケ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		クラブラン酸カリウム	
カルテオロール塩酸塩		グラミシジン	
カルナウバロウ		クラリスロマイシン	
カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物		クラリスロマイシン錠	
カルバマゼピン		グリクラジド	
カルビドパ水和物		グリシン	
カルベジロール		グリセオフルビン	
カルベジロール錠		グリセオフルビン錠	
Lーカルボシステイン		グリセリン	
カルメロース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		濃グリセリン	
カルメロースカルシウム		グリセリンカリ液	
カルメロースナトリウム		クリノフィブラート ·······	
クロスカルメロースナトリウム		グリベンクラミド	
カルモナムナトリウム		吸水クリーム	
カルモフール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		親水クリーム	
カンデサルタン シレキセチル		グリメピリド	
カンデサルタン シレキセチル錠		グリメピリド錠	
含糖ペプシン		クリンダマイシン塩酸塩	
d-カンフル ······		クリンダマイシン塩酸塩カプセル	
dl-カンフル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		クリンダマイシンリン酸エステル	
肝油		クリンダマイシンリン酸エステル注射液	
カンレノ酸カリウム		グルコン酸カルシウム水和物	
74 · 7 (10,74 / 7 / 1 · 1	010	グルタチオン	
丰		Lーグルタミン	
,		Lーグルタミン酸	
キシリトール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	549	木クレオソート	
キシリトール注射液		クレゾール	
キタサマイシン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		クレゾール水	
キタサマイシン酢酸エステル		クレゾール石ケン液 ·········	
キタサマイシン酒石酸塩		クレボプリドリンゴ酸塩	
キナプリル塩酸塩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		クレマスチンフマル酸塩	
キナプリル塩酸塩錠		クロカプラミン塩酸塩水和物 ······	
キニジン硫酸塩水和物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		クロキサシリンナトリウム水和物	
キニーネエチル炭酸エステル		クロキサゾラム ····································	
キニーネ塩酸塩水和物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		クロコナゾール塩酸塩	
キニーネ硫酸塩水和物		クロチアゼパム ····································	
牛脂		クロトリマゾール	
		クロナゼパム ·······	
金チオリンゴ酸ナトリウム		クロニジン塩酸塩	
业ノペラマー取厂「リソム	300	クローンン塩酸塩 ······ クロフィブラート ·······	
		クロフィブラートカプセル	
		/ H / 1 / / T / W / L/V	1000

クロフェダノール塩酸塩	600		
クロベタゾールプロピオン酸エステル	601	コ	
クロペラスチン塩酸塩	602		
クロミフェンクエン酸塩	603	硬化油	638
クロミフェンクエン酸塩錠	604	乾燥甲状腺	638
クロミプラミン塩酸塩	605	乾燥酵母	639
クロム酸ナトリウム(51Cr)注射液 ······	605	コカイン塩酸塩	640
クロモグリク酸ナトリウム	605	コデインリン酸塩水和物	640
クロラゼプ酸二カリウム	606	コデインリン酸塩散1%	641
クロラゼプ酸二カリウムカプセル	607	コデインリン酸塩散10%	642
クロラムフェニコール	608	コデインリン酸塩錠	642
クロラムフェニコールコハク酸エステルナトリウム	609	ゴナドレリン酢酸塩	645
クロラムフェニコールパルミチン酸エステル	609	ゴマ油	648
クロルジアゼポキシド	611	コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム	648
クロルジアゼポキシド散	611	コリスチン硫酸塩	646
クロルジアゼポキシド錠	612	コルチゾン酢酸エステル	647
クロルフェニラミンマレイン酸塩	613	コルヒチン	648
クロルフェニラミンマレイン酸塩散	614	コレカルシフェロール	649
クロルフェニラミンマレイン酸塩錠	615	コレステロール	650
クロルフェニラミンマレイン酸塩注射液	616	コレラワクチン	650
d-クロルフェニラミンマレイン酸塩	617		
クロルフェニラミン・カルシウム散	618	サ	
クロルフェネシンカルバミン酸エステル	618		
クロルフェネシンカルバミン酸エステル錠	619	サイクロセリン	651
クロルプロパミド	620	酢酸	651
クロルプロパミド錠	621	氷酢酸	651
クロルプロマジン塩酸塩	····622	酢酸ナトリウム水和物	652
クロルプロマジン塩酸塩錠	····622	サッカリン	652
クロルプロマジン塩酸塩注射液	623	サッカリンナトリウム水和物	655
クロルヘキシジン塩酸塩	····624	サラシ粉	654
クロルヘキシジングルコン酸塩液	····624	サラゾスルファピリジン	654
クロルマジノン酢酸エステル	····625	サリチル酸	655
クロロブタノール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····626	サリチル酸精	656
		複方サリチル酸精	657
ケ		サリチル酸絆創膏	658
		サリチル・ミョウバン散	658
軽質無水ケイ酸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	626	サリチル酸ナトリウム	658
合成ケイ酸アルミニウム	····627	サリチル酸メチル	659
天然ケイ酸アルミニウム		複方サリチル酸メチル精	659
ケイ酸マグネシウム	629	ザルトプロフェン	660
ケタミン塩酸塩	630	ザルトプロフェン錠	660
ケトコナゾール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	630	サルブタモール硫酸塩	661
ケトコナゾール液	631	サルポグレラート塩酸塩	662
ケトコナゾールクリーム	····632	サルポグレラート塩酸塩細粒	665
ケトコナゾールローション		サルポグレラート塩酸塩錠	
ケトチフェンフマル酸塩		酸化亜鉛	
ケトプロフェン	633	酸化カルシウム	666
ケノデオキシコール酸	634	酸化チタン	667
ゲファルナート		酸化マグネシウム	
ゲンタマイシン硫酸塩		三酸化ヒ素	
ゲンタマイシン硫酸塩点眼液	638	酸素	669
		サントーン	

	ジ	ジブカイン塩酸塩	·711
シ	乾	対燥ジフテリアウマ抗毒素	·711
		ジフテリアトキソイド	
ジアスターゼ		え人用沈降ジフテリアトキソイド	
ジアスターゼ・重曹散6		ジフテリア破傷風混合トキソイド	
複方ジアスターゼ・重曹散6		C降ジフテリア破傷風混合トキソイド	
ジアゼパム		ジフルコルトロン吉草酸エステル	
ジアゼパム錠		プロヘプタジン塩酸塩水和物	
シアナミド		· ジベカシン硫酸塩 ····································	
シアノコバラミン		ジベカシン硫酸塩点眼液 ····································	
シアノコバラミン注射液		·ベンゾリンコハク酸塩 ······	
ジエチルカルバマジンクエン酸塩····································		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ジエチルカルバマジンクエン酸塩錠 ····································		ノメチジン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ジギトキシン 6		ジメモルファンリン酸塩	
		ジメルカプロール	
ジギトキシン錠 ····································			
シクラシリン 6		ジメルカプロール注射液	
ジクロキサシリンナトリウム水和物6		ジメンヒドリナート	
シクロスポリン		ジメンヒドリナート錠	
ジクロフェナクナトリウム		な没食子酸ビスマス	
ジクロフェナミド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ジモルホラミン	
ジクロフェナミド錠····································		ジモルホラミン注射液	
シクロペントラート塩酸塩		- 作 、 、 、 、	
シクロホスファミド水和物66		【化ナトリウム	
ジゴキシン ····································		百石酸	
ジゴキシン錠 ····································		i 酸銀 ······	
ジゴキシン注射液66		肖酸銀点眼液	
次硝酸ビスマス ···································		酸イソソルビド	·724
ジスチグミン臭化物 ····································		酸イソソルビド錠	·724
ジスチグミン臭化物錠 ····································		^シ ョサマイシン	
L-システイン	89 Ý	ショ サマイシン錠	· <i>726</i>
L-システイン塩酸塩水和物 ····································	90 ジ	ショ サマイシンプロピオン酸エステル	·727
シスプラチン68	<i>91</i> シ	/ラザプリル水和物	·728
ジスルフィラム6ん	<i>92</i> シ	⁄ラザプリル錠	·728
ジソピラミド6ん	93 シ	/ラスタチンナトリウム	· <i>730</i>
シタラビン68	93 ジ	^ジ ラゼプ塩酸塩水和物	· <i>731</i>
シッカニン62	94 ジ	ジルチアゼム塩酸塩	· <i>732</i>
ジドブジン68	95 >	/ロスタゾール	· <i>733</i>
ジドロゲステロン	96 シ	/ロスタゾール錠	· <i>734</i>
ジドロゲステロン錠63	97 シ	/ンバスタチン	· <i>735</i>
シノキサシン	97		
シノキサシンカプセル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98	ス	
ジノスタチン スチマラマー	99		
ジノプロスト	02 常	引水	· <i>736</i>
ジヒドロエルゴタミンメシル酸塩7	02 精	5製水	· <i>737</i>
ジヒドロエルゴトキシンメシル酸塩7	04 精	情製水(容器入り)	· <i>737</i>
ジヒドロコデインリン酸塩7	05	成菌精製水(容器入り)	·737
ジヒドロコデインリン酸塩散1%		E射用水 ······	
ジヒドロコデインリン酸塩散10%		 E射用水(容器入り) ······	
ジピリダモール・・・・・・・ 7		た燥水酸化アルミニウムゲル ······	
・ こ フ フ こ		た燥水酸化アルミニウムゲル細粒	
ジフェンヒドラミン ····································		く酸化カリウム	
ジフェンヒドラミン塩酸塩		<酸化カルシウム	
ジフェンヒドラミン・バレリル尿素散7.		<酸化ナトリウム	
ジフェンヒドラミン・フェノール・亜鉛華リニメント7.		ミキサメトニウム塩化物水和物	
	-		

スキサメトニウム塩化物注射液	·· 741	シロップ用セファトリジンプロピレングリコール	··· <i>781</i>
注射用スキサメトニウム塩化物	·· 741	セファドロキシル	···782
スクラルファート水和物	·· 742	セファドロキシルカプセル	··· <i>783</i>
スコポラミン臭化水素酸塩水和物	·· 743	シロップ用セファドロキシル	··· <i>783</i>
ステアリルアルコール	·· 744	セファレキシン	···784
ステアリン酸	·· 744	セファレキシンカプセル	···785
ステアリン酸カルシウム	·· 744	シロップ用セファレキシン	···786
ステアリン酸ポリオキシル40	·· 745	セファロチンナトリウム	787
ステアリン酸マグネシウム	$\cdots 745$	セフィキシム水和物	788
ストレプトマイシン硫酸塩	·· 746	セフィキシムカプセル	789
注射用ストレプトマイシン硫酸塩	·· 747	セフェピム塩酸塩水和物	790
スピラマイシン酢酸エステル	·· 748	注射用セフェピム塩酸塩	792
スピロノラクトン		セフォジジムナトリウム	
スピロノラクトン錠	·· 749	セフォゾプラン塩酸塩	794
スペクチノマイシン塩酸塩水和物		注射用セフォゾプラン塩酸塩	
スリンダク		セフォタキシムナトリウム	
スルタミシリントシル酸塩水和物	·· 752	セフォチアム塩酸塩	
スルチアム		注射用セフォチアム塩酸塩	
スルバクタムナトリウム		セフォチアム ヘキセチル塩酸塩	
スルピリド		セフォテタン	
スルピリドカプセル		セフォペラゾンナトリウム	
スルピリド錠		セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	
スルピリン水和物		セフカペン ピボキシル塩酸塩細粒	
スルピリン注射液		セフカペン ピボキシル塩酸塩錠	
スルファジアジン銀 ····································		セフジトレン ピボキシル	
スルファメチゾール		セフジトレン ピボキシル細粒	
スルファメトキサゾール		セフジトレン ピボキシル錠	
スルファストヤップール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		セフジニル	
スルフィマーストインンが相切		セフジニルカプセル	
スルブイフィックール		セフジニル細粒	
スルホブロモフタレインナトリウム		セフスロジンナトリウム	
スルホブロモフタレインナトリウム注射液		セフタジジム水和物	
スルホノロモノグレインテトリリム圧射板	765	注射用セフタジジム	
t		セフチゾキシムナトリウム	
<u>C</u>		セフチブテン水和物	
血清性性腺刺激ホルモン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	709	セフテラム ピボキシル	
出情性性腺刺激ホルモン 注射用血清性性腺刺激ホルモン		セフテラム ピボキシル細粒	
ヒト下垂体性性腺刺激ホルモン		セフテラム ピボキシル錠	
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		セフトリアキソンナトリウム水和物	
注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
生理食塩液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		セフピラミドナトリウム	
石油ベンジン		セフブペラゾンナトリウム	
セタノール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		セフポドキシム プロキセチル	
セチリジン塩酸塩		セフミノクスナトリウム水和物	
セチリジン塩酸塩錠		セフメタゾールナトリウム	
セトラキサート塩酸塩		注射用セフメタゾールナトリウム	
セファクロル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		セフメノキシム塩酸塩	
セファクロルカプセル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		セフロキサジン水和物	
セファクロル複合顆粒		シロップ用セフロキサジン	
セファクロル細粒		セフロキシム アキセチル	
セファゾリンナトリウム		セボフルラン	
セファゾリンナトリウム水和物		セラセフェート	
注射用セファゾリンナトリウム		ゼラチン	
セファトリジンプロピレングリコール	·· <i>780</i>	精製ゼラチン	··· <i>838</i>

精製セラック838	注射用チアミラールナトリウム	872
白色セラック ······839	チアミン塩化物塩酸塩	873
セラペプターゼ839	チアミン塩化物塩酸塩散	874
L-セリン841	チアミン塩化物塩酸塩注射液	874
セルモロイキン(遺伝子組換え)841	チアミン硝化物	875
結晶セルロース844	チアラミド塩酸塩	
粉末セルロース846	チアラミド塩酸塩錠	876
	チアントール	877
y	複方チアントール・サリチル酸液	877
	チオテパ	878
ソルビタンセスキオレイン酸エステル847	チオペンタールナトリウム	879
ゾルピデム酒石酸塩847	注射用チオペンタールナトリウム	880
ゾルピデム酒石酸塩錠 ······848	チオリダジン塩酸塩	880
D-ソルビトール849	チオ硫酸ナトリウム水和物	881
D-ソルビトール液 ·······850	チオ硫酸ナトリウム注射液	881
	チクロピジン塩酸塩	882
タ	チザニジン塩酸塩	883
	窒素	883
ダイズ油 ······851	チニダゾール	884
ダウノルビシン塩酸塩851	チペピジンヒベンズ酸塩	885
タウリン852	チペピジンヒベンズ酸塩錠	886
タクロリムス水和物852	チメピジウム臭化物水和物	887
タゾバクタム ······853	チモール	888
<i>ダ</i> ナゾール854	チモロールマレイン酸塩	888
タムスロシン塩酸塩 ······ <i>855</i>	L-チロシン	889
タムスロシン塩酸塩徐放錠 · · · · · · · 856	チンク油	890
タモキシフェンクエン酸塩 ······857		
タランピシリン塩酸塩······ <i>858</i>	ツ	
タルク ······859		
炭酸カリウム ·······860	ツバキ油	
沈降炭酸カルシウム860	ツロブテロール塩酸塩	890
沈降炭酸カルシウム細粒861		
沈降炭酸カルシウム錠 861	テ	
炭酸水素ナトリウム ······862		
炭酸水素ナトリウム注射液 ······863	テイコプラニン	
乾燥炭酸ナトリウム863	テオフィリン	
炭酸ナトリウム水和物 ······863	テガフール	
炭酸マグネシウム ·······864	デキサメタゾン	
炭酸リチウム ······864	デキストラン40	
単シロップ866	デキストラン40注射液	
ダントロレンナトリウム水和物866	デキストラン70	
単軟膏	デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ5	
タンニン酸867	デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ18	
タンニン酸アルブミン867	デキストリン	
タンニン酸ジフェンヒドラミン ····································	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	
タンニン酸ベルベリン868	テストステロンエナント酸エステル	
т.	テストステロンエナント酸エステル注射液	
チ	テストステロンプロピオン酸エステル	
47-211 1816-TA16	テストステロンプロピオン酸エステル注射液	
チアプリド塩酸塩	デスラノシド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
チアプリド塩酸塩錠	デスラノシド注射液	
チアマゾール	テセロイキン(遺伝子組換え)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
チアマゾール錠 ····································	注射用テセロイキン(遺伝子組換え) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	/ ド / // / 「日間年1日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

テトラサイクリン塩酸塩	··· <i>911</i>	トラネキサム酸注射液	953
デヒドロコール酸	$\cdots 912$	トラピジル	954
精製デヒドロコール酸	··· <i>913</i>	トリアムシノロン	954
デヒドロコール酸注射液	··· <i>913</i>	トリアムシノロンアセトニド	955
デフェロキサミンメシル酸塩	···914	トリアムテレン	956
テプレノン	··· <i>915</i>	歯科用トリオジンクパスタ	957
デメチルクロルテトラサイクリン塩酸塩	···916	トリクロホスナトリウム	957
テモカプリル塩酸塩		トリクロホスナトリウムシロップ	958
テモカプリル塩酸塩錠	918	トリクロルメチアジド	958
テルビナフィン塩酸塩	919	トリクロルメチアジド錠	
テルビナフィン塩酸塩液		トリコマイシン	
テルビナフィン塩酸塩クリーム		Lートリプトファン	
テルビナフィン塩酸塩スプレー		トリヘキシフェニジル塩酸塩	
テルブタリン硫酸塩		トリヘキシフェニジル塩酸塩錠	
テレビン油 ····································		トリメタジオン	
コムギデンプン		トリメタジオン錠	
コメデンプン ···································		トリメタジジン塩酸塩	
トウモロコシデンプン		トリメタジジン塩酸塩錠	
バレイショデンプン		トリメトキノール塩酸塩水和物	
デンプングリコール酸ナトリウム	9 <u>2</u> 7	トリメブチンマレイン酸塩	
7		トルナフタート	
F		トルナフタート液	
		トルブタミド	
乾燥痘そうワクチン		トルブタミド錠	
乾燥細胞培養痘そうワクチン	··· <i>928</i>	トルペリゾン塩酸塩	
トウモロコシ油	$\cdots 928$	Lートレオニン	972
ドキサゾシンメシル酸塩	$\cdots 929$	トレハロース水和物	973
ドキサゾシンメシル酸塩錠	$\cdots 929$	トレピブトン	974
ドキサプラム塩酸塩水和物	··· <i>930</i>	ドロキシドパ	975
ドキシサイクリン塩酸塩水和物	··· <i>931</i>	ドロキシドパカプセル	976
ドキシフルリジン	··· <i>933</i>	ドロキシドパ細粒	976
ドキシフルリジンカプセル	··· <i>933</i>	トロキシピド	977
ドキソルビシン塩酸塩	··· <i>934</i>	トロキシピド細粒	978
注射用ドキソルビシン塩酸塩	··· <i>935</i>	トロキシピド錠	979
トコフェロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· <i>936</i>	トロピカミド	979
トコフェロールコハク酸エステルカルシウム	··· <i>937</i>	ドロペリドール	980
トコフェロール酢酸エステル		トロンビン	981
トコフェロールニコチン酸エステル		豚脂	
トスフロキサシントシル酸塩水和物	940	ドンペリドン	
トスフロキサシントシル酸塩錠			
トドララジン塩酸塩水和物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ナ	
ドネペジル塩酸塩		,	
ドネペジル塩酸塩細粒		ナイスタチン	982
ドネペジル塩酸塩錠		ナタネ油	
ドパミン塩酸塩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ナテグリニド	
ドパミン塩酸塩注射液		ナテグリニド錠 ····································	
トフィソパム		ナドロール	
ドブタミン塩酸塩		ナファゾリン塩酸塩	
トブタミノ塩酸塩 ···································		ナファゾリン硝酸塩 ····································	
トノフマイ <i>ンン</i> ···································		ナファソリン朝酸塩 ····· ナファゾリン・クロルフェニラミン液 ··········	
トラザミド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ナファモスタットメシル酸塩	
トラネキサム酸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ナブメトン	
トラネキサム酸カプセル		ナブメトン錠	
トラネキサム酸錠	··· <i>953</i>	ナプロキセン	991

(14) 目 次

ナリジクス酸	991		
ナロキソン塩酸塩	992	ハ	
白色軟膏	993		
		バカンピシリン塩酸塩	
= =		白糖	
		精製白糖	
ニカルジピン塩酸塩		バクロフェン	
ニカルジピン塩酸塩注射液		バクロフェン錠	
ニコチン酸	995	バシトラシン	1029
ニコチン酸注射液		乾燥破傷風ウマ抗毒素	
ニコチン酸アミド	996	沈降破傷風トキソイド	1030
ニコモール	997	バソプレシン注射液	1030
ニコモール錠	997	パニペネム	
ニコランジル		パパベリン塩酸塩	
ニザチジン		パパベリン塩酸塩注射液	1034
ニザチジンカプセル	1000	乾燥はぶウマ抗毒素	1034
二酸化炭素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1000	沈降はぶトキソイド	1034
ニセリトロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1001	バメタン硫酸塩	1035
ニセルゴリン	1002	パラアミノサリチル酸カルシウム水和物	1035
ニセルゴリン散	1003	パラアミノサリチル酸カルシウム顆粒	1036
ニセルゴリン錠	1004	パラオキシ安息香酸エチル	1037
ニトラゼパム	1005	パラオキシ安息香酸ブチル	1037
ニトレンジピン	1006	パラオキシ安息香酸プロピル	1038
ニトレンジピン錠	1006	パラオキシ安息香酸メチル	1038
ニトログリセリン錠	1008	パラフィン	1039
ニフェジピン	1009	流動パラフィン	1039
日本脳炎ワクチン	1009	軽質流動パラフィン	1040
乾燥日本脳炎ワクチン	1009	パラホルムアルデヒド	1041
乳酸	1010	歯科用パラホルムパスタ	1041
L-乳酸	1010	Lーバリン	1042
乳酸カルシウム水和物	1011	パルナパリンナトリウム	1042
L-乳酸ナトリウム液	1012	バルビタール	1044
無水乳糖	1013	バルプロ酸ナトリウム	1045
乳糖水和物	1014	バルプロ酸ナトリウム錠	1045
尿素	1014	バルプロ酸ナトリウムシロップ	1046
ニルバジピン	1015	ハロキサゾラム	1047
ニルバジピン錠	1016	ハロタン	1048
		ハロペリドール	1049
ネ		ハロペリドール細粒	1050
		ハロペリドール錠	
ネオスチグミンメチル硫酸塩	1017	パンクレアチン	1051
ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液		パンクロニウム臭化物	
		バンコマイシン塩酸塩	
)		注射用バンコマイシン塩酸塩	1054
		パンテチン	
ノスカピン	1018	パントテン酸カルシウム	
/ スカピン塩酸塩水和物		A CONTRACTOR OF A	1000
ノルアドレナリン		Ł	
ノルアドレナリン注射液 ······		_	
ノルエチステロン		精製ヒアルロン酸ナトリウム	1056
ノルゲストレル ····································		沈降 B 型肝炎ワクチン	
ノルゲストレル・エチニルエストラジオール錠		ピオグリタゾン塩酸塩	
ノルトリプチリン塩酸塩		ピオグリタゾン塩酸塩錠	
ノルフロキサシン		ビオチン ····································	
フルフロスリンン	1024	L オ ノ マ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1059

ピコスルファートナトリウム水和物 1060	ピリドキシン塩酸塩	1097
ビサコジル1061	ピリドキシン塩酸塩注射液	1098
ビサコジル坐剤1061	ピリドスチグミン臭化物	1099
乾燥BCGワクチン1062	ピレノキシン	1099
L-ヒスチジン1062	ピレンゼピン塩酸塩水和物	1100
L-ヒスチジン塩酸塩水和物	ピロ亜硫酸ナトリウム	
ビソプロロールフマル酸塩1064	ピロカルピン塩酸塩	
ビソプロロールフマル酸塩錠 1064	ピロキシカム	1102
ビタミンA油 ············1065	ピロキシリン	1103
ビタミンA油カプセル ······ 1066	ピロールニトリン	1103
複方ビタミンB散 ····································	ビンクリスチン硫酸塩	
人全血液	ピンドロール	
人免疫グロブリン1067	ビンブラスチン硫酸塩	
ヒドララジン塩酸塩1067	注射用ビンブラスチン硫酸塩	
ヒドララジン塩酸塩散1068		
ヒドララジン塩酸塩錠1068	フ	
注射用ヒドララジン塩酸塩 1068		
ヒドロキシジン塩酸塩・・・・・・・・1069	ファモチジン	1108
ヒドロキシジンパモ酸塩 1069	ファモチジン散	
ヒドロキシプロピルセルロース	ファモチジン錠	
低置換度ヒドロキシプロピルセルロース1071	ファモチジン注射液	
ヒドロキソコバラミン酢酸塩	注射用ファモチジン	
ヒドロクロロチアジド············1073	ファロペネムナトリウム水和物	
ヒドロコタルニン塩酸塩水和物	ファロペネムナトリウム錠	
ヒドロコルチゾン	シロップ用ファロペネムナトリウム	
ヒドロコルチゾンコハク酸エステル····································	フィトナジオン	
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム1076	乾燥弱毒生風しんワクチン	
ヒドロコルチゾン酢酸エステル … 1077	フェキソフェナジン塩酸塩	
ヒドロコルチゾン・ジフェンヒドラミン軟膏1078	フェニトイン	
ヒドロコルチゾン酪酸エステル	フェニトイン散	
ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム1079	フェニトイン錠	
ピブメシリナム塩酸塩・・・・・・ 1081	注射用フェニトインナトリウム	
ピブメシリナム塩酸塩錠1081	L-フェニルアラニン	
ヒプロメロース · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	フェニルブタゾン	
ヒプロメロースフタル酸エステル································1084	フェニレフリン塩酸塩	
ピペミド酸水和物	フェネチシリンカリウム	
ピペラシリン水和物	フェノバルビタール	
ピペラシリンナトリウム	フェノバルビタール散10%	
注射用ピペラシリンナトリウム ································1088	フェノール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ピペラジンアジピン酸塩・・・・・・・・・1089	液状フェノール	
ピペラジンリン酸塩水和物	消毒用フェノール	
ピペラジンリン酸塩錠	フェノール水	
ビペリデン塩酸塩	消毒用フェノール水	
ビホナゾール 1091	フェノール・亜鉛華リニメント	
ヒマシ油	歯科用フェノール・カンフル	
加香ヒマシ油 ····································	フェノールスルホンフタレイン	
ピマリシン	フェノールスルホンフタレイン注射液	
ヒメクロモン	フェルビナク	
ピモジド	フェンタニルクエン酸塩	
沈降精製百日せきワクチン ·····························1095	フェンブフェン	
	ブクモロール塩酸塩	
ピラジナミド ························1095	フシジン酸ナトリウム	
ピラルビシン ····································	ブシラミン	
ピランテルパモ酸塩	ブシラミン錠 ····································	
1000		1101

ブスルファン1132	ブレオマイシン塩酸塩	···1179
ブチルスコポラミン臭化物1133	ブレオマイシン硫酸塩	1181
ブテナフィン塩酸塩1134	フレカイニド酢酸塩	1182
ブテナフィン塩酸塩液1135	フレカイニド酢酸塩錠	1183
ブテナフィン塩酸塩クリーム ······ 1135	プレドニゾロン	1184
ブテナフィン塩酸塩スプレー1136	プレドニゾロン錠	1185
ブドウ酒1136	プレドニゾロンコハク酸エステル	
ブドウ糖1138	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	1187
ブドウ糖注射液 ·······1139	プレドニゾロン酢酸エステル	1188
ブトロピウム臭化物1139	プレドニゾロンリン酸エステルナトリウム	1188
ブナゾシン塩酸塩1140	プロカイン塩酸塩	1190
ブフェトロール塩酸塩1141	プロカイン塩酸塩注射液	1190
ブプラノロール塩酸塩	プロカインアミド塩酸塩	1191
ブプレノルフィン塩酸塩1142	プロカインアミド塩酸塩錠	1192
ブホルミン塩酸塩1143	プロカインアミド塩酸塩注射液	1193
ブホルミン塩酸塩錠	プロカテロール塩酸塩水和物	··· 1193
ブホルミン塩酸塩腸溶錠	プロカルバジン塩酸塩	1194
ブメタニド1146	プログルミド	1195
フラジオマイシン硫酸塩1147	プロクロルペラジンマレイン酸塩	1195
プラステロン硫酸エステルナトリウム水和物1148	プロクロルペラジンマレイン酸塩錠	1196
プラゼパム1148	プロゲステロン	·· 1197
プラゼパム錠 ······1149	プロゲステロン注射液	·· 1198
プラゾシン塩酸塩1150	フロセミド	·· <i>1198</i>
プラノプロフェン ······ 1151	フロセミド錠	$\cdots 1199$
プラバスタチンナトリウム ······ 1152	フロセミド注射液	·· 1200
プラバスタチンナトリウム液 ·······1153	プロタミン硫酸塩	·· 1201
プラバスタチンナトリウム細粒 ······· 1154	プロタミン硫酸塩注射液	·· 1201
プラバスタチンナトリウム錠······1155	プロチオナミド	$\cdots 1202$
フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム1157	プロチレリン	$\cdots 1203$
フラボキサート塩酸塩1158	プロチレリン酒石酸塩水和物	$\cdot \cdot 1203$
プリミドン ······1159	プロテイン銀	$\cdot\cdot 1204$
フルオキシメステロン ······1160	プロテイン銀液	
フルオシノニド1161	プロパフェノン塩酸塩	·· 1205
フルオシノロンアセトニド1161	プロパフェノン塩酸塩錠	·· 1206
フルオレセインナトリウム1163	プロパンテリン臭化物	
フルオロウラシル1163	プロピベリン塩酸塩	
フルオロメトロン1164	プロピベリン塩酸塩錠	·· 1208
フルコナゾール1165	プロピルチオウラシル	·· 1210
フルジアゼパム ······1166	プロピルチオウラシル錠	·· 1210
フルシトシン1166	プロピレングリコール	·· 1211
フルスルチアミン塩酸塩1167	プロブコール	·· 1211
フルタミド1168	プロブコール細粒	·· 1212
フルトプラゼパム1169	プロブコール錠	·· 1213
フルトプラゼパム錠1170	プロプラノロール塩酸塩	·· 1214
フルドロコルチゾン酢酸エステル1171	プロプラノロール塩酸塩錠	
フルニトラゼパム1172	フロプロピオン	
フルフェナジンエナント酸エステル	フロプロピオンカプセル	
フルボキサミンマレイン酸塩1173	プロベネシド	
フルボキサミンマレイン酸塩錠	プロベネシド錠	
フルラゼパム 1175	ブロマゼパム	
フルラゼパムカプセル・・・・・・・1176	ブロムヘキシン塩酸塩	
フルラゼパム塩酸塩	プロメタジン塩酸塩	
プルラン 1177	フロモキセフナトリウム	
フルルビプロフェン	注射用フロモキセフナトリウム	$\cdots 1222$

ブロモクリプチンメシル酸塩······ <i>1222</i>	ベンゼトニウム塩化物液	1269
ブロモバレリル尿素 ····· <i>1223</i>	ベンセラジド塩酸塩	1270
Lープロリン 1224	ペンタゾシン	1270
	ペントキシベリンクエン酸塩	1271
^	ベントナイト	1271
	ペントバルビタールカルシウム	1272
ベカナマイシン硫酸塩1225	ペンブトロール硫酸塩	1273
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル1226		
ベザフィブラート ······ 1227	ホ	
ベザフィブラート徐放錠1228		
ベタキソロール塩酸塩	ホウ酸	1274
ベタネコール塩化物 ····································	ホウ砂	
ベタヒスチンメシル酸塩 ····································	抱水クロラール	
ベタヒスチンメシル酸塩錠 ····································	ボグリボース	
ベタミプロン	ボグリボース錠	
ベタメタゾン1233	ホスホマイシンカルシウム水和物	
ベタメタゾン錠 ···········1234	ホスホマイシンナトリウム	
ベタメタゾン吉草酸エステル・・・・・・・・・・1235	注射用ホスホマイシンナトリウム	
ベタメタゾン吉草酸エステル・	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	
ゲンタマイシン硫酸塩クリーム1236	ポビドン	
ベタメタゾン吉草酸エステル・	ポビドンヨード	
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏1237	ホマトロピン臭化水素酸塩	
ベタメタゾンジプロピオン酸エステル·······1238	ホモクロルシクリジン塩酸塩	
ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム·······················1239	経口生ポリオワクチン	
ペチジン塩酸塩	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	
ペチジン塩酸塩注射液・・・・・・1241	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム	
ベニジピン塩酸塩 ············1242	ポリソルベート80	
「1242 ベニジピン塩酸塩錠 ・・・・・・ 1243	ホリナートカルシウム	
1243 ヘパリンカルシウム 1244	ポリミキシンB硫酸塩	
~パリンナトリウム	ホルマリン	
- ペパリンナトリウム注射液 ····································	ホルマリン水	
ペプロマイシン硫酸塩 ····································	ホルモテロールフマル酸塩水和物	
注射用ペプロマイシン硫酸塩	かんて プロールフィル酸塩水和物	1209
任	7	
	*	
ペミロラストカリウム錠 ···········1253	マイトマイシンC	1000
シロップ用ペミロラストカリウム 1253		
ベラパミル塩酸塩	注射用マイトマイシンC	
ベラパミル塩酸塩錠	マーキュロクロム	
ベラプロストナトリウム・・・・・・1255	マーキュロクロム液	
ベラプロストナトリウム錠······1256	マクロゴール400	
ペルフェナジン	マクロゴール1500	
ペルフェナジン錠 ··········1258	マクロゴール4000	
ペルフェナジンマレイン酸塩·······1259	マクロゴール6000	
ペルフェナジンマレイン酸塩錠1260	マクロゴール20000	
ベルベリン塩化物水和物 1261	マクロゴール軟膏	
ベンザルコニウム塩化物	乾燥弱毒生麻しんワクチン	
ベンザルコニウム塩化物液 1262	マニジピン塩酸塩	
濃ベンザルコニウム塩化物液50 · · · · · · 1263	マニジピン塩酸塩錠	
ベンジルアルコール1263	マプロチリン塩酸塩	
ベンジルペニシリンカリウム1265	乾燥まむしウマ抗毒素	
注射用ベンジルペニシリンカリウム1266	マルトース水和物	
ベンジルペニシリンベンザチン水和物1266	Dーマンニトール	
ベンズブロマロン1268	D-マンニトール注射液	1300

ベンゼトニウム塩化物 …… 1269

	メトクロプラミド	1334
	メトクロプラミド錠	1335
	メトトレキサート	1336
ミグレニン1300	メトトレキサートカプセル	1336
ミクロノマイシン硫酸塩 1301	メトプロロール酒石酸塩	1337
ミコナゾール1302	メトプロロール酒石酸塩錠	1338
ミコナゾール硝酸塩 1302	メトホルミン塩酸塩	1339
ミゾリビン1303	メトホルミン塩酸塩錠	
ミゾリビン錠 1304	メトロニダゾール	1340
ミツロウ	メトロニダゾール錠	
サラシミツロウ · · · · · · 1305	メナテトレノン	
ミデカマイシン1306	メピチオスタン	
ミデカマイシン酢酸エステル ····· 1306	メピバカイン塩酸塩	
ミノサイクリン塩酸塩1307	メピバカイン塩酸塩注射液	
ミノサイクリン塩酸塩錠	メフェナム酸	
注射用ミノサイクリン塩酸塩 1309	メフルシド	
ミョウバン水	メフルシド錠	
	メフロキン塩酸塩	
Δ	メペンゾラート臭化物	
	メルカプトプリン水和物	
ムピロシンカルシウム水和物 1310	メルファラン	
ムピロシンカルシウム軟膏・・・・・・ 1311	メロペネム水和物	
2011	注射用メロペネム	
*		
,	dlーメントール	
メキシレチン塩酸塩 1312	<i>l</i> ーメントール	1502
	モ	
メキタジン		
メグルミン	モサプリドクエン酸塩水和物	1959
メクロフェノキサート塩酸塩 ···········1314 メコバラミン ··········1215		
メコバラミン 1315 ファレニ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	モサプリドクエン酸塩散	
メストラノール	モサプリドクエン酸塩錠	
メダゼパム 1316	モノステアリン酸アルミニウム	
メタンフェタミン塩酸塩 ·········1317	モノステアリン酸グリセリン	
Lーメチオニン	モルヒネ塩酸塩水和物	
メチクラン	モルヒネ塩酸塩錠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
メチラポン 1319	モルヒネ塩酸塩注射液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
dl-メチルエフェドリン塩酸塩	モルヒネ・アトロピン注射液	1360
dl-メチルエフェドリン塩酸塩散10%	47	
メチルエルゴメトリンマレイン酸塩1321	T	
メチルエルゴメトリンマレイン酸塩錠1322	電田では 、	1001
メチルジゴキシン	薬用石ケン	
メチルセルロース	薬用炭	
メチルテストステロン・・・・・・1326	ヤシ油	1362
メチルテストステロン錠 ······ 1326	_	
メチルドパ水和物 ······ 1327	ユ	
メチルドパ錠		
メチルプレドニゾロン1329	ユーカリ油	
メチルプレドニゾロンコハク酸エステル <i>1330</i>	ユビデカレノン	1363
メチルベナクチジウム臭化物 ····································		
メチルロザニリン塩化物 1331	ヨ	
メテノロンエナント酸エステル ····································		
メテノロンエナント酸エステル注射液1332	ョウ化カリウム	
メテノロン酢酸エステル1333	ヨウ化ナトリウム	1364
メトキサレン	ョウ化ナトリウム(123 I)カプセル······	

ョウ化ナトリウム(¹³¹ I)液136c	<i>5</i> リボスタマイシン硫酸塩	1404
ョウ化ナトリウム(131 I) カプセル136	<i>5</i> リボフラビン	·····1408
ョウ化人血清アルブミン(¹³¹ I)注射液136	5 リボフラビン散	1408
ョウ化ヒプル酸ナトリウム(131 I)注射液136	5 リボフラビン酪酸エステル	1406
葉酸	5 リボフラビンリン酸エステルナトリウム	1407
葉酸錠	6 リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液	1408
葉酸注射液	7 リマプロスト アルファデクス	1408
ョウ素136	7 硫酸亜鉛水和物	1409
ヨーダミド······136	8 硫酸亜鉛点眼液	1410
ヨーダミドナトリウムメグルミン注射液 <i>136</i>	8 乾燥硫酸アルミニウムカリウム	1410
ョードチンキ · · · · · · 136	9 硫酸アルミニウムカリウム水和物	1410
希ヨードチンキ137	0 硫酸カリウム	1411
歯科用ヨード・グリセリン137	0 硫酸鉄水和物	1411
複方ヨード・グリセリン137	7 硫酸バリウム	1412
ヨード・サリチル酸・フェノール精137.	2 硫酸マグネシウム水和物	1412
ヨードホルム137.	3 硫酸マグネシウム水	1413
	硫酸マグネシウム注射液	1415
ラ	リンゲル液	1413
	リンコマイシン塩酸塩水和物	1414
ラウリル硫酸ナトリウム137	リンコマイシン塩酸塩注射液	1418
ラウロマクロゴール・・・・・・137	4 無水リン酸水素カルシウム	1418
ラクツロース ······ 137		
ラタモキセフナトリウム137	5 リン酸水素ナトリウム水和物 ······	1416
ラッカセイ油137	7 リン酸二水素カルシウム水和物	1417
ラナトシドC137	7	
ラナトシドC錠 ·······1378	ν	
ラニチジン塩酸塩 ······ 137	9	
加水ラノリン138	0 レセルピン	1418
精製ラノリン138	1 レセルピン散0.1%	1419
ラベタロール塩酸塩 138	1 レセルピン錠	1419
ラベタロール塩酸塩錠 138.	2 レセルピン注射液	1420
ラベプラゾールナトリウム138	3 レチノール酢酸エステル	1420
	レチノールパルミチン酸エステル	1421
У	レナンピシリン塩酸塩	1421
	レバミピド	1423
リオチロニンナトリウム138	4 レバミピド錠	1424
リオチロニンナトリウム錠 138	5 レバロルファン酒石酸塩	·····1428
リシノプリル水和物138	6 レバロルファン酒石酸塩注射液	1426
リシノプリル錠 ······ 138		1427
Lーリシン塩酸塩 138c	8 レボチロキシンナトリウム錠	1427
L-リシン酢酸塩 138.	9 レボドパ	1428
リスペリドン139	0 レボフロキサシン水和物	1429
リスペリドン細粒139.	1 レボメプロマジンマレイン酸塩	1430
リスペリドン錠 ·······139.	2	
リスペリドン内服液139	3 [□]	
リセドロン酸ナトリウム水和物139		
リセドロン酸ナトリウム錠 139		1431
リゾチーム塩酸塩 139		
リドカイン ······ 1396		
リドカイン注射液 1396		
リトドリン塩酸塩 139.		
リトドリン塩酸塩錠 ······ 140cm		
リファンピシン ·······140		1436
リファンピミハカプセル	9 ロキタマイシンソ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 97

(20) 目 次

ロキタマイシン錠	1438
ロサルタンカリウム	1439
ロラゼパム	1440

ワ

ワイル病秋やみ混合ワクチン ······1441
黄色ワセリン1441
白色ワセリン ·······1441
親水ワセリン1442
ワルファリンカリウム ······1442
ワルファリンカリウム錠1443

第十六改正日本薬局方

医薬品各条 生薬等目次

	オウレン	1462
ア	オウレン末	1462
	黄連解毒湯エキス	1463
アカメガシワ	オンジ	
アセンヤク1445	オンジ末	1465
アセンヤク末1445		
アヘン・トコン散1445	カ	
アマチャ1446		
アマチャ末1446	カゴソウ	1466
アラビアゴム ····· 1446	カシュウ	1466
アラビアゴム末 ······ 1447	ガジュツ	1466
アロエ	カッコウ	1467
アロエ末1448	カッコン	1467
アンソッコウ ····· 1449	葛 根湯エキス	1468
アンモニア・ウイキョウ精1449	カッセキ	1470
	カノコソウ	1470
1	カノコソウ末	1471
	加味逍遙散エキス	1471
イレイセン1449	カロコン	1474
インチンコウ ······1450	カンキョウ	1474
インヨウカク ······1450	カンゾウ	1474
	カンゾウ末	1475
ウ	カンゾウエキス	1476
	カンゾウ粗エキス	1476
ウイキョウ ····· <i>1451</i>	カンテン	1477
ウイキョウ末 ······ 1451	カンテン末	1477
ウイキョウ油 ······ 1451		
ウコン ······ 1452	丰	
ウコン末 ······· 1452		
ウヤク ······ 1453	キキョウ	1478
ウワウルシ ······ 1454	キキョウ末	
ウワウルシ流エキス ······ 1454	キキョウ流エキス	
	キクカ	
工	キササゲ	
	キジツ	
エイジツ1455	キョウカツ	
エイジツ末1455	キョウニン	
エンゴサク	キョウニン水	1481
エンゴサク末 ······ 1456	} +	
-l-	Ź .	
才	H	1.401
١٨٣٨ - ١٨٣٨	クコシ	
オウギ	クジン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
オウゴン	クジン末	
オウゴン末	苦味チンキ	1482
オウセイ 1459 ナウバカ 1450	٣	
オウバク 1459 ナウバカナ 1460	′/	
オウバク末	ケノガノ	1400
パップ用複方オウバク散 1461	ケイガイ	
オウバク・タンナルビン・ビスマス散1461	桂枝茯苓丸エキス	1483

ケイヒ	1181		
ァイヒ ケイヒ末 ······		シ	
ケイヒ油		~	
ァイト価 ケツメイシ ····································		ジオウ	1519
ァッパイン ケンゴシ ····································		シゴカ	
ァンーン ゲンチアナ ·········		ジコッピ	
ァッテァ ゲンチアナ末 ······		シコン	
, マ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		シツリシ	
ゲンノショウコ ····································		シャクヤク	
ゲンノショウコ末 ····································		シャクヤク末	
	1407	芍薬甘草湯エキス	
コ		ジャショウシ	
		シャゼンシ	
コウイ	1488	シャゼンソウ	
ー ノー コウカ		十全大補湯エキス	
ー , ,		苦味重曹水	
 コウブシ ·····		ジュウヤク ····································	
		シュクシャ	
コウベイ		シュクシャ末	
- コウボク		ショウキョウ	
コウボク末		ショウキョウ末	
ゴオウ		小柴胡湯エキス	
ゴシツ		ショウズク	
牛車腎気丸エキス		小青竜湯エキス	
ゴシュユ		ショウマ	
ゴボウシ		シンイ	
ゴマ		真武湯エキス	
ゴミシ	1497		
コロンボ	1497	セ	
コロンボ末	1497		
コンズランゴ	1497	セッコウ	1529
コンズランゴ流エキス	1498	焼セッコウ	1530
		セネガ	
サ			1530
サ		セネガ	1530 1530
	1498	セネガ ····································	
サイコ		セネガ ····································	
サイコ ······ 柴胡桂枝湯エキス ······	1499	セネガ	
サイコ 柴胡桂枝湯エキス	1499 1501	セネガ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ		セネガ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ 柴胡桂枝湯エキス サイシン 柴朴湯エキス 柴苓湯エキス	1499 1501 1502 1504	セネガ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ 柴胡桂枝湯エキス サイシン 柴朴湯エキス 柴苓湯エキス サフラン	1499 1501 1502 1504 1507	セネガ セネガ末 セネガシロップ センキュウ センキュウ末 ゼンコ センコツ センソ	
サイコ		セネガ セネガ末 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ		セネガ セネガ末 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ 柴胡桂枝湯エキス サイシン 柴朴湯エキス 柴苓湯エキス サフラン サンキライ サンキライ末 サンザシ		セネガ セネガ末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ		セネガ セネガ末 セネガシロップ センキュウ センキュウ末 ゼンコ センコツ センソ センナ センナ センナ センナホ センブリ	
サイコ		セネガ セネガ末 セネガシロップ センキュウ センキュウ末 ゼンコ センコツ センソ センナ センナ センナ センナホ センブリ	
サイコ		セネガ セネガ末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ 柴胡桂枝湯エキス サイシン 柴朴湯エキス 柴苓湯エキス … サフラン … サンキライ … ・ サンキライ末 ・ サンザシ ・ ・ ・ サンシシ末 ・ ・ ・ サンショウ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		セネガ セネガ末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ		セネガ セネガ末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		セネガ セネガ末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サイコ		セネガ: セネガ末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

タ

=

ダイオウ	ニガキ	1560
ダイオウ末 ······ 1540	ニガキ末	
複方ダイオウ・センナ散	ニクズク ···································	
大黄甘草湯エキス ····································	ニンジン ···································	
無コウイ大建中湯エキス · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ニンジン末	
タイソウ	ニンドウ ······	
タクシャ		1000
タクシャ末	N	
チ	バイモ	1564
	バクモンドウ	
チクセツニンジン ······ 1544	麦門冬湯エキス	1564
チクセツニンジン末 ······ 1544	八味地黄丸エキス	1566
チモ	ハチミツ	1569
チョウジ ······ 1545	ハッカ	1569
チョウジ末 ······ 1546	ハッカ水	
チョウジ油	ハッカ油	1570
チョウトウコウ	ハマボウフウ	1570
釣藤散エキス ······ 1547	ハンゲ	1571
チョレイ	半夏厚朴湯エキス	1571
チョレイ末1550		
チンピ ······1550	と	
テ	ビャクゴウ	
	ビャクシ	
テンマ ······ 1551	ビャクジュツ	
テンモンドウ ······ <i>1551</i>	ビャクジュツ末	
	ビワヨウ	
F	ビンロウジ	1575
1 - 나 나	7	
トウガシ		
トウガラシ ····································	ブクリョウ	1575
トウガラシチンキ ····································	ブクリョウ末	
トウガラシ・サリチル酸精······ <i>1554</i>	ブシ ····································	
トウキ	ブシ末	1977
トウニン 1555	^	
トウニン末	·	
トウヒ	ベラドンナコン	1578
トウヒシロップ	ベラドンナエキス	
トウヒチンキ	ヘンズ	
ドクカツ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1000
トコン	赤	
トコン末		
トコンシロップ	ボウイ	1580
トチュウ	ボウコン	
トラガント	ボウフウ	
トラガント末 ·························1560	ボクソク	
1000	ボタンピ	
	ボタンピ末	
	417 V C/N	1002

(24) 目 次

補中益気湯エキス		
ホミカ ······ 1586	У	
ホミカエキス ······ 1586		
ホミカエキス散1587	六君子湯エキス	1592
ホミカチンキ ······ 1587	リュウガンニク	1594
ボレイ	リュウコツ	1594
ボレイ末 ······ 1588	リュウコツ末	1595
	リュウタン	1595
7	リュウタン末	1596
	リョウキョウ	
マオウ1589	苓桂朮甘湯エキス	1596
マクリ1589		
マシニン	u	
モ	レンギョウ	1598
	レンニク	1598
モクツウ ······ 1590		
モッコウ ····· 1590	口	
t	ロジン	1599
	ロートコン	
ヤクチ 1591	ロートエキス	
ヤクモソウ ······ <i>1591</i>	ロートエキス散	
	ロートエキス・アネスタミン散	
ユ	ロートエキス・カーボン散	
	複方ロートエキス・ジアスターゼ散	
ユウタン1591	ロートエキス・タンニン坐剤	
	ロートエキス・パパベリン・アネスタミン散	
ヨ	ローヤルゼリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	· · · · · ·	
ヨクイニン		
ョクイニン末 ······ 1592		

第十六改正日本薬局方

日本薬局方沿革略記

日本薬局方の制定は明治13年10月衛生局長長與專齋の建議に基づいて内務卿松方正義が太政官に何書を提出したことによっている。その何書の大要は「第一、本邦未た薬局方の律書あらす處方製劑に一定の標準なく、英局方の用量に從て獨局方の製劑を与ふるか如き危險の誤謬を生し易し、第二、製藥をなす者各國各異の薬局方に據りて便宜製煉するを以て其名均しくして其質同しからす其性同しけれとも其稱異なる物市場に紛聚するの弊害を續出せり、第三、輸入藥品の検査に際し我に其良否を判決すへき一定の憑據なきを以て各輸出國の局方に據りて特別の試驗を要するか如き當事者其煩雜に堪へす。加之近今製劑業者我藥局方の制なきに乘し外國局方中原質廉價の物を撰抜して調製の用に充て名實紊亂射利相競ふの風日を逐て滋、甚しとす。而して此等の諸弊を防遏するの途一に日本藥局方の制を定むるに在るのみ因で之か選定編纂の事を舉て中央衞生會に委任あらんことを請ふ」とある。明治13年11月、太政官から中央衛生会に日本薬局方の選定を委任し、明治14年1月、日本薬局方編集総裁及び委員の任命があり、総裁は元老院幹事細川潤次郎、委員は陸軍軍医総監松本順、同軍医監林紀、海軍軍医総監戸塚文海、一等侍医ドクトル池田謙齋、内務省衛生局長長與專齋、東京大学医学部教授三宅秀、海軍中医監高木兼寛、陸軍二等薬剤正兼二等軍医正永松東海、柴田承桂、東京司薬場教師オランダ人ドクトルエーキマン、横浜司薬場教師オランダ人ドクトルゲールツ、東京大学医学部教師ドイツ人ドクトルベルツ及びドクトルランガルト、オランダ人ドクトルブッケマンであった。

明治 14 年 1 月日本薬局方編集委員会を開始し、その第 1 回において、まず薬局方の通則、体例及び詳略の程度を定める件並びに明治 10 年中内務省から司薬場教師ゲールツ及びドワルスに嘱して仮に編述したオランダ文及び邦文薬局方稿本をもって原案に供する件を議決した。そののち、明治 10 年編述の旧稿によらず、別にドイツ文をもって日本薬局方稿本を起草することを議決し、まず収載すべき薬品及び附表の品目を定め、続いて明治 15 年から薬局方稿本の編集及びその成案に対する審議を進行した。

明治 16 年 7 月,陸軍軍医監石黒忠悳,陸軍軍医監兼薬剤監緒方維準が日本薬局方編集委員に任命され,明治 17 年 4 月,元老院幹事 細川潤次郎が日本薬局方編集総裁を解かれ,内務大輔土方久元が代わって任命された.同年 9 月,東京大学医学部教師ドイツ人ドクトルスクリバを,同年 10 月,オランダ人ドクトルファンデルへ一デンをそれぞれ委員とした.明治 18 年 7 月,参事院議官子爵土方久元が日本薬局方編集総裁を解かれ,内務大輔芳川顯正がこれに代わった.明治 18 年 10 月 13 日,日本薬局方を全部完成し,総裁はこれを内務卿に具申し,同年 12 月,総裁及び委員はことごとくその任を解かれた.こうして明治 19 年 6 月 25 日,内務省令をもって,初めて日本薬局方を発布し,明治 20 年 7 月 1 日からこれを施行した.

この第一版日本薬局方に収載した薬品数は、468、終わりに製剤の通則、試薬、定規液及び常貯薬以下の 6 表を附け、また全部ラテン語の訳本を作って内務省から発行した。こうして薬局方の基礎となったドイツ語稿本の起草は最初ゲールツ及びランガルトが分担し、そののち、エーキマンが主として担当した。明治 23 年になって内務省衛生局は、エーキマンの起稿に係る第一版日本薬局方註釈を発行した。また、委員のほか、薬局方編集に参与したのは横浜司薬場長辻岡精輔、東京大学医学部助教授下山順一郎、同丹波敬三、同丹羽藤吉郎、内務省御用掛林洞海及び内務一等技手大中太一郎であった。

明治 21 年 4 月,第一版日本薬局方を改正するため帝国大学医科大学教授ドクトル長井長義,同高橋順太郎,同ドクトル下山順一郎,同ドクトル丹波敬三,同樫村清徳,内務三等技師辻岡精輔,同四等技師田原良純,同五等技師櫻井小平太,内務一等技手島田耕一及び柴田承桂を日本薬局方編集委員とし,同年 5 月,内務省衛生局長長與專齋を日本薬局方調査委員長,海軍軍医大監實吉安純を同委員とした。

日本薬局方調査委員はまず当時の薬局方の追加すべき薬品の品目を議し、塩酸コカイン及びアンチフェブリンの 2 品を採り、その稿案を議定し、明治 21 年 9 月内務省令をもってこれを発布した。そののち、委員は改正に急を要するところを調査したが、その条項が非常に多く、これを追加で発布することは通覧する上に不便があり、むしろ全面的に修正し、改正薬局方をもって現行薬局方に変更する方が優れていると認め、すみやかに改正の業を完成することに決めた。よって明治 21 年 9 月から、改正薬局方稿案の起草に着手し、明治 23 年 10 月に至るまで順次成案について審議し、明治 24 年 3 月全部の改正稿案を完成し、これを内務大臣に具申し、内務大臣は中央衛生会に諮問して同年 5 月内務省令をもって、改正日本薬局方を発布し、明治 25 年 1 月 1 日からこれを施行した。

第二版日本薬局方が発行されてから、ほとんど 10 年、医学及び薬学の進歩に伴って、再度の改正を必要とするようになり、明治 33 年 3 月勅令第 80 号をもって、日本薬局方調査会官制が発布され、同年 4 月内務省衛生局長長谷川泰を日本薬局方調査会長に、東京帝国大学医科大学教授理学博士薬学博士長井長義、同薬学博士下山順一郎、同薬学博士丹波敬三、同医学博士高橋順太郎、同医学博士青

山胤通,衛生試験所技師薬学博士田原良純,同辻岡精輔,同島田耕一,宮内省薬剤師長山田董,陸軍軍医監医学博士小池正直,同薬剤監平山増之助,海軍軍医大監木村壯介,同薬剤監高橋秀松,警視庁技師池口慶三及び医学博士樫村清徳を同委員に内務技師宮入慶之助を同幹事に,同年6月陸軍三等軍医正平井政適を同委員に任命した。明治34年5月,医学博士青山胤通委員を解かれ,東京帝国大学教授医学博士入澤達吉が代わって任命された。明治35年3月,幹事宮入慶之助退官のため,内務技師栗本庸勝がこれに代わった。同年7月,長谷川泰会長を解かれ,陸軍軍医総監男爵石黒忠悳が代わって任命された。同月,委員医学博士樫村清徳死去し,同年10月,佐藤佐が代わって任命され,同年12月幹事栗本庸勝転任のため,内務省参事官小原新三がこれに代わった。明治36年4月,幹事小原新三転任し,内務省衛生局長森田茂吉が代わって任命された。同年9月幹事森田茂吉転任し,後任に衛生局長窪田靜太郎が代わって任命された。同年12月,医学博士小池正直委員を解かれ,明治37年2月,東京帝国大学医科大学助教授薬学博士丹羽藤吉郎が代わって任命された。同年6月,委員辻岡精輔死去し,同年7月,衛生試験所技師齋藤寛猛が代わって任命された。

委員は明治 33 年 5 月、内務省において初回の会議を開き、調査の順序を定め、かつ、現行薬局方はその収載の薬品品目が比較的少数のため、実際上不便があるのでその範囲を拡張することを議決した。しかし、大改正することは長時日を要するので、全部の改正に先だち、新薬その他の薬品で当時広く使用されていたもの、すなわち没食子酸ほか 32 品、次にヂフテリア血清ほか 2 品、次に消毒用石灰酸水ほか 1 品を現行薬局方に追加することを決め、順次その稿本を議定した。すなわち、明治 33 年 11 月内務省令第 48 号、明治 36 年 6 月内務省令第 3 号及び明治 37 年 5 月内務省令第 8 号で発布したものがこれである。こうして明治 39 年 3 月に至り、全編の改正を完了し、これを内務大臣に具申し、内務大臣は明治 39 年 7 月内務省令第 21 号をもってこれを発布し、明治 40 年 1 月 1 日より施行した。第三改正日本薬局方がこれである。

日本薬局方の調査はこれを継続する必要があり、日本薬局方調査会を常設することとし、明治 39 年 3 月勅令第 53 号をもって次の官制が発布された.

日本薬局方調査会官制

(明治三十九年三月勅令第五十三、 号大正十年四月勅令第百号改正人

第一条 日本薬局方調査会は内務大臣の監督に属し日本薬局方改正に関する事項を調査す

第二条 日本薬局方調査会は会長一人委員十六人以内を以て之を組織す

臨時必要の場合に於ては前項定員の外臨時委員を命することを得

第三条 会長,委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

会長及委員の任期は四箇年とす但し必要ある場合に於ては任期中解任することを妨けす(削除)

第四条 日本薬局方調査会に幹事一人を置き内務省高等官を以て之に充つ

第五条 日本薬局方調査会に主査委員を置くことを得

主査委員は内務大臣委員中より之を命す

第六条 会長は会務及議事を整理し其決議を内務大臣に具申す

第七条 会長事故あるときは内務大臣の指定したる委員其事務を代理す

第八条 幹事は会長の指揮を承け庶務を整理す

第九条 日本薬局方調査会は議事規則を議定し内務大臣の認可を受くへし

第十条 会長,委員及幹事は一箇年五百円以内臨時委員には事件の軽重に応し其都度相当の手当を給することを得(削除)

第十一条 日本薬局方調査会に書記を置き内務省判任官を以て之に充つ

書記は会長及幹事の指揮を承け庶務に従事す

第十二条 書記には一箇年百円以内の手当を給することを得(削除)

附 則

本令は明治三十九年四月一日より之を施行す

本令施行の際現に会長、委員、幹事及書記たる者は別に辞令を用ひす其任を解かれたるものとす

明治39年4月,職員の任命を行い,以来調査を続行し、その結果として次の諸令の発布を見ることとなった.

明治 40 年 7 月内務省令第 18 号, 防疫用石炭酸追加の件ほか 4 件. 明治 41 年 12 月内務省令第 21 号, バクチ水の条項改正の件ほか 4 件. 明治 42 年 11 月内務省令第 22 号, 硼酸の条中改正の件ほか 34 件. 明治 43 年 5 月内務省令第 21 号, 阿片の条中改正の件。明治 44 年 12 月内務省令第 20 号, タンニン酸の条項改正の件ほか 11 件. 明治 45 年 5 月内務省令第 4 号, ヨードホルム綿の条中改正の件ほか 5 件. 大正 2 年 3 月内務省令第 2 号, アセトアニリードの条中改正の件ほか 33 件. 大正 2 年 12 月内務省令第 20 号, 含水ラノリンの条項改正の件ほか 8 件.

第三改正日本薬局方が発行されたのち、その間、数次の改正を行ったとはいえ、医学及び薬学の進歩に伴い、ことに欧州戦乱の影響によって大改正の必要を認め、大正4年3月日本薬局方第四次改正を議決し、同年4月より調査に着手したが、全部の終了には長時日を要するので、急を要するものはそのたびごとにその発布を具申した。すなわち大正4年10月内務省令第11号、デフテリア血清の条項改正の件ほか1件、大正5年1月内務省令第1号乳酸の条中改正の件がこれである。こうして大正9年5月全部の調査を完了し、新たに収載したもの73品、削除されたもの94品で、その間、5年2箇月を要した。大正9年12月内務省令第44号をもって発布された第四改正日本薬局方がこれである。その調査に従事した職員の氏名は薬学博士長井長義(会長)、医学博士文学博士 森 林太郎、薬学博士丹波敬三、木村壯介、医学博士高橋順太郎、医学博士本多忠夫、医学博士三浦謹之助、薬学博士田原良純、薬学博士池口慶三、鶴田禎次郎、薬学博士高橋三郎、薬学博士丹羽藤吉郎、薬学博士山田董、医学博士林春雄、医学博士宇野朗、薬学博士渡邊又治郎、薬学博士磯野周平、薬学博士朝比奈泰彦、佐藤佐(以上委員)、薬学博士西崎弘太郎、高橋増次郎、理学博士柴田桂太(以上臨時委員)、内務書記官山田準次郎、内務書記官湯澤三千男(以上幹事)であった。

薬局方調査会官制中第3条第2項,第10条及び第12条は大正10年4月勅令第100号をもって削除された.

第四改正日本薬局方が発布されたのち、改正されたものは次のとおりである.

大正 12 年 10 月内務省令第 43 号, クレゾール石鹸液の貯法改正の件. 大正 14 年 12 月内務省令第 27 号, 凡例中改正の件並びにアセトアニリードの条中改正の件ほか 72 件及び試薬燐酸のほか 2 件追加の件. 昭和 2 年 5 月内務省令第 29 号, コパイババルサムの条中ほか 1 件改正の件及び試薬メチルロート溶液追加の件. 昭和 3 年 11 月内務省令第 41 号, アヘンエキスの条項改正の件ほか 3 件条中改正の件.

第四改正日本薬局方が発行されてから 10 年, その間に前後 5 回にわたり 100 余種数十項についての改正を行ったが、学術の進歩に伴い新薬新製剤の製出は益々多くなり薬局方の根本的改正を促進する結果となった。そこで昭和 4 年 4 月日本薬局方第五次改正を行うこととなり、同年 9 月第 1 回本会議を開き、大改正の調査に関する全般の方針を定め、同年 10 月より主査委員は各担当の科目について調査に着手し、全部の改正に先だち緊急を要するものはその都度その発布を具申した。昭和 5 年 10 月内務省令第 31 号、クレゾール石鹸液の条中改正の件及びほか 1 件条項改正の件並びに海人草ほか 3 件追加の件、昭和 5 年 12 月内務省令第 35 号、バクチ水削除の件ほか杏仁水の条中改正の件及び葡萄糖ほか 6 件追加の件がこれである。また昭和 6 年 12 月から委員中特に編集委員を選定した。こうして昭和 4 年 9 月改版に着手してから昭和 6 年 12 月に至る 2 年 3 箇月間に、主査委員会 64 回、本会議 28 回を開催し、全編の改正を完了し内務大臣に具申した。この改正において新たに収載した薬品 46 品、削除した薬品 85 品、実験及び調査により改正又は加除したもの 900 余件、その他字句文章の改訂はほとんど全部にわたり行った。

昭和7年6月内務省令第21号でこれを発布し、同年10月1日から施行した。すなわち第五改正日本薬局方がこれである。その調査に従事した職員の氏名は薬学博士池口慶三(会長)、医学博士三浦謹之助、鶴田禎次郎、栗本庸勝、医学博士林春雄、薬学博士西崎弘太郎、薬学博士近藤平三郎、薬学博士渡邊又治郎、医学博士島薗順次郎、薬学博士高橋三郎、薬学博士慶松勝左衛門、薬学博士朝比奈泰彦、薬学博士磯野周平、医学博士北島多一、医学博士西野忠次郎、薬学博士服部健三、薬学博士緒方章(以上委員)、理学博士柴田桂太、薬学博士刈米達夫、今野運治、薬学博士杉井善雄、薬学博士瀧野勇(以上臨時委員)、内務書記官白松喜久代(幹事)であった。

日本薬局方調査会官制は昭和 10 年 9 月勅令第 274 号をもって新たに改正公布され、同時に明治 39 年勅令第 53 号日本薬局方調査会官制は廃止された。

日本薬局方調査会官制 (昭和十年九月二十日勅令第二百七十四号)

第一条 日本薬局方調査会は内務大臣の監督に属し其の諮問に応し日本薬局方の改正及衛生試験の方法に関する事項を調査審議す

第二条 調査会は会長一人及委員十六人以内を以て組織す

特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三条 会長は内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り関係各庁高等官及学識経験のある者の中より内閣に於て之を命す

会長並に学識経験ある者の中より命せられたる委員及臨時委員の任期は四年とす

但し会長及委員は特別の事由ある場合に於て、臨時委員は特別の事由ある場合又は当該特別事項の調査審議終了したる場合に於て任期中之を解任することを妨けす

第四条 会長は会務を総理す

会長事故あるときは内務大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五条 調査会に幹事を置く内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

幹事は会長の指揮を承け庶務を整理し臨時命を受け第一条に掲くる事項の調査に従事す

第六条 調査会に書記を置く内務大臣之を命す

書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

明治三十九年勅令第五十三号日本薬局方官制は之を廃止す

諸調査会等の職員旅費支給規則中日本薬局方調査会の職員に関する規定は本令に依る日本薬局方調査会に関する規定とす

昭和13年1月厚生省が新設され、日本薬局方調査会は内務大臣から厚生大臣の監督に属することになった。昭和23年7月に法律第197号をもって薬事法が新たに改正公布され、同法第61条によって、昭和10年勅令第274号日本薬局方調査会官制は廃止され、同法に基づいて薬事委員会を設立し同委員会内に公定書小委員会が設置され、公定書すなわち日本薬局方及び国民医薬品集並びにそれらの追補に関する原案を厚生大臣に提出する機関として新たに発足することになった。また同法第30条に基づき、ここに厚生大臣は公定書を発行し公布することになった。

第五改正日本薬局方を発布したのち、改正されたものは次のとおりである.

昭和7年10月内務省令第34号, 試薬稀硝酸中改正の件. 昭和8年12月内務省令第50号, 一般試験法中改正の件並びに葛澱粉の 条中改正の件ほか4件及び定規液十分定規チオ硫酸ソーダ液中改正の件. 昭和11年7月内務省令第18号, ベタナフトールの条中改正 の件及び劇薬表中改正の件. 昭和 12 年 5 月内務省令第 20 号,乳酸の条中改正の件ほか 21 件.昭和 13 年 6 月厚生省令第 9 号,ホル マリン石鹸液の条中改正の件ほか5件. 昭和14年8月厚生省令第27号,一般試験法中改正の件並びにアセトンの条中改正の件ほか 103 件、常備薬表、毒薬表及び劇薬表中改正の件、アセタルゾールほか 63 件追加の件及びキナ酒ほか 1 件削除の件、昭和 16 年 12 月 厚生省令第55号, 凡例中5項目追加の件, 一般試験法中改正の件並びにアセトアニリードの条中改正の件ほか166件及び劇薬表中改 正の件、甘藷澱粉ほか4件追加の件及びゲンチアナエキス削除の件、昭和17年11月厚生省令第57号、凡例中改正の件並びにクレゾ ールの条中改正の件外 14 件及び常備薬表中改正の件、アセトスルファミンほか 4 件追加の件及びクレゾールほか 3 件削除の件、昭和 18年11月厚生省令第49号, 白糖の条中改正の件ほか1件. 昭和19年4月厚生省令第15号, 凡例中改正の件, 一般試験法中改正の 件並びにアセタルゾールの条中改正の件ほか84件及び試薬中改正の件,玉蜀黍澱粉ほか25件追加の件及び塩酸キニーネ丸ほか3件削 除の件. 昭和19年9月厚生省令第32号, 塩化カルシウムの条中改正の件ほか2件, 硫酸コデインほか2件追加の件, ルゴール液削除 の件及びアミノ安息香酸エチルほか 23 件別名追加の件. 昭和 20 年 3 月厚生省令第8号, イヒチオール坐剤の条中改正の件ほか 10 件 及び消毒用アルコールほか1件追加の件、昭和21年3月厚生省令第13号、ビタミンC末の条中改正の件ほか3件及びヅルチン追加 の件. 昭和 21 年 6 月厚生省令第 27 号, 常備薬表中改正の件. 昭和 21 年 10 月厚生省令第 44 号, ビタミン B1 注射液の条中改正の件. 昭和 22 年 1 月厚生省令第 3 号、リゾールの条中改正の件ほか 2 件、昭和 23 年 5 月厚生省令第 15 号、ビタミン B1 液の条中改正の件 ほか8件.

昭和10年9月日本薬局方調査会官制の改正公布に伴い会長池口慶三はその任を解かれ、慶松勝左衛門が代わって会長に命ぜられた. 委員も相当の変動があり、また、以後委員は沈滞を更新するために現職主義を採用した. 昭和22年5月会長慶松勝左衛門はその任を解かれ、昭和22年10月緒方章が代わって会長に任命された. 昭和23年10月日本薬局方調査会が廃止され、新たに薬事委員会内に公定書小委員会が設立され委員長に緒方章が推挙された.

昭和7年6月第五改正日本薬局方を発布したのち、昭和23年10月に日本薬局方調査会を廃止するまでにその調査に従事した職員氏名は次のとおりである。

会	長	池	П	慶	三	慶村	公月	券左征	新門	緒	方		章				
委	員	淺	野	三=	fΞ	朝上	比奈	泰	彦	東		龍フ	比郎	石	館	守	三
		磯	野	周	亚	岡	田	文	秀	落	合	英	\equiv	柿	沼	昊	作
		勝	俣		稔	加	藤	於豆	包丸	神	林		浩	亀	Щ	孝	$\overline{}$
		ĮΙχ	米	達	夫	北	島	多	_	衣	笠		豊	栗	本	庸	勝
		小	泉	親	彦	近	藤	平3	三郎	小	林	芳	人	坂	П	康	蔵
		澤		重	民	柴	田	桂	太	島	薗	順池	欠郎	清	水	寅	次
		菅	澤	重	彦	高	木	誠	司	高	橋	三	郎	高	橋	新一	一郎
		高	橋	酉	蔵	田	П	文	太	田日	中 月	巴後ス	之郎	田	宮	猛	雄
		田	村	憲	造	鶴	田	禎後	欠郎	中	野	太	郎	灘	尾	弘	吉
		西	崎	弘之	太郎	西	野	忠视	欠郎	狭	間		茂	畑		忠	三
		服	部	健	三	林		信	夫	林		春	雄	藤	田	直	市
		保	利	信	明	町	口	英	三	松	尾		仁	三	浦	謹之	と助
		三	木	良	英	三月	日村	篤元	忠郎	宮	Щ	米	次	Щ	П	誠力	大郎

		渡	邊	又清	台郎												
臨時刻	委員	冏	部	勝	馬	池	田	文	治	石	尾	正	文	落	合	亀力	に郎
		今	野	運	治	佐々	木	隆	興	篠	田	淳	三	清	水	藤オ	京郎
		杉	井	善	雄	村	Щ	義	温	湯	淺	武	孫				
幹	事	井	Ш	俊	_	石	福	覺	治	伊	藤	幹	愛	江	本	龍	雄
		大	岡	増_	二郎	小	Ш	俊力	大郎	掛	見	喜-	一郎	加	藤	貞	武
		神	谷	秀	夫	上	尾	庄礼	欠郎	Щ	崎	近対	大郎	木	村	忠二	二郎
		熊	谷		洋	黒	野	吾	市	慶	松	_	郎	酒	井		威
		坂	上	米	次	清	水	辰	太	白	松	喜り	八代	白	松	篤	樹
		椙	Щ	庸	吉	田	邊	左	門	寺	田	安	_	長	澤	佳	熊
		野	間	正	秋	原		_	郎	日百	有田	義	治	福	地	言-	一郎
		宮	田	為	益	村	原	正	直	百	瀬		勉	森		喜	_
		Щ	П	_	孝	米	田	喜-	一郎								

昭和7年6月に公布した第五改正日本薬局方は発布以来実に18年を経過し、前述のとおりこの間に前後16回の改正が行われた.そ の間,薬局方の全面的改正の必要があったが,当時戦時下の国情は到底実現の困難なものであった.従って昭和14年及び昭和19年に 行われた改正は、収載医薬品も658品から758品に増加され、改正の事項もはなはだ多岐にわたり、本質的には改版に等しいものであ った. その後の科学の進歩発達, 新医薬品の発見発明は治療界に画期的な影響を与え, 昭和 20 年第二次世界大戦の終結とともに, わ が国においても急速に医薬品の変貌を見るに至ったので、これに応じてわが国の薬局方も全面的改正の必要に迫られた。ことにわが国 に重大な関係のあるアメリカ合衆国薬局方は、1947年に改正されたので、昭和22年5月日本薬局方調査会は第六次改正を行うことを 議決し、同年7月この新薬局方を範として調査に関する全般の大方針を決定するに至った。また組織についても広く知識を結集して調 査の万全を期する目的で、総括、有機、無機、生薬、製剤、血清ワクチン及び試薬の各部会を設置し、有機、無機、生薬及び製剤の各 部会は更に第一部会(東京)及び第二部会(関西)に分けて結成し、部会長及び部員の任命を行い、これを運営する大綱を定め、直ち に具体的調査に着手した.このようにして昭和22年7月改版に従事してから昭和25年8月に至るまで3年1箇月の間,委員会5回, 総合連絡会 4 回, 総括部会 116 回, 有機第一部会 42 回, 有機第二部会 51 回, 無機第一部会 21 回, 無機第二部会 37 回, 生薬第一部 会 41 回, 生薬第二部会 65 回, 製剤第一部会 56 回, 製剤第二部会 39 回, 血清ワクチン部会 20 回及び試薬部会 20 回を開催し全編の 改正を終了した. これより先,厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和 24 年法律第 154 号)により,薬事法の 一部を改正し、薬事委員会は薬事審議会と改め、緒方章引き続き会長の任に当たり、公定書小委員会は公定書小審議会と改称して引き 続き調査に従事し,昭和 25 年 10 月薬事審議会の議決を経て原案を厚生大臣に提出した.厚生大臣は昭和 26 年 3 月厚生省告示第 31 号をもって、第六改正日本薬局方として公布した。この改正において新たに収載したもの 141 品、削除したもの 243 品、収載品目は 634 品であった.

第六改正日本薬局方に従事した者は次のとおりである.

公定書小審議会

委 員 長	緒方	章												
委 員	東	龍太郎	冏	部	勝	馬	石	館	守	三	大	塚	_	矩
	落 合	英 二	尾腳	急山	秀	雄	柿	沼	昊	作	柿	沼	三	郎
	刈 米	達夫	木	村	康	_	木	村	雄四	回郎	桑	田		智
	慶 松	一郎	小	島	三	郎	小	林	芳	人	近	藤		龍
	清 水	藤太郎	菅	澤	重	彦	高	木	誠	可	高	橋	酉	蔵
	竹 内	甲子二	辰	濃	尚老	欠郎	田	中	丑:	旌	田	宮	猛	雄
	中村	敬三	西	野	忠心	欠郎	野	口	敬	身	畑		忠	三
	福 地	言一郎	不	破	龍猛		松	尾		仁	村	Щ	義	温
	矢 野	潔												
部 会 長	入 江	七 平	柿	沼	三	郎	ĮΙχ	米	達	夫	木	村	康	_
	木 村	雄四郎	桑	田		智	小	島	三	郎	近	藤		龍
	清 水	藤太郎	高	木	誠	司	畑		忠	三				
部 員	青 木	大	石	井	基		石	Ш	正	雄	石	津	_	貫

石	福	覺 治	石 正	茂太郎	市	Ш	重春	伊	藤	四十二
今	井	統雄	上尾	庄次郎	植	田	高三	上	田	武 雄
									,	
浮	田	忠之進	歌橋	均 也	宇	野	豊三	梅	澤	濱 夫
江	本	龍 雄	大 岡	増二郎	大	島	寅彦	岡	崎	文 二
小	Ш	俊太郎	尾隠山	秀 雄	掛	見	喜一郎	笠	木	顯 治
加	藤	貞 武	鐘ヶ江	久	Щ	崎	近太郎	熊	谷	洋
栗	原	廣 三	黒 田	辰一郎	慶	松	一郎	河	内	善一郎
木	島	正 夫	小 林	勘次郎	西泊	毎枝	東 雄	酒	井	威
坂	上	米 次	坂 口	武 一	櫻	井	喜一	澤	田	弘
柴	田	承 二	嶋 田	玄 彌	嶋	野	武	下	澤	剛
下	村	孟	椙 山	庸 吉	鈴	木	友 二	関	沢	剛
千	秋	三 郎	高 木	敬次郎	高	橋	眞太郎	竹	内	甲子二
田	中	穰	田邊	尚文	田	邊	普	塚	元	久 雄
津	田	恭 介	筒 井	清	恒	松	不二雄	富	樫	英 一
富	本	苞	長澤	佳 熊	長	瀬	雄三	中	野	勇
中	村	敬 三	中 村	多蔵	長	友	浪 夫	西力	て路	隆憲
丹	羽	貴知蔵	野 上	壽	橋	本	昶	原		一郎
日国	有田	義 治	桧 山	實	苹	Щ	久 雄	福	沢	壽
福	地	言一郎	福 見	秀 雄	藤	田	字三郎	藤	田	路一
不	破	龍登代	星 野	誠	堀	井	善一	三	堀	三 郎
百	瀬	勉	矢 追	秀 武	柳	生	正 見	山	本	克 己
Щ	岸	晃	山 口	一 孝	山	本	隆一	和	氣	勤
渡	邊	厚	渡邊	武						

第六改正日本薬局方公布後,追補をもって,改正及び追加されたものは次のとおりである.

昭和 26年12月厚生省告示第 281 号,緒言中改正の件,通則中改正の件及び通則第 49 項追加の件,亜鉛華の条中改正の件ほか 167件,製剤総則中改正の件,一般試験法中改正の件,1949年万国原子量表中改正の件,INDEX NOMINUM 中改正の件並びに日本名英名対照表中改正の件。昭和 27年8月厚生省告示第 223号,常水基準及びブドウ酒基準追加の件並びに一般試験法中試薬及び容量分析用標準液に一部追加の件。昭和 28年10月厚生省告示第 319号,安息香酸ナトリウムの条中改正の件ほか 22件及び常水基準中改正の件。昭和 30年3月厚生省告示第 64号,通則中改正の件,アヘン末の条中改正の件ほか 37件,塩酸オキシテトラサイクリンの条ほか3条追加の件,塩酸ストレプトマイシンの条ほか10条削除の件,ブドウ酒基準中改正の件,製剤総則中改正の件及びエリキシル剤の項ほか2項目追加の件並びに一般試験法中改正の件,吸光度測定法の項ほか6項目及び試薬,試液,指示薬,容量分析用指示薬試液,容量分析用標準液に一部追加の件。昭和 30年12月厚生省告示第 392号,通則中改正の件,インシュリン注射液の条中改正の件,製剤総則中改正の件及び一般試験法中改正の件。昭和 31年12月厚生省告示第 379号,アセタルゾールの条中改正の件ほか25件,注射用アルゼノベンゾールナトリウムの条ほか4条追加の件,常水基準中改正の件,製剤総則中改正の件。が16件,ジキタリス末の条追加の件及び計薬,試液に一部追加の件。昭和 33年5月厚生省告示第 143号,アルコールの条中改正の件ほか16件,ジキタリス末の条追加の件及び一般試験法中改正の件。昭和 34年11月厚生省告示第 339号,カオリンの条中改正の件ほか10件,製剤総則中改正の件及び一般試験法中改正の件。

この間,薬事審議会は、審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律(昭和 26 年法律第 174 号)により、薬事法の一部を改正し、公定書小審議会は公定書部会に改められ、緒方章が引き続き部会長の任に当たった。さらに、新たに薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)の制定に伴い、薬事審議会は中央薬事審議会と改め、公定書部会は日本薬局方部会と改称し、部会長緒方章が引き続きこの任に当たった。また、同法附則第 8 条の規定により、第六改正日本薬局方及び第二改正国民医薬品集はそれぞれ日本薬局方第一部及び日本薬局方第二部とみなすこととなった。

第六改正日本薬局方を昭和 26 年 3 月公布したのち、医薬品の急激な進歩、試験法の発達などの情勢に伴い、日本薬局方の全面的改正の必要を生じ、薬事法第 30 条(昭和 23 年法律第 197 号)の規定により、薬事審議会は厚生大臣の諮問に応じて第七次改正日本薬局方の作成に着手することになった。しかし、当時、追補及び第二改正国民医薬品集の作成にもっぱら当たっていたので、昭和 30 年 3 月第二改正国民医薬品集の改正終了とともに、引き続き直ちに第七次改正日本薬局方の調査に着手した。まず、同年 9 月組織及びその改正の方針を決定した。組織については大改正の調査に万全を期する目的で、東西連絡会、関東総括部会、関西総括部会、関東及び関

西の生薬部会,同じく製剤部会の各専門部会を順次結成し,さらに特殊専門部会として,分析小委員会及び薬用量小委員会を設け,それぞれ部会長及び調査員を委嘱した.こうして昭和30年に改正に着手してから昭和36年3月までの間,公定書部会4回,東西連絡会4回,関東総括部会58回,関西総括部会35回,関東生薬部会49回,関西生薬部会38回,関東製剤部会36回,関西製剤部会37回,分析小委員会70回,薬用量小委員会9回を開催し,全編の調査を終了した.なお,原案の作成については東京医薬品工業協会技術委員会及び大阪医薬品協会技術研究委員会の協力を得た.この間,薬事法(昭和35年法律第145号)の制定により,同法第41条の規定に従って第六改正日本薬局方及び第二改正国民医薬品集はそれぞれ日本薬局方第一部及び日本薬局方第二部とみなされることとなった.これにより本改正は第七改正日本薬局方第一部として,昭和36年3月23日薬事審議会の議決を経て,原案を厚生大臣に答申した.厚生大臣は昭和36年4月1日厚生省告示第76号をもって,第七改正日本薬局方として公布した.この改正において新たに収載したもの177品,改正前の日本薬局方第一部から引き続き収載したもの379品,改正前の日本薬局方第二部から転載したもの207品で全収載品目数は763品である.なお,改正前の日本薬局方第一部から日本薬局方第一部から日本薬局方第二部に移したものは195品で,また,削除したもの(日本薬局方外医薬品となったもの)は74品である.

第七改正日本薬局方第一部の調査改正に従事した者は次のとおりである.

中央薬事審議会日本薬局方部会

部会長	緒	方		章												
委 員	秋	谷	七	郎	冏	部	勝	馬	石	館	守	三		一田	健	_
	伊	藤	四-	十二	牛	丸	義	留	大	岡	増_	二郎	大ク	、保	義	夫
	大	塚	_	矩	掛	見	喜-	一郎	ĮΙχ	米	達	夫	木	村	雄四	回郎
	熊	谷		洋	小	林	芳	人	菰	田	太	郎	清	水	藤ス	大郎
	高	木	誠	司	高	田	浩	運	高	田	正	己	長	澤	佳	熊
	中	村	敬	三	野	上		壽	畑		忠	三	日国	有田	義	治
	福	地	言-	一郎	不	破	龍雪	於代	美	甘	義	夫	森	本		潔
	山	本	展	由												
臨時委員	上	尾	庄礼	欠郎	加	藤	貞	武	木	村	康	_	桑	田		智
	中	野		勇												

日本薬局方調査会

部 会 長	青木	大	掛見	喜一郎	木 村	康一	木	村	雄四郎
四大尺			*** / _			•	//	4.1	の田田田山
	酒 井	威	長 澤	佳 熊	不 破	龍登代			
調査員	青 木	大	朝比奈	晴 世	朝比奈	正 人	天	野	栄 三
	石 川	正雄	池 田	良雄	市川	重 春	板	井	孝 信
	井 上	康 治	井 上	隆 夫	今 関	和 泉	岩	田	泰宏
	印 藤	元 一	上 尾	庄次郎	植 田	卯太郎	植	田	高 三
	上 田	栄 一	上 田	武 雄	宇 野	豊 三	梅	澤	濱 夫
	江 本	龍 雄	近江岸	隆太郎	緒方	章	小	Ш	俊太郎
	奥 田	拓 男	奥 田	治	太 田	健 郎	掛	見	喜一郎
	勝井	五一郎	加藤	貞 武	加藤	保 孝	鎌	田	勝
	刈 米	達夫	川畑	秀 信	北 野	茂	木	村	康一
	木 村	雄四郎	木 本	頼三郎	桑田	智	小	泉	聿 郎
	河 内	善一郎	郡	定 之	小 島	三 郎	木	島	正 夫
	小 林	幸衛	菰 田	太 郎	坂 井	節 雄	酒	井	威
	櫻井	喜 一	櫻井	欽 夫	佐 野	恒 一	沢	田	弘
	澤田	義人	清 水	藤太郎	嶋 田	玄 彌	下	澤	剛
	下 村	孟	柴 田	承 二	椙 山	庸吉	鈴	木	友 二
	高 木	敬次郎	高 木	誠司	高 橋	真太郎	高	村	豊
	滝 戸	道夫	田久保	敬男	武 田	健 一	武	田	義道

田	島	博	明	田	中		穰	田	村	善	蔵	辻		智	道
恒	松	不.	二夫	高	樫	英	_	富	本		苞	長	澤	佳	熊
長	瀬	雄	三	中	野		勇	中	村	正	夫	野	上		壽
野	崎	泰	彦	能	登	武	治	橋	本	庸	平	秦		清	之
畑		忠	三	桧	Щ		実	福	沢		壽	福	地	言-	一郎
藤	井	正	道	藤	田	路	_	藤	永	善	作	古	谷		力
不	破	龍雪	 全代	星	野		誠	松	岡	敏	郎	松	本	郁	男
水	谷		清	水	沼		清	宮	崎	順	_	森	島		迪
森	Щ	利	秋	諸	江	辰	男	八	木	弥	助	Щ	岡	静三	三郎
Щ	本	展	由	Щ	П	_	孝	横	Щ	復	次	吉	Ш	俊	夫
吉	田	英	寛	吉	田	正	信	渡	辺		厚	渡	辺		武
和	田	義	晶												

第七改正日本薬局方第二部は薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 41 条の規定に基づき、昭和 36 年 4 月厚生省告示第 76 号をもって公布されたが、同法第 41 条第 2 項に「第二部には、主として混合製剤及びその原薬たる医薬品を収める」と規定されているので、その趣旨に従い第六改正日本薬局方から 195 品,第二改正国民医薬品集から 269 品計 464 品が選定された。しかしながら当時は薬事法の公布に伴い日本薬局方第一部の制定に専念していたため、その改定はのちに行うこととし、とりあえず品目の選定だけが行われた。従って同じ日本薬局方でありながら第一部と第二部では表現の方法が異なるほか、通則、製剤総則、一般試験法が異なるという矛盾が生じたため、早急にこれらを統一する必要がおきたのである。このような状況から昭和 36 年 12 月厚生大臣は中央薬事審議会に対し、第二部改定の可否に関する諮問を行い、同審議会は同年 12 月 18 日,日本薬局方部会を開催して改定を行うべきことを議決し、これらを調査審議するための組織及び改定方針の決定を行った。改定方針としてはまず表現方法を第一部に統一することとし、内容については必要やむを得ない事項のみを改定することとした。次にこれらを審議する組織としては常任調査部会、化学薬品調査部会、生薬調査部会、製剤調査部会及び特殊専門調査部会の 5 調査部会が設けられた。その後 35 回におよぶ調査部会の審議を経て原案が厚生大臣に答申され、昭和 37 年 12 月厚生省告示第 416 号をもって第二部を改定公示したが、この改定において削除したものは日本ケイ皮及びショウキョウシロップの 2 品,新たに収載したものはイクタモール軟膏、オレイン酸、石ケン・カンフルリニメント及び炭酸水素カリウムの 4 品で、計 466 品が収載されたのである。

しかるに以上の改定においてはその改定方針にも示されているように表現方法を第一部に統一することに止め、品目の改廃をほとんど行わなかったため、日進月歩の医薬品業界の実態に沿うような新しい第二部の作成が強く望まれたのである.

このような事情から昭和 38 年 2 月 22 日,日本薬局方部会で、昭和 40 年度に第二部の全面的な改定を行うべきことが議決され、さらに日本薬局方調査会総合調査部会(常任調査部会を改称)において改定方針が審議された。すなわち、その収載基準は薬事法第 41 条第 2 項の規定に従うことは勿論であるが、これが参考に資するため、現行第二部に収載している医薬品の使用頻度調査及び削除あるいは新たに収載を希望する品目の調査を行うこと、また命名小委員会を設置して正名の検討を行うことが議決された。

昭和 38 年 12 月厚生省は日本公定書協会に対し第二部収載医薬品の使用頻度調査の実施方を依頼し、同協会は病院 2,099 件、薬局 2,165 件、医薬品製造業者 910 件、生薬取扱業者 94 件を対象とし、昭和 37 年 1~12 月を調査対象期間としてこの調査を実施した。さらに同協会は、使用頻度調査と併行して日本医師会等関係諸団体の品目改廃と新収載希望品目の調査を実施し、それらの結果が昭和 39 年 3 月厚生省薬務局長に報告があった。その結果を参考とし、3 回におよぶ総合調査部会で検討されたのち、収載予定品目を選定、引き続き昭和 40 年 2 月 17 日中央薬事審議会日本薬局方部会、同年 3 月 23 日同常任部会に上程、審議議決されて収載全品目が厚生大臣に答申された。

この答申に基づき各調査部会では原案作成の審議が開始され、化学薬品調査部会 60 回、製剤調査部会 14 回、生薬調査部会 48 回が開催され、その間必要の都度特殊専門調査部会の調査員が出席して油類等の検討が行われるとともに、命名小委員会で名称の統一が行われるなど、ここに収載全品目の調査審議が終了したのである。

その後,総合調査部会における総括審議を経て、昭和 40 年 12 月 18 日、中央薬事審議会日本薬局方部会、昭和 41 年 2 月 7 日、常任部会に上程、審議議決されて原案が厚生大臣に答申された。

この答申に基づき旧第二部から継続収載されたもの 270 品、削除されたもの 196 品、新たに収載されたもの 103 品で、計 373 品が収載された。

第七改正日本薬局方第二部の調査改正に従事した者は次のとおりである.

中央薬事審議会日本薬局方部会

	部 会	長	ĮΙΧ	米	達	夫											
,	委	員	秋	谷	七	郎	冏	部	勝	馬	伊	藤	四十二	石	館	守	三
			板	井	孝	信	大ク	八保	義	夫	大	塚	一 矩	掛	見	喜-	一郎
			春	日	正	隆	熊	谷		洋	鈴	木	誠太郎	杉	Щ	不	\equiv
			中	村	敬	三	野	上		壽	不	破	龍登代	Щ	本	展	由
	臨時委	i I		广田	健	_	服	部	順	五.	福	地	言一郎				

日本薬局方調査会

部 会 長	lk	米	達	夫	櫻	井	喜	_	下	村		孟	Щ	本	展	由
調査員	青	木		大	池	田	良	雄	板	井	孝	信	井	上	康	治
	井	上	隆	夫	井	上	哲	男	今	関	和	泉	印	藤	元	_
	上	野	高	正	宇	野	豊	三	江	島		昭	榎	本	栄	司
	掛	見	喜-	一郎	ĮΙχ	米	達	夫	木	村	康	_	久	保	文	苗
	桑	野	重	昭	河	内	善-	一郎	郡		定	之	木	島	正	夫
	櫻	井	喜	_	櫻	井		寛	澤	田		弘	清	水	藤ス	太郎
	下	村		孟	鈴	木	郁	生	鈴	木	誠力	京郎	高	橋	眞フ	太郎
	谷	村	顕	雄	田	村	善	蔵	辻		章	夫	都	筑	新ス	太郎
	長	瀬	雄	三	中	Щ		巌	永	Щ	芳	男	名	取	信	策
	西	本	和	光	野	上		壽	長名	川名		淳	服	部	順	五.
	福	地	言-	一郎	不	破	龍图		松	井	宣	也	Щ	П	_	孝
	山	本	展	由	吉	田	文	三	吉	村		淳				

第七改正日本薬局方第一部公布後, 改正及び追加されたものは, 次のとおりである.

昭和 37 年 12 月 1 日厚生省告示第 416 号,リン酸リボフラビンの条中改正の件及び一般試験法中改正の件.昭和 38 年 4 月 6 日厚生省告示第 176 号,アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか 5 件,一般試験法中改正の件及び試薬,試液,容量分析用標準液中追加の件.昭和 38 年 11 月 29 日厚生省告示第 540 号,アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか 35 件,一般試験法中改正の件及び試薬,試液中追加の件.昭和 40 年 5 月 28 日厚生省告示第 295 号,アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか 30 件,一般試験法中改正の件及び容量分析用標準液中追加の件.昭和 44 年 8 月 11 日厚生省告示第 276 号,エリスロマイシンの条中改正の件ほか 29 件及び硫酸コリスチンの条ほか 1 条追加の件.昭和 44 年 12 月 20 日厚生省告示第 403 号,カンフルの条中改正の件ほか 3 件改正の件.

昭和 41 年 4 月 1 日厚生省告示第 163 号をもって第七改正日本薬局方第二部が改正されたが,第二部改正の終了時には,既に第七改正日本薬局方の全面改正を検討すべき時期を迎えており,昭和 41 年 4 月厚生大臣は薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 41 条第 3 項の規定に基づき,日本薬局方の改定について中央薬事審議会に諮問した。同審議会は同年 9 月日本薬局方部会を開催し,改正作業を円滑に行うため,年度別の審議日程及び収載基準などの基本的改正方針並びに調査組織として総合調査部会,化学薬品調査部会,生薬等調査部会,製剤調査部会,特殊専門調査部会,収載品目検討小委員会,標準品小委員会,命名小委員会,一般試験法小委員会,手引小委員会の 5 調査部会,5 小委員会からなる日本薬局方調査会の設置を決定した。

一方において同部会は、日本薬局方の改正について昭和 42 年 5 月とりあえず次のような意見書を作成し、同年 6 月常任部会に上程、 審議議決を経て、厚生大臣に答申した.

日本薬局方の改定についての意見

近年の急激な医薬品の進歩,試験方法の発達する情勢に対処し、また諸外国の薬局方に見られるように、日本薬局方を時代に即応したものとするため、抜本的な改革を実施するよう、下記の意見を答申する.

記

- 1. 日本薬局方は医薬品の試験規格にとどまらず、医薬品全般にわたっての参考事項も収載し、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師等医薬関係者に広く活用できるよう配慮されること.
 - 2. 日本薬局方の改定にあたって、その円滑化と実用面の便宜化を考慮し、第一部、第二部の改定が同時に行なえるよう配慮される

こと.

- 3. 日本薬局方の改定期間について、近代の医学、薬学の急速な進歩に対応させる改定が必要であるので、その改定期間を少なくとも5年をめどとすること.
 - 4. 日本薬局方の改定を円滑適切に実施できるようにするため、予算、人員等の確保による改定体制の整備を図られること.

付記 将来の日本薬局方の制定方式については、権威ある団体において作成したものを、厚生大臣が日本薬局方として承認する制度 を検討されたい。

日本薬局方調査会は、まず薬局方記載の手引を作成するとともに収載品目の選定を行い、順次、総則関係、医薬品各条へと審議を進めた。その後、更に審議の円滑化を促進するため、調査会組織を改組し、一般試験法小委員会に標準品小委員会を含めて通則・一般試験法調査部会と改称し、その他の小委員会をすべて調査部会と改称し、化学薬品調査部会を有機無機調査部会、ビタミン・酵素等調査部会、麻薬調査部会のそれぞれ独立した調査部会とし、またホルモン調査部会、常用量等調査部会を新設し、計 13 の調査部会に編成した。このようにして昭和46年1月までに総合調査部会8回、手引調査部会7回、収載品目検討調査部会16回、命名調査部会8回、通則・一般試験法調査部会76回、製剤調査部会54回、有機無機調査部会309回、ビタミン・酵素等調査部会126回、麻薬調査部会16回、生薬等調査部会29回、ホルモン調査部会19回、常用量等調査部会10回、特殊専門調査部会12回を開催し、原案を完成した。なお、この原案の作成に当たっては日本公定書協会、東京医薬品工業協会技術委員会及び大阪医薬品協会技術研究委員会の協力を得た。また収載品目の選定及び常用量、極量の審議に際しては日本公定書協会が行った使用頻度調査及び常用量調査の結果を参考とした。

第八改正日本薬局方第二部の同時改正については、さきに中央薬事審議会の答申においても要望されており、昭和 43 年 8 月日本薬局方調査会において、これを実施することを決定し、混合製剤の試験法の追加、試験方法の改正及び記載内容の統一を行う等の改正についての基本方針を定め、直ちに作業に着手した。このようにして第二部についての審議も第一部と並行して進められ、前記の調査部会のうち総合調査部会1回、通則・一般試験法調査部会1回、収載品目検討調査部会3回、生薬等調査部会7回、有機無機調査部会4回、特殊専門調査部会11回をこれにあてた。

この調査会原案は昭和 45 年 11 月及び昭和 46 年 1 月に開催された日本薬局方部会で審議,同年 3 月常任部会において可決したのち,厚生大臣に答申された.厚生大臣は昭和 46 年 4 月 1 日厚生省告示第 73 号をもって第八改正日本薬局方として公布した.

この間中央薬事審議会は昭和 42 年 11 月任期満了に伴う委員の改選を行い、刈米達夫が日本薬局方部会長の任を解かれ、石館守三が代わって部会長に互選された。昭和 44 年 11 月にも任期満了に伴う委員の改選があり、引き続き石館守三が部会長の任に当たったが、昭和 45 年 11 月石館守三が委員を辞任したため、以後、長瀬雄三が部会長を代行した。

この改正の結果,第八改正日本薬局方第一部には735 品を収載し、このうち第七改正日本薬局方第一部から引き続き収載したもの625 品(うち6 品は改正前の3 品をそれぞれ2 品ずつに分割収載した)、新たに収載したもの110 品であり、第八改正日本薬局方第二部には396 品を収載し、このうち第七改正日本薬局方第一部から引き続き収載したもの23 品、同第二部から引き続き収載したもの364 品、新たに収載したもの9 品である。削除したものは第一部120 品、第二部9 品である。

第八改正日本薬局方の調査改正に従事した者は次のとおりである.

中央薬事審議会日本薬局方部会

部 会 長	石 館 守	三 刈 米	達
委 員	秋 谷 七	郎 阿部	3 勝馬 池田三義 石館守三
	板 井 孝	信 伊藤	字 野 豊 三 大久保 義 夫
	大 塚 一	矩 掛 見	上 喜一郎 春日正隆 刈米達夫
	川城	巌 熊 谷	洋 久保文苗 小宮義孝
	小 堀	進 櫻井	喜一 柴田承二 下村 孟
	杉 山 不	二 鈴 木	高 木 敬次郎 田 中 穣
	富 田 真	雄 中村	计敬 三 長瀬雄三 野上 壽
	美 甘 義	夫 不破	我 龍登代 山本展由 柳沢 謙
臨時委員	一丁田健	一川畑	用 秀 信 喜谷市郎右衛門
	鈴 木 郁	生 豊田	日勤治 服部順五 福地言一郎

日本薬局方調査会

朝比奈	晴 世	朝上	北奈	正	人		板	井	孝	信		井	上	哲	男
江 本	龍雄	櫻	井	喜	_		下	村		孟		鈴	木	郁	生
名 取	信 策	新	延	信	吉		不	破	龍雪			Щ	本	展	由
青 木	大	赤	須	通	美		朝上	比奈	晴	世		朝上	比奈	正	人
池田	良雄	石	井	輝	司		板	井	孝	信		井	上	康	治
井 上	哲 男	岩	永	方	_		岩	原	繁	雄		印	藤	元	_
上 野	高 正	宇	野	豊	三		浦ク	、保	五.	郎		榎	本		敦
江 本	龍 雄	遠	藤	浩	良		大	塚	英	夫		大	場	琢	磨
大 森	義 仁	小	野	真	市		小	村	忠	之		掛	見	喜-	一郎
勝井	五一郎	加	藤	壽	吉		河	村	太	郎		菅	野	三	郎
北 島	尚	久	保	文	苗		久	万	楽	也		黒	須	英	$\vec{=}$
河 内	敬朝	幸	保	文	治		郡		定	之		木	島	正	夫
佐 子	茂	斎	藤	義	雄		櫻	井	喜	_		櫻	井		寛
佐 藤	和男	澤	田		弘		清	水	藤オ	京郎		下	村		孟
杉下	和夫	鈴	木	郁	生		鈴	木	誠力	京郎		高	橋	眞フ	大郎
高 松	一 夫	竹	内	節	弥		竹	屋	康	光		田	部	克	己
田村	善蔵	辻		正	男		土	肥	忠	博		豊	田	勤	治
名 尾	良憲	永	井	吉	澄		長	瀬	雄	三		中	Щ		巌
名 取	信 策	新	延	信	吉		野	上		壽		橋	爪	六	郎
服部	順五	花	野		学		亚	岡	栄	_		福	地	言-	一郎
不 破	龍登代	穂	積	啓-	一郎		真	泉	平	治		松	井	宣	也
水 谷	清	山	本	展	由		Щ	本	隆	_		世	_	義	隆
吉 田	文 三	吉	村	匹	郎		和	田	俊	洋					
伊 東	宏	江	島		昭		神	谷	庄	造		Щ	村	次	良
柴 崎	利雄	$\frac{1}{2}$	沢	政	義		谷	村	顕	旌		西	本	和	光
吉村	淳														
	江名青池井上江大勝北河佐佐杉高田名名服不水吉伊柴本取木田上野本森井島内子藤下松村尾取部破谷田東崎	江名青池井上江大勝北河佐佐杉高田名名服不水吉伊柴本取木田上野本森井島内子藤下松村尾取部破谷田東崎龍信 良哲高龍義五 敬 和和一善良信順龍 文 利雄策大雄男正雄仁郎尚朝茂男夫夫蔵憲策五代清三宏雄	江名青池井上江大勝北河佐佐杉高田名名服不水吉伊柴本取木田上野本森井島內子藤下松村尾取部破谷田東崎雄策大雄男正雄仁郎尚朝茂男夫夫蔵憲策五代清三宏雄雄新赤石岩宇遠小加久幸斎澤鈴竹辻永新花穂山吉江立	江名青池井上江大勝北河佐佐杉高田名名服不水吉伊柴巷取木田上野本森井島內子藤下松村尾取部破谷田東崎雄策大雄男正雄仁郎尚朝茂男夫夫藏憲策五代清三宏雄雄后。 良哲高龍義五 敬 和和一善良信順龍 文 利利 经额额 电弧电流 电弧电流 电弧电流 电弧电流 电弧 电弧电流 电弧电流 电弧电流	正 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	江名青池井上江大勝北河佐佐杉高田名名服不水吉伊柴塘()	江名青池井上江大勝北河佐佐杉高田名名服不水吉伊柴喜信通輝方豊浩真壽文文義 郁節正吉信 啓展四 政喜信通輝方豊浩真壽文文義 郁節正吉信 啓展四 政事信 良哲高龍義五 敬 和和一善良信順龍 文 利離	下不能极岩浦大小河久郡櫻清鈴竹土長野平真山和神谷下不能极岩浦大小河久郡櫻清鈴竹土長野平真山和神谷下不能极岩浦大小河久郡櫻清鈴竹土長野平真山和神谷下不能极岩河,大小河久郡櫻清鈴竹土長野平真山和神谷下不能	下不朝板岩浦大小河久郡櫻清鈴竹土長野平真山和神谷 中超須井永野藤野藤保保藤田木內 井延野積本村島沢 書信通輝方豊浩真壽文文義 郁節正吉信 啓展四 本取木田上野本森井島內子藤下松村尾取部破谷田東崎 一古美司一三良市吉苗治雄弘生弥男澄吉学郎由郎昭義 一本取木田上野本森井島內子藤下松村尾取部破谷田東崎 一本取木田上野本森井島內子藤下松村尾取部破谷田東崎 一本 10 年 10 年 10 日東 11 日本 11	一方 美国一 是	五 代世信雄郎 夫之郎 也之一郎 郎 光博 三壽 一治一洋 造雄 宗	正在代世信雄郎 夫之郎也之一郎郎 光博三壽一治一洋造雄 一 古 美 司 一 三 良市 古 苗 治 雄 歌 康 忠 雄 一	立	 一 古	 本 龍 雄

第八改正日本薬局方公布後,改正及び削除されたものは、次のとおりである.

昭和 46 年 7 月 17 日厚生省告示第 269 号,インフルエンザワクチンの条ほか 11 条の改正の件.昭和 47 年 9 月 21 日厚生省告示第 301 号,製剤総則の注射剤の項,アクリノールの条ほか 4 条及び一般試験法の改正の件.昭和 48 年 12 月 20 日厚生省告示第 330 号,アセトンの条ほか 7 条の改正の件.昭和 50 年 12 月 1 日厚生省告示第 338 号,テストステロン水性懸濁注射液の条の削減の件.

第八改正日本薬局方は、昭和 46 年 4 月 1 日厚生省告示第 73 号をもって公布されたが、近年の医薬品のめざましい発展、試験方法の急速な進歩などに対処し、日本薬局方を時代に即応したものとするため、昭和 46 年 5 月厚生大臣は薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 41 条第 3 項の規定に基づき、日本薬局方の改定について中央薬事審議会に諮問した。同審議会は同年 5 月日本薬局方部会を開催し、次回改正について審議した結果、まず日本薬局方の改定の基本方針を確立するため日本薬局方調査会の一環として小委員会を設けて検討することとした。

その後,同部会は前記小委員会の策定した日本薬局方の改定方針案につき審議を重ね,日本薬局方の性格,収載品目選定の原則,収 載基準,改定の時期及び改定事項並びに日本薬局方調査会の組織を内容とする日本薬局方の改定方針を作成した.

日本薬局方調査会の組織としては、前記小委員会を改称した改定方針委員会、収載品目委員会及び化学薬品委員会の3委員会を当初に設置したが、日本薬局方部会では更に審議の円滑化を促進するため、新たに生薬等委員会、製剤委員会、一般試験法委員会、常用量・極量委員会及び通則等委員会の5委員会を加え計8委員会を編成して改定に当たった。

また,第九改正日本薬局方の改定時期は昭和 47 年 6 月に開催の日本薬局方部会において,昭和 51 年 4 月を目標とすることが定められ,各調査会では直ちに原案作成を開始した.

このようにして昭和 51 年 1 月までに、改定方針委員会 11 回、収載品目委員会 20 回、化学薬品委員会 55 回、生薬等委員会 24 回、製剤委員会 12 回、一般試験法委員会 18 回、常用量・極量委員会 11 回、通則等委員会 4 回を開催し、原案を完成した。なお、原案の作成に当たっては日本公定書協会、東京医薬品工業協会技術委員会、大阪医薬品協会技術研究委員会、東京生薬協会、大阪生薬協会等

の協力を得た.また、収載品目の選定並びに常用量及び極量の審議に際しては日本公定書協会及び日本病院薬剤師会が行った使用頻度 調査及び常用量調査の結果を参考とした.

この調査会原案は、昭和50年7月及び昭和51年2月に開催された日本薬局方部会で審議、同年3月常任部会に上程、審議可決した後、厚生大臣に答申され、厚生大臣は昭和51年4月1日厚生省告示第44号をもって第九改正日本薬局方として公布した。

この間中央薬事審議会は昭和 46 年 11 月任期満了に伴う委員の改選を行い、長瀬雄三が部会長に互選された. その後、昭和 48 年 11 月及び昭和 50 年 11 月にも任期満了に伴う委員の改選があり、引き続き長瀬雄三が部会長の任に当たった.

この改正の結果,第九改正日本薬局方第一部には531 品を収載し、このうち第八改正日本薬局方第一部から引き続き収載したもの422 品,同第二部から引き続き収載したもの21 品,新たに収載したもの88 品であり,第九改正日本薬局方第二部には515 品を収載し、このうち第八改正日本薬局方第一部から引き続き収載したもの172 品,同第二部から引き続き収載したもの305 品,新たに収載したもの38 品である。削除したものは第一部140 品,第二部70 品である。

第九改正日本薬局方の調査改正に従事した者は、次のとおりである.

中央薬事審議会日本薬局方部会

部 会 長	長 瀬	雄三												
委 員	秋 谷	七郎	板	井	孝	信	井	上	哲	男	上	野	高	正
	宇 野	豊 三	Ш	城		巌	熊	谷		洋	小	堀		進
	櫻井	喜一	下	村		孟	鈴	木	郁	生	関	根	永	滋
	高 木	敬次郎	津	田	恭	介	長	瀬	雄	三	美	甘	義	夫
	柳沢	謙	米	村	壽	男								
臨時委員	一丁田	健 一	河	村		俊	喜名	公市 良	『右衛	耐門	久	万	楽	也
	田村	善蔵	服	部	順	五								

日本薬局方調査会

委 員	長	井	上	哲	男	上	野	高	正	Ш	村	次	良	木	島	正	夫
		櫻	井	喜	$\overline{}$	下	村		孟	鈴	木	郁	生	名	取	信	策
調査	員	朝上	比奈	正	人	荒	森	岩	樹		一田	健	_	井	上	哲	男
		今	関	和	泉	岩	崎	由	雄	岩	永	方	_	印	藤	元	_
		上	野	高	正	宇	野	豊	三	梅	澤		修	浦久	入保	五.	郎
		江	島		昭	江	本	龍	雄	太	田	長	世	大	場	琢	磨
		大	森	義	仁	勝	井	五	一郎	Ш	田	裕	溢	Ш	村	次	良
		河	村	太	郎	北	島		尚	久	万	楽	也	倉	田		浩
		幸	保	文	治	木	島	正	夫	小	松	曼	耆	斎	藤	義	雄
		櫻	井	喜	_	佐	子		茂	佐	藤	和	男	柴	崎	利	雄
		下	村		孟	杉	下	和	夫	鈴	木	郁	生	瀬	崎		仁
		滝	谷	昭	司	田	村	善	蔵	名	尾	良	憲	仲	井	由	宣
		永	井	吉	澄	永	田	耕	_	名	取	信	策	西	Ш	洋	_
		西	崎	笹	夫	花	野		学	堀	岡	正	義	増	Ш	健	\equiv
		松	井	宣	也	松	本		茂	水	谷		清	村	Щ		智
		持	田	研	秀	米	田	該	典								
幹	事	石	関	忠	_	大	野	昌	子	木	村	俊	夫	<u>\f\</u>	沢	政	義
		西	本	和	光												

第九改正日本薬局方公布後,改正及び削除されたものは、次のとおりである.

昭和 51 年 11 月 9 日厚生省告示第 292 号,アミノフィリンの条ほか 24 条の改正の件及び塩酸モロキシジンの条の削除の件.昭和 52 年 8 月 1 日厚生省告示第 198 号,スルファメトキサゾールの条ほか 12 条及び一般試験法の改正の件並びにホモスルファミン・ケイ酸アルミ散の条の削除の件.昭和 53 年 5 月 2 日厚生省告示第 92 号,アセトヘキサミドほか 15 条の改正の件.昭和 54 年 3 月 13 日厚生省告示第 26 号,アミノピリン及びピラビタールの条の改正の件並びにピラビタール錠の条ほか 5 条の削除の件.昭和 54 年 8 月 1 日厚

生省告示第139号,一般試験法の改正の件. 昭和55年6月10日厚生省告示第102号,塩酸パパベリンほか3条の改正の件.

第九改正日本薬局方は、昭和51年4月1日厚生省告示第44号をもって公布されたが、医薬品の急速な進歩及び試験法の発達する情勢に対処し、日本薬局方を時代に即したものとするため、検討にかなりの期間を要することを考慮して、第九改正日本薬局方の公布直後である昭和51年6月1日、厚生大臣は薬事法(昭和35年法律第145号)第41条第3項の規定に基づき、日本薬局方の改定について中央薬事審議会に諮問した。同審議会は同年7月日本薬局方部会を開催し、次回改正について審議した結果、日本薬局方の性格、収載品目選定の原則、収載基準、改定の時期及び改定事項並びに日本薬局方調査会の組織を内容とする日本薬局方の改定方針を決定した。

日本薬局方調査会の組織としては、総合調査部会、収載品目調査部会、化学薬品調査部会、生薬等調査部会、製剤調査部会、一般試験法調査部会、常用量・極量調査部会及び名称等調査部会の8調査部会が設置された。また、第十改正日本薬局方の改定時期は昭和56年4月を目標とすることが定められ、各調査部会では直ちに原案作成を開始した。

その後、昭和 54 年 10 月の薬事法の一部改正により、日本薬局方医薬品についても承認制が導入されたことに伴い、常用量の取扱い について昭和 55 年 2 月に開催された日本薬局方部会において審議した結果、第十改正日本薬局方においては、常用量の項目を削除す ることを決定した.

このようにして昭和 56 年 1 月までに,総合調査部会 14 回,収載品目調査部会 13 回,化学薬品調査部会 48 回,生薬等調査部会 16 回,製剤調査部会 19 回,一般試験法調査部会 22 回,名称等調査部会 6 回,常用量・極量調査部会 6 回を開催し,原案を完成した.なお,原案の作成に当たっては日本公定書協会,東京医薬品工業協会技術委員会,大阪医薬品協会技術研究委員会,東京生薬協会,日本生薬連合会等の協力を得た.また,収載品目の選定及び極量の審議に際しては日本公定書協会及び日本病院薬剤師会の協力を得た.

この調査会原案は、昭和 56 年 1 月に開催された日本薬局方部会で審議、同年 2 月常任部会に上程、審議可決した後、厚生大臣に答申された.

この間中央薬事審議会は昭和 52 年 1 月長瀬雄三が委員を辞任したため、下村孟が部会長を代行した。昭和 52 年 11 月任期満了に伴う委員の改選を行い、下村孟が部会長に互選され、昭和 54 年 11 月にも任期満了に伴う委員の改選があったが、引き続き下村孟が部会長の任に当たった。

この改正の結果,第十改正日本薬局方第一部には 539 品を収載し、このうち第九改正日本薬局方第一部から引き続き収載したもの 490 品,新たに収載したもの 49 品であり、第十改正日本薬局方第二部には、477 品を収載し、このうち第九改正日本薬局方第一部から引き続き収載したもの 1 品,同第二部から引き続き収載したもの 465 品,新たに収載したもの 11 品である.削除したものは第一部 38 品,第二部 44 品である.

第十改正日本薬局方の調査改正に従事した者は、次のとおりである.

調査員

淺 井 康 宏

印 藤 元 一

江 本 龍 雄

勝 井 五一郎

出

北鳥

中央薬事審議会日本薬局方部会

部 会 長	下	村		孟	長	瀬	雄	三									
委 員	板	井	孝	信	井	上	哲	男		上	野	高	正	宇	野	豊	三
	江	島		昭	大	森	義	仁		Ш	村	次	良	熊	谷		洋
	幸	保	文	治	小	堀		進		櫻	井	喜	_	下	村		孟
	鈴	木	郁	生	瀬	崎		仁		高	木	敬心	文郎	田	村	善	蔵
	鶴	藤		丞	名	尾	良	憲		長	瀬	雄	三	名	取	信	策
	福	見	秀	雄	村	田	良	介		美	甘	義	夫	柳	沢		謙
	米	村	壽	男													
臨時委員	淺	井	康	宏	杉	下	和	夫		永	瀬	_	郎	西	本	和	光
						日本	×薬月	引方調:	查会								
委員長	井	上	哲	男	江	島		昭		大	森	義	仁	Щ	村	次	良
	鈴	木	郁	生	名	取	信	策		西	本	和	光				

阿 部 千 一

大 場 琢 磨

神谷庄造

梅澤

倉 田

修

浩

井 上 哲 男

浦久保 五 郎

大森義仁

川村次良

幸 保 文 治

岩崎由雄

河 村 太 郎

肥

稔

苍

江 島

岡 田

佐 子

		斎	藤	義	雄	櫻	井		寛	鮫	島	政	義	柴	崎	利	雄
		清	水	直	容	下	村	裕	子	杉	浦		衛	杉	下	和	夫
		鈴	木	郁	生	瀬	崎		仁	滝	谷	昭	可	田	窪	栄	$\overline{}$
		谷	村	急	徳	田	村	善	蔵	永	井	吉	澄	中	島	栄	_
		永	瀬	_	郎	永	田	耕	_	名	取	信	策	西	Щ	洋	_
		西	本	和	光	花	野		学	原	田	宏	吉	穂	積	啓-	一郎
		松	井	宣	也	村	Щ		智	持	田	研	秀	米	田	該	典
幹	事	石	関	忠	$\overline{}$	大	野	昌	子	木	村	俊	夫	鯉	淵	昌	信
		佐	竹	元	吉	<u>√</u> .	沢	政	義	義	亚	邦	利				

第十改正日本薬局方公布後,改正及び削除されたものは、次のとおりである.

昭和 57 年 12 月 15 日厚生省告示第 209 号,アモキシシリンの条ほか 19 条の改正の件,インスリン亜鉛水性懸濁注射液の条ほか 2 条の改正の件及びメピリゾールの条の改正の件.昭和 59 年 6 月 28 日厚生省告示第 101 号,注射用コルチコトロピンの条ほか 2 条の削除の件.昭和 60 年 8 月 22 日厚生省告示第 131 号,ホウ酸・亜鉛華軟膏の条ほか 3 条の削除の件.

第十改正日本薬局方は昭和56年4月1日厚生省告示第49号をもって公布されたが,近年の医学・薬学の著しい進歩に対応するため,公布直後の同年6月2日,厚生大臣は薬事法(昭和35年法律第145号)第41条第3項の規定に基づき,日本薬局方の改定について中央薬事審議会に諮問した。同審議会はこれに基づき,同年7月に日本薬局方部会を開催し,審議の結果第十一改正日本薬局方の性格,収載品目選定の原則,改正事項及び改正の時期並びに日本薬局方調査会の組織を内容とする改定方針を決定した。

収載品目選定の原則は医療上の必要性、繁用度及び使用経験等から検討し、医療上重要と認められる医薬品であり、かつ、性状、品質が規定できるものとされ、改定の時期は昭和 61 年 4 月を目標とすることとされた。また、日本薬局方調査会の組織は総合委員会、収載品目委員会、化学薬品委員会、生薬等委員会、製剤委員会、一般試験法委員会、名称等委員会及び極量委員会の 8 委員会とし、必要に応じ、生薬等委員会に生薬等小委員会を設置することとされた。

各委員会は改定方針に基づき、収載品目、製剤総則、試験法、極量等について改正の審議を開始した. 昭和 58 年 2 月に収載品目を 選定するため、使用頻度に関する調査を、また、昭和 60 年 4 月に収載品目の極量を設定するため、投与量に関する調査を全国の主要 な医療機関を対象に実施し、この結果を審議の基礎資料とした.

昭和 61 年 1 月までに,日本薬局方調査会は総合委員会 5 回,収載品目委員会 10 回,化学薬品委員会 41 回,生薬等委員会 24 回,製剤委員会 12 回,一般試験法委員会 12 回,名称等委員会 4 回,極量委員会 3 回,生薬等小委員会 2 回を開催し,改正原案を完成した.なお,改正原案の作成に当たっては,東京医薬品工業協会技術委員会,大阪医薬品協会技術研究委員会,東京生薬協会,日本生薬連合会,日本病院薬剤師会等の協力を得た.

この調査会の改正原案は、昭和 61 年 1 月に日本薬局方部会で審議、同年 3 月に常任部会に上程、審議可決した後、厚生大臣に答申された.

この間,中央薬事審議会は昭和56年11月任期満了に伴う委員の改選を行い,下村孟が日本薬局方部会長の任を解かれ,鈴木郁生が 代わって部会長に互選された。その後も2年毎に任期満了に伴う委員の改選が行われ,昭和58年11月の改選で梅澤修が,昭和60年 11月の改選で内山充が部会長に互選され,部会長の任に当たった。

この改正の結果,第十一改正日本薬局方第一部には585 品を収載し、このうち第十改正日本薬局方第一部から引き続き収載したもの516 品,同第二部から引き続き収載したもの1品,新たに収載したもの68 品であり、第十一改正日本薬局方第二部には481 品を収載し、このうち第十改正日本薬局方第二部から引き続き収載したもの467 品,同第一部から引き続き収載したもの1品,新たに収載したもの13 品である。削除したものは第一部20品,第二部4品である。

第十一改正日本薬局方の調査改正に従事した者は、次のとおりである.

中央薬事審議会日本薬局方部会

;	部 会	: 長	内	Щ		充	梅	澤		修	下	村		孟	鈴	木	郁	生	
,	委	員	井	上	哲	男	内	Щ		充	梅	澤		修	浦	Ш	紀	元	
			江	島		昭	大	森	義	仁	金	井	興	美	金ケ	八保	好	男	
			Щ	村	次	良	幸	保	文	治	小	堀		進	宍	戸		亮	
			下	村		孟	鈴	木	郁	生	瀬	崎		仁	田	村	善	蔵	
			鶴	藤		丞	名	尾	良	憲	名	取	信	策	野	田	亮	\equiv	
			臣	Ш	īĒ	舯	福	Ħ	盐	臣	堀		マ	亚.	木	楿	信	#	

	村	田	良	介													
臨時委員	淺	井	康	宏	井	上		昇	宇	野	豊	三	浦	Ш	紀	元	
	神	谷	庄	造	杉	浦		衛	杉	下	和	夫	辻		昭治	台郎	
	寺	尾	允	男	永	瀬	_	郎	西	本	和	光	花	野		学	
	Щ	本	皓	_	米	村	壽	男									

日本薬局方調査会

委 員	長	内	山		充	梅	澤		修	江	島		昭	大	森	義	仁
		神	谷	庄	造	Щ	村	次	良	鈴	木	郁	生	原	田	正	敏
		福	田	英	臣	Щ	羽		力								
調査委	員	秋	Щ	和	幸	淺	井	康	宏	井	上	哲	男	井	上		昇
		岩	崎	由	雄	内	Щ		充	梅	澤		修	江	島		昭
		江	本	龍	雄	大	森	義	仁	緒	方	宏	泰	金点	八保	好	男
		加	納	晴三	三郎	神	谷	庄	造	河	村	太	郎	Ш	村	次	良
		木	下	俊	夫	葛	谷		健	倉	田		浩	幸	保	文	治
		佐	竹	元	吉	柴	崎	利	雄	清	水	直	容	杉	下	和	夫
		杉	原	正	桊	鈴	木	郁	生	鈴	木	徳	治	下	村	裕	子
		瀬	崎		仁	曽ŧ	戈部	博	文	滝	谷	昭	司	竹	中	祐	典
		寺	尾	允	男	朝	長	文	彌	内	藤	周	幸	仲	井	由	宣
		中	村	晃	忠	名	取	信	策	西	川	洋	_	西	本	和	光
		花	野		学	原	田	裕	文	原	田	正	敏	平	賀	敬	夫
		福	田	英	臣	穂	積	啓-	一郎	堀		了	平	水	野	睦	郎
		村	Щ		智	持	田	研	秀	本	橋	信	夫	Щ	羽		力
		山	本	皓	$\overline{}$	義	平	邦	利								
幹	事	石	関	忠	_	大	野	昌	子	木	村	俊	夫	末	吉	祥	子
		武	田		寧	立	沢	政	義	野	П		衛	早	Ш	尭	夫

第十一改正日本薬局方公布後,改正及び削除されたものは,次のとおりである.

昭和 63 年 10 月 1 日厚生省告示第 250 号,製剤総則及び一般試験法並びに亜酸化窒素の条ほか 151 条の改正の件(第十一改正日本薬局方追補). 平成元年 4 月 1 日厚生省告示第 89 号,乳酸プレニラミンの条ほか 2 条の削除の件.

第十一改正日本薬局方は昭和 61 年 3 月 28 日厚生省告示第 58 号をもって公布され、同年 4 月 1 日から施行されたが、医学・薬学の急速な進歩に対応するため、公布後の同年 5 月 21 日に厚生大臣は薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 41 条第 3 項の規定に基づき、日本薬局方の改定について中央薬事審議会に諮問した。同審議会はこれに基づき、同年 6 月に日本薬局方部会を開催し、第十二改正日本薬局方の性格、収載品目選定の原則及び改定の時期並びに日本薬局方調査会の組織を内容とする改定方針を決定した。

日本薬局方の性格は、医療上重要と一般に認められている医薬品の性状及び品質等についての規格書であるとされ、収載品目選定の原則は、医療上の必要性、繁用度又は使用経験等から検討のうえ、医療上重要と認められる医薬品であって、性状、品質が規定できるものとされた。改定の時期は昭和66年(改元により平成3年)4月を目標とすることとされた。

日本薬局方調査会の組織は、当初、総合委員会、収載品目委員会、化学薬品委員会、一般試験法委員会、製剤委員会、生薬等委員会、 名称等委員会及び極量委員会の8委員会とされた。その後、平成元年2月開催の日本薬局方部会において、適当な時期に化学薬品委員会を二分割することとされ、同年11月より実施されて9委員会とされた。

また,5年ごとの改定では、学問水準の進歩に対応しきれないことが考えられるため、必要に応じて部分改正を行うこと(追補発行)が認められた。さらに、従来、製剤総則に収載される剤形及び一般試験法に収載される試験法は医薬品各条にあるもののみに限定していたのを改め、医薬品各条にない剤形及び試験法も収載できることとした。

各委員会は改定方針に基づき、各委員会は収載品目の選定及び通則、製剤総則、一般試験法、医薬品各条等について改正の審議を開始した。昭和61年10月には、医薬品の使用頻度に関する調査を日本病院薬剤師会の協力のもとに行い、収載品目選定の基礎資料とした

平成 2 年 11 月までに、総合委員会 5 回、収載品目委員会 9 回、化学薬品委員会及び第一化学薬品委員会 41 回、第二化学薬品委員会

13回, 一般試験法委員会 24回, 製剤委員会 14回, 生薬等委員会 21回, 名称等委員会 28回, 極量委員会 1回を開催し,改正原案を完成した. なお,改正原案の作成に当たっては,東京医薬品工業協会技術委員会,大阪医薬品協会技術研究委員会,高分子膜分離技術振興協会,東京生薬協会,日本医療ガス協会,日本生薬連合会,日本油脂協会,日本香料工業会,日本病院薬剤師会等の協力を得た.

この調査会の改正原案は、平成2年11月に日本薬局方部会で審議のうえ、同年12月に常任部会に上程、審議可決した後、厚生大臣に答申された。

この間,中央薬事審議会は昭和 62 年 11 月及び平成元年 11 月に,任期満了に伴う委員の改選を行い,いずれも内山充が部会長に互選され,その任に当たった.

この改正の結果,第十二改正日本薬局方第一部には750 品を収載した。このうち第十一改正日本薬局方第一部から引き続き収載したものが580 品,新たに収載したものが170 品である。また,第十二改正日本薬局方第二部には471 品を収載した。そのすべてが第十一改正日本薬局方第二部から引き続き収載したものである。なお、削除したものは第一部3品、第二部9品である。

第十二改正日本薬局方の調査改正に従事した者は、次のとおりである.

吉 岡 澄 江

中央薬事審議会日本薬局方部会

部 会	長	内	Щ		充											
委	員	井	上	哲	男	内	山		充	梅澤	ļ	修	大	森	義	仁
		大	谷		明	金	井	興	美	金久保	: 好	男	下	村	裕	子
		杉	原	正	恭	件	井	由	宣	野田	亮	\equiv	原	田	正	敏
		褔	田	英	臣	星	野	邦	夫	堀	了	平				
臨時委	員	青	Щ	敏	信	淺	井	康	宏	井 上		昇	浦	Щ	紀	元
		神	谷	庄	造	唐	木	英	明	辻	昭	治郎	寺	尾	允	男
		花	野		学	Щ	本	皓	_							

日本薬局方調査会

青	柳	伸	男	青	Щ	敏	信	秋	Щ	和	幸	淺	井	康	宏
石	関	忠	_	石	橋	無明	未雄	井	上	哲	男	井	上		昇
今	井	文	人	岩	佐		曜	岩	崎	由	雄	内	Щ		充
梅	澤		修	岡	田	敏	史	岡	田		稔	緒	方	宏	泰
荻	野		尚	奥	田	秀	毅	柿	本	年	雄	加	納	晴三	三郎
神	谷	庄	造	Ш	崎	浩志	と進	河	村	太	郎	木	下	俊	夫
木	村	俊	夫	葛	谷		健	玉	広	靖	之	倉	重	満	雄
合	田	幸	広	小	林	敏	之	齌	藤		洋	坂	下		隆
佐	竹	元	吉	鮫	島	政	義	柴	崎	利	雄	清	水	禮	治
下	村	裕	子	末	吉	祥	子	杉	原	正	桊	鈴	木	徳	治
鈴	木	英	世	赤		輝	也	曽君	戈部	博	文	滝	谷	昭	司
武	田		寧	竹	中	祐	典	田	中		彰	田	中	文	彦
谷	本		剛	綱	Ш	延	孝	寺	尾	允	男	徳	永	裕	司
外	岡	弘	道	朝	長	文	彌	永	井	保	嵩	仲	井	由	宣
中	舘	正	弘	中	原		毅	中	原	雄	\equiv	中	村	晃	忠
西	Ш	洋	_	野	П		衛	花	野		学	早	Ш	堯	夫
林		輝	明	原	田	正	敏	平	賀	敬	夫	福	田	秀	男
福	田	英	臣	藤	田	昌	彦	藤	森	貞	吉	麓		大	三
穂	積	啓-	一郎	堀		了	平	松	尾	賢	明	松	倉		迅
水	野	睦	郎	宮	田	直	樹	村	木		繁	村	田	忠	行
村	Щ		普	森	本	雍	憲	森	本	行	洋	矢	敷	孝	司
安	田		勉	矢	谷	幸	三	Щ	崎		壮	Щ	本	皓	_
				× 4.						- 1					

米 田 該 典

義 平 邦 利

第十二改正日本薬局方公布後,追補をもって改正及び追加並びに削除されたものは,次のとおりである.

平成 5 年 10 月 1 日厚生省告示第 215 号による第十二改正日本薬局方第一追補をもって改正及び追加されたものは、次のとおりである。

- (1) 第一部にアジマリン錠のほか6条に溶出試験の項の追加による改正及び第二部に人全血液の条の日本名の変更による改正の件.
- (2) 第一部にエノキサシンの条のほか31条追加及び第一部にエノキサシンの条のほか19条の参照赤外吸収スペクトルの項の追加の件。
- (3) 通則中医薬品の適否の判定の項の改正の件.
- (4) 製剤総則中顆粒剤の項の改正の件.
- (5) 一般試験法中赤外吸収スペクトルの項の改正及び消化力試験法の項のほか2項目の追加,標準品中塩酸ドブタミンのほか2品の追加,試薬・試液中アジマリン,定量用のほか31試薬・試液並びに標準液中鉛標準原液ほか1標準液の追加の件.

平成6年12月15日厚生省告示第384号による第十二改正日本薬局方第二追補をもって改正及び追加並びに削除されたものは、次のとおりである.

- (1) 第一部に塩酸アミトリプチリン錠のほか 4 条に溶出試験の項の追加による改正及び第二部にステアリン酸マグネシウムのほか 2 条に微生物限度の項の追加による改正を含む, 第一部にアジマリンのほか 29 条及び第二部に含糖ペプシンほか 7 条の改正並 びに第二部にポリビニルピロリドン K25 のほか 2 条を包括して改正してポビドンの条として追加及び第二部のポビドンの包括 に係るポリビニルピロリドン K25 のほか 2 条の削除の件.
- (2) 第一部にアモキサピンの条のほか 24 条及び第二部に無水乳糖の条の追加並びに第一部にアモキサピンの条のほか 21 条及び第二部に乳糖の条のほか 2 条の参照赤外吸収スペクトルの項の追加の件.
- (3) 通則中医薬品の容器に係る5項目の改正の件.
- (4) 一般試験法中吸光度測定法の項のほか 5 項目の改正及び微生物限度試験法の項の追加,標準品中塩酸フルスルチアミンのほか 7 品の追加,試薬・試液中塩酸パパベリン,定量用の改正及び亜硝酸ビスマス・インジケーターほか 68 試薬・試液の追加,容量分析用標準品中 0.1M エチレンジアミン四酢酸ニナトリウムほか 2 容量分析用標準品の追加,波長及び透過率校正用光学フィルターの項の追加並びに計量器・容器の項の改正の件.

第十三改正日本薬局方の基本方針として、保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化、機器分析の積極的導入による質的向上並びに試験項目等の合理化、日本薬局方改正案の公開等による日本薬局方改正に係る透明性の確保、国際的調和への配慮、及び医薬品情報の提供等日本薬局方に係る情報伝達方策の整備の「5本の柱」が打ち立てられた。

日本薬局方の性格は、医療上重要であると一般的に認められている医薬品の性状及び品質等についての基準を定めたものであるとされた。また、日本薬局方の役割は、日本薬局方に収載されている医薬品の品質基準を示すのみならず、医薬品全般にわたる品質の水準と試験法の標準を示すと同時に、医薬品の品質に係る国際的整合性の確保に資するとされた。

収載品目選定の原則は、医療上の必要性、繁用度又は使用経験等を指標に、保健医療上重要な医薬品であって、性状、品質が規定できるものとされ、特に、再審査終了又は今回改正施行時点までに再審査が終了予定の医薬品については、汎用性が低いものを除いて原則として収載することとされた。また収載品目の選定にあたっては、適宜医療関係団体等の意見を徴することとされた。

なお、改正の時期は平成8年4月を目標とすることとされた。

日本薬局方調査会の組織は、当初、総合委員会、収載委員会、第一化学薬品委員会、第二化学薬品委員会、一般試験法委員会、製剤委員会、生薬等委員会、名称等委員会及び医薬品添加剤委員会の9委員会とされた。その後、平成6年11月開催の日本薬局方部会において、新たに物性試験法委員会及び生物薬品委員会が設置されることとなり、同年11月より実施されて11委員会とされた。審議事項のうち、通則、製剤総則、生薬総則、一般試験法及び医薬品各条については、平成6年9月から平成7年9月までの期間に、調査会審議終了分を第十三改正日本薬局方の改正原案としてとりまとめることとし、平成7年11月に日本薬局方部会で審議のうえ、同年12月に常任部会に上程され、審議可決された後、厚生大臣に答申された。

この期間に日本薬局方調査会の改正原案作成のために開催した委員会の回数は、総合委員会 4 回、第一化学薬品委員会 10 回、第二化学薬品委員会 9 回、一般試験法委員会 8 回、製剤委員会 6 回、名称等委員会 11 回、生薬等委員会 9 回、収載品目委員会 2 回、医薬品添加剤委員会 9 回、物性試験法委員会 6 回、生物薬品委員会 6 回である.

さらに、この改正の原案作成にあたっては、大阪医薬品協会技術研究委員会、東京医薬品工業協会技術委員会、東京生薬協会、日本 漢方生薬製剤協会、日本香料工業会、日本生薬連合会、日本製薬工業協会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会、日本油脂協会等の協力 を得た.

第十二改正日本薬局方施行後,中央薬事審議会は平成3年11月任期満了に伴う委員の改選を行い,内山充が日本薬局方部会長の任を解かれ,寺尾允男が代わって部会長に互選された。その後も2年毎に任期満了に伴う委員の改選が行われ、平成5年11月の改選で

寺尾允男が日本薬局方部会長の任を解かれ、内山充が代わって部会長に互選され、平成7年11月の改選で引き続き内山充が部会長に 互選され、部会長の任に当たった。

第十三改正日本薬局方における改正の結果,第十三改正日本薬局方第一部には、824 品を収載した。このうち第十二改正日本薬局方第一部から引き続き収載したものが804 品,新たに収載したものが20 品である。また,第十三改正日本薬局方第二部には468 品を収載した。このうち第十二改正日本薬局方第二部から引き続き収載したものが458 品,新たに収載したものが10 品である。削除したものは第一部2 品,第二部11 品である。

医薬品各条以外の条において改正及び追加されたものは次のとおりである.

- (1) 通則中、日本薬局方の英名の規定の項の追加、国際単位系との整合のため等による改正ほか2項目の改正の件.
- (2) 製剤総則中、カプセル剤の項ほか2項目の改正の件.
- (3) 生薬総則中生薬総則の適用範囲の項ほか2項目の改正の件.
- (4) 一般試験法中粉末 X 線回折測定法の項の追加,液体クロマトグラフ法の項のほか 12 項目の改正の件. 11 品目の標準品の追加の件.

第十三改正日本薬局方の調査改正に従事した者は、次のとおりである.

中央薬事審議会日本薬局方部会及び日本薬局方調査会

青	柳	健力	大郎	青	柳	伸	男	青	Щ	敏	信	秋	Щ	和	幸
有	富	治	郎	池	田		勝	石	Щ	達	也	石	関	忠	_
石	橋	襄	_	石	橋	無明	未雄	石	原	行	雄	板	井		茂
伊	藤	裕	$\stackrel{-}{-}$	井	上	顕	信	井	上		昇	今	井	文	人
◎内	Щ		充	大	本	敏	昭	岡	田	敏	史	岡	田		稔
緒	方	宏	泰	小	Ш	義	之	荻	野		尚	奥	田	秀	毅
小	田	容	三	唐	木	英	明	神	谷	庄	造	Ш	嵜	敏	祐
Ш	崎	浩え	と進	木	下	俊	夫	木	全	心	_	清	原	孝	雄
倉	重	満	雄	黒	Ш	雄	\equiv	合	田	幸	広	小清	青水	敏	昌
小	島	章	生	小	嶋	茂	雄	小長	ē谷	昌	功	齌	藤		洋
酒	井	喜仁	志分	相	楽	和	彦	佐々	木	次	雄	佐	竹	元	吉
重	実	桂	助	柴	Ш	雅	彦	清	水	直	樹	白	井	或	雄
末	吉	祥	子	○杉	原	正	桊	杉	本	圭	_	鈴	木	徳	治
鈴	木	英	世	砂	田	久	_	関	Щ	富士	:夫	滝	谷	昭	司
武	田		寧	武	田	明	治	田	中		彰	田	中	文	彦
谷	本		剛	檀	浦	或	夫	茅	野	文	利	柘	植	英	哉
綱	Ш	延	孝	◎寺	尾	允	男	徳	永		徹	外	岡	弘	道
富	岡		清	富	澤		達	朝	長	文	彌	永	井	吉	澄
中	Ш	照	眞	中	舘	正	弘	中	村	晃	忠	中	村	幹	雄
西	Щ	辰	美	延	原	正	弘	長名	111.5	隆	_	早	Ш	順	子
早	Ш	堯	夫	疋	田	興	造	人	見	信	之	亚	賀	敬	夫
藤	田	昌	彦	藤	森	貞	吉	星			登	星	野	邦	夫
堀	内	幸	生	米	谷	民	雄	牧	田	浩	和	松	尾	賢	明
松	田	芳	久	真	弓	忠	範	水	野	睦	郎	三	瀬	勝	利
宮	田	直	樹	村	木		繁	村	Щ		普	森		美利	口子
森	Ш		馨	森	次	保	雄	森	本	和	滋	森	本	雍	憲
安	田		勉	Щ		照	英	Щ	崎		壮	Щ	本	皓	_
吉	岡	澄	江	義	平	邦	利	米	田	該	典				

◎日本薬局方部会長 ○日本薬局方部会長代理

第十三改正日本薬局方公布後, 追補をもって改正及び追加並びに削除されたものは, 次のとおりである.

平成9年12月26日厚生省告示第254号による第十三改正日本薬局方第一追補をもって改正及び追加されたものは次のとおりである.

- (1) 第一部に2品の追加の件. 第二部に1品の追加の件.
- (2) 第一部に29品の改正及び第二部に36品の改正の件.
- (3) 通則中,直接の容器又は直接の被包に記載する規定の項の改正の件.
- (4) 製剤総則中,製剤通則の項ほか24項目の改正,硬膏剤1項目の削除の件.
- (5) 一般試験法中ふるいわけ法の項のほか4項目の追加,吸光度測定法の項のほか5項目の改正の件.

平成 11 年 12 月 21 日厚生省告示第 248 号による第十三改正日本薬局方第二追補をもって改正及び追加されたものは次のとおりである.

- (1) 第一部に25品の追加,12品の削除の件.第二部に1品の削除の件.
- (2) 第一部に93品の改正及び第二部に36品の改正の件.
- (3) 通則中、出荷時の試験の省略に関する規定の項の追加の件.
- (4) 製剤総則中, 顆粒剤の項ほか6項目の改正の件.
- (5) 一般試験法中,エンドトキシン試験法の項のほか8項目の改正,ふるい分け法の項の削除の件.

第十三改正日本薬局方の際に示された基本方針,日本薬局方の性格及び収載品目選定の原則に基づき,引き続き第十四改正日本薬局方の改正が行われ,改正の時期としては平成13年4月を目標とすることとされた.

日本薬局方調査会の組織は、当初、総合委員会、収載品目委員会、第一化学薬品委員会、第二化学薬品委員会、物性試験法委員会、生物試験法委員会、理化学試験法委員会、製剤委員会、生薬等委員会、名称等委員会、医薬品添加剤委員会及び生物薬品委員会の 12 委員会とされた。また、2つの小委員会が新たに設けられた。その後、平成 11 年 11 月の中央薬事審議会の組織改編に伴い、上記委員会のうち名称等委員会及び医薬品添加剤委員会は、それぞれ医薬品名称調査会局方名称分科会及び医薬品添加物調査会に改変された。審議事項のうち、通則、製剤総則、生薬総則、一般試験法及び医薬品各条については、平成 11 年 1 月から平成 12 年 5 月までの期間に、調査会審議終了分を第十四改正日本薬局方の調査会原案としてとりまとめることとし、平成 12年 10 月に日本薬局方部会で審議のうえ、同年 12 月に常任部会に上程され、審議可決された後、厚生大臣に答申された。

この期間に日本薬局方調査会の改正原案作成のために開催した委員会の回数は、総合委員会 6 回、第一化学薬品委員会 12 回、第二 化学薬品委員会 16 回、物性試験法委員会 7 回、生物試験法委員会 6 回、理化学試験法委員会 8 回、製剤委員会 5 回、名称等委員会 4 回、生薬等委員会 6 回、医薬品添加剤委員会 5 回、生物薬品委員会 7 回、総合第一小委員会 14 回、生薬等第一小委員会 6 回である。他の調査会の開催回数は、医薬品名称調査会局方名称分科会 4 回、医薬品添加物調査会 3 回である。

なお、この改正の原案作成に当たっては、大阪医薬品協会技術研究委員会、東京医薬品工業協会技術委員会、東京生薬協会、日本医薬品添加剤協会、日本漢方生薬製剤協会、日本抗生物質学術協議会、日本香料工業会、日本生薬連合会、日本製薬工業協会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会、日本油脂協会等の協力を得た.

日本薬局方部会長については、平成 7 年 7 月から平成 9 年 10 月まで内山充が、平成 9 年 11 月から平成 12 年 12 月まで寺尾允男が、その任に当たった。

平成13年1月,省庁再編(厚生労働省設置法「平成十一年法律第九十七号」)に伴い,厚生省から厚生労働省への組織再編が行われ,日本薬局方部会(及び日本薬局方調査会等)については,厚生労働大臣の監督に属することとなった。同年1月,日本薬局方部会の上位組織の中央薬事審議会についても,薬事・食品衛生審議会への組織改編が行われ,日本薬局方部会長の任には,内山充が当たることとされた。

第十四改正日本薬局方における改正の結果,第十四改正日本薬局方第一部には,859 品目を収載した。このうち改正により新たに収載したものが37品目,削除した品目は17品目である。また,第十四改正日本薬局方第二部の収載品は,469品目である。このうち改正により新たに収載したものは1品目である。

医薬品各条以外の条において改正及び追加されたものは次のとおりである.

- (1) 通則中、医薬品各条の試験において「別に規定する」とあり、日本薬局方にその規定が定められていない場合の取扱いの項の追加、原子量表の改正ほか5項目の改正の件.
- (2) 製剤総則中,製剤通則の項のほか1項目の改正の件.
- (3) 一般試験法中, 抗生物質の微生物学的力価試験法の項のほか1項目の追加, 液体クロマトグラフ法の項のほか8項目の改正の件. 72品目の標準品の追加の件.

第十四改正日本薬局方の作成に従事した者は、次のとおりである.

相 見 則 郎 青 柳 健太郎 青 柳 伸 男 〇青 山 敏 信

山 和 幸 富 治 郎 有 本 恵 子 石 川 達 也 石 関 忠 石 橋 襄 石 橋 無味雄 石 原 行 雄 井 板 茂 瀬 充 範 伊 藤 喬 伊 藤 裕 乾 賢 井 上 顕 信 井 上 昇 今 井 文 人 今 成 登志男 恵理子 岩 上 正 蔵 上 原 至 雅 内 田 ◎内 Ш 内 大 正 大久保 恒 夫 大 谷 正 充 大 塚 雅 巳 大 坪 大 野 徹 也 大 野 勝 泰 雄 大 本 敏 昭 岡 田 敏 史 岡 田 緒 方 宏 稔 泰 小 Ш 義 之 荻 野 尚 奥 秀 毅 小 田 容 田 甲 斐 明 藤 \equiv 藤 典 美 加 典 加 喜 昭 香 取 子 鹿 庭 なほ子 神 谷 庄 造 唐 木 英 明 Ш 嵜 敏 Ш 崎 浩之進 Ш 島 嘉 明 Ш 西 徹 Ш 西 利 昭 菅 家 甫 嶋 敬 俊 子 木 木 下 夫 木 全 心 清 原 孝 代 玉 孝 熊 雄 楠 文 定 夫 倉 秀 樹 重 満 雄 田 毅 Ш 雄 田 倉 倉 合 幸 広 小久保 宏 敏 小嶋 恭 小清水 昌 小 島 章 生 茂 雄 昌 功 洋 小長谷 近 藤 誠 齌 藤 井 喜代志 酒 楽 和 彦 佐々木 次 佐 竹 元 吉 重 実 桂 柴 Ш 雅 彦 嶋 田 康 男 清 水 袈裟光 清 水 孝 雄 水 藤 清 直 樹 白 井 或 雄 志 村 恭 子 首 紘 新 長 文 敏 末 吉 祥 子 ○杉 原 正 杉 本 圭 鈴 木 専 鈴 木 徳 治 鈴 木 英 世 砂 田 久 関 Ш 富士夫 関 田 節 子 滝 谷 昭 司 武 田 明 治 ○武 田 中 中 寧 田 彰 田 俊 弘 田 渕 幸 男 棚 元 谷 本 剛 檀 浦 或 夫 茅 野 文 利 柘 植英 綱 川延 孝 津 曲 喜 手 島 邦 哉 雍 和 ◎寺 尾 寺 允 男 寺 嶋 広 林 進 外 岡 弘 司 道 徳 永 徹 富 岡 清 冨 澤 達 富 田 基 郎 Ш 照 朝 長 文 彌 豊 島 聰 永 井 吉 澄 中 眞 中 Ш 知 秀 中 澤 裕 之 中 中 舘 島 恵 美 正 弘 中 西 昭 雄 中 野 達 也 中 村 晃 忠 中 村 洋 中 村 幹 雄 島 功 西 島 基 弘 西 山 辰 美 野 方 良 彦 原 正 34 長谷川 紘 司 長谷川 隆 延 羽 根 早 Ш 順 早 Ш 輝 子 堯 夫 林 正 弘 平 東 敏 郎 疋 田 興 造 見 信 之 賀 敬 平 Ш 藤 森 総 良 藤 田邦 弘 田 昌 彦 藤 貞 吉 藤 原 博 星 登 星 野 邦 堀 内 幸 生 夫 米 谷 田昌 畄 民 雄 前 子 牧 田浩 和 政 俊 夫 松 尾 賢 明 松 倉 松 木 滋 松 木 則 夫 迅 松 田芳 原 俊 彦 真 弓 忠 柿 道 久 松 範 水 直 水 野 睦 郎 瀬 勝 利 南 箕 浦 茂 修 介 三 宮 田 直 樹 輪 昭 武 藤 泰 明 村 木 繁 森 美和子 森 Ш 馨 森 田 收 森 次 保 雄 守 森 本 和 滋 森 本 雍 憲 八木澤 正 矢 島 毅 彦 安 崎 田 勉 Щ П 照 英 Щ 崎 憲 Щ 壮 Щ 本 啓 Щ 本 恵 Щ 本 恵 司 Щ 本 皓 吉 岡 澄 江 吉川一 正 吉田仁夫 吉 野 節

義 平 邦 利 米 田 該 典 米 村 嘉 郎 和 田 稔

◎日本薬局方部会長 ○日本薬局方部会長代理

第十四改正日本薬局方公布後、追補等をもって改正及び追加並びに削除されたものは、次のとおりである.

平成 14 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 151 号による第十四改正日本薬局方の一部改正をもって追加及び削除されたものは次のとおりである.

- (1) 通則中,動物由来の原料に関する規定の項の追加の件.
- (2) 第一部医薬品のうち1品目の削除の件.

平成 14 年 12 月 27 日厚生労働省告示第 395 号による第十四改正日本薬局方第一追補をもって改正及び追加されたものは次のとおりである.

- (1) 通則中、単位に関する規定の項のほか1項目の改正の件.
- (2) 製剤総則中,注射剤の項の改正の件.
- (3) 一般試験法中,かさ密度及びタップ密度測定法の項のほか 1 項目の追加,強熱残分試験法の項のほか 2 項目の改正の件. 81 品目の標準品の追加の件.
- (4) 第一部に31品の追加の件,第二部に15品の追加の件.
- (5) 第一部に163品の改正の件,第二部に46品の改正の件.

平成 16 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 461 号による第十四改正日本薬局方第二追補をもって改正及び追加されたものは次のとおりである。

- (1) 一般試験法中,粉体の粒子密度測定法の項の追加,エンドトキシン試験法の項のほか 5 項目の改正の件. 9 品目の標準品の追加の件.
- (2) 第一部に27品の追加の件,第二部に12品の追加の件.
- (3) 第一部に53品の改正の件,第二部に22品の改正の件.

平成17年7月21日厚生労働省告示第344号による第十四改正日本薬局方の一部改正をもって改正及び追加されたものは次のとおりである。

- (1) 通則中、日本、欧州、米国の三薬局方の調和合意に基づき規定した一般試験法等の記載に関する規定の項の追加の件.
- (2) 製剤総則中,注射剤の項の改正の件.
- (3) 一般試験法中,注射剤の採取容量試験法の項の追加の件.
- (4) 第一部に7品の改正の件.

近年の医学・薬学の進歩に対応するため、平成 13 年 11 月に日本薬局方部会が開催され、第十五改正に向けての具体的な方策、施行時期、日本薬局方調査会の組織に関する事項を内容とする作成基本方針が決定され、改正の時期は平成 18 年 4 月を目標とすることとされた.

日本薬局方調査会は引き続き審議を行い、審議事項のうち、通則、生薬総則、製剤総則、一般試験法及び医薬品各条については、平成16年1月から平成17年8月までの期間に、調査会審議終了分を第十五改正日本薬局方の調査会原案としてとりまとめることとされ、平成17年10月に日本薬局方部会で審議のうえ、同年12月に薬事・食品衛生審議会に上程され、審議可決された後、厚生労働大臣に答申された。

この期間に日本薬局方調査会の改正原案作成のために開催した委員会の回数は、総合委員会 2 回、医薬品名称調査会 2 回、医薬品名 加物調査会 3 回、理化学試験法委員会 6 回、化学薬品委員会 17 回(ワーキンググループを含む.)、生物薬品委員会 3 回、生物試験法委員会 2 回、抗生物質委員会 6 回、生薬等委員会 6 回、PDG 関連調整会議 2 回、製薬用水委員会 2 回、日局標準品委員会 2 回である.また、平成 16 年 4 月の独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」とする.)設立に伴い、日本薬局方作成審議組織の一部は審議組織の改編に伴い機構にて行う事とされ、平成 16 年 7 月から改正原案作成のために開催した委員会の回数は、総合委員会 6 回、国際調和検討委員会 3 回、製薬用水委員会 7 回、日局標準品委員会 4 回、理化学試験法委員会 6 回、製剤委員会 7 回、物性試験法委員会 9 回、化学薬品委員会 32 回(ワーキンググループを含む.)、生物薬品委員会 6 回、生物試験法委員会 6 回、抗生物質委員会 9 回、生物薬品委員会 6 回、生薬等委員会 12 回、医薬品名称委員会 8 回、医薬品添加物委員会 7 回である.

なお、この改正の原案作成に当たっては、大阪医薬品協会技術研究委員会、東京医薬品工業協会技術委員会、東京生薬協会、日本医薬品添加剤協会、日本漢方生薬製剤協会、日本抗生物質学術協議会、日本香料工業会、日本生薬連合会、日本製薬工業協会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会、日本植物油協会等の協力を得た.

日本薬局方部会長については、平成13年1月から平成14年12月まで内山充が、平成15年1月から平成15年6月まで寺尾允男が、

平成15年7月から平成18年3月まで早川堯夫が、その任に当たった.

第十五改正日本薬局方における改正の結果、収載品目数は、1483品目となった。このうち改正により新たに収載したものが 102品、削除した品目は8品である。

医薬品各条以外の条において改正及び追加されたものは次のとおりである.

- (1) 通則中,薬事法が改正され日本薬局方における構成にかかる規定が削除されたことに伴う医薬品各条の構成についての規定の 追加,適否の判定基準として性状の項の取扱いの整理ほか5項目の改正の件.
- (2) 製剤総則中,製剤通則の条のほか7項目の改正の件.
- (3) 生薬総則中,生薬の適否の判定基準に関する規定の改定の件.
- (4) 一般試験法中,質量偏差試験法と含量均一性試験法を合わせ,製剤均一性試験法と改めた件.アンモニウム試験法のほか 13 項目の改正,エタノール中の揮発性混在物試験法ほか 3 項目の削除の件.24 品目の標準品の追加,10 品目の標準品の削除の件.

第十五改正日本薬局方の作成に従事した者は、次のとおりである.

相	見	則	郎	青	木	光	夫	冏	曽	幸	男	青	貫	喜	_
○青	柳	伸	男	芦	澤	_	英	麻	生	伸一	郎	荒	Щ	宣	親
有	本	恵	子	井	越	伸	和	井	崎	正	夫	石	橋	無明	未雄
板	井		茂	市	Щ	隆	徳	伊豆	1津	健	_	伊	藤		喬
伊	藤	三	男	伊	藤	裕	$\vec{-}$	乾		賢	_	今	成	登記	5男
岩	上	正	蔵	上	原	至	雅	内	田	恵理	11子	◎内	Щ		充
海	野		隆	梅	本	和	_	江	村		誠	大	内		正
大ク	八保	恒	夫	大	谷	淑	郎	大	谷	正	_	大	塚	雅	巳
大	野		勝	大	野	泰	雄	岡	崎	公	哉	〇岡	田	敏	史
岡	田		稔	緒	方	宏	泰	小	Ш	義	之	奥	田	晴	宏
甲	斐	明	美	掛	樋	_	晃	加	藤	三	典	加	藤	喜	昭
香	取	典	子	鹿	庭	なに	ま子	神	谷	庄	造	Щ	嵜	敏	祐
Ш	崎	ナ	ナ	Л	島	嘉	明	Л	西		徹	Л	西	利	昭
Ш	原	信	夫	菅	家	甫	子	木	内	文	之	木	嶋	敬	\equiv
清	原	孝	雄	楠		文	代	楠	Щ	久美	€子	熊	倉	秀	樹
倉	重	満	雄	倉	田		毅	玉	定	孝	夫	栗	原	正	明
栗	Щ	晴	夫	外	記	義	晴	合	田	幸	広	小力	入江	栄	_
小方	人保	宏	恭	小	嶋	茂	雄	小县	長谷	昌	功	小	林	東海	羊彦
古	林	隆	司	小	松	カン	つ子	小	村	昭	夫	近	田	俊	文
近	藤	誠	三	相	楽	和	彦	佐人	木	次	雄	佐	木	秀	樹
酒	井	英	\equiv	佐	藤	明	啓	佐	藤	恭	子	坂	本	知	昭
嶋	田	康	男	清	水	袈裟	发光	佐	竹	元	吉	首	藤	紘	$\overline{}$
代	田		修	新	長	文	敏	志	村	恭	子	菅	谷	真	\equiv
鈴	木	専	$\stackrel{-}{-}$	鈴	木	英	世	砂	田	久	-	末	吉	祥	子
関	П	道	子	関	田	節	子	園	部		尚	高	橋	良	和
竹	田	忠	紘	田	中	晴	雄	田	邊	豊	重	○武	田		寧
田	中	俊	弘	田	渕	幸	男	棚	元	憲	_	谷	本		剛
柘	植	英	哉	都	司	洋	介	津	曲	喜	雍	勅何	吏河原	京 正	E文
寺	岡	麗	子	寺	嶋	広	可	寺	林		進	手	島	邦	和
◎寺	尾	允	男	富	澤		達	富	田	基	郎	徳	永	祐	司
豊	岡		清	永	重	裕	紹	中	島	恵	美	中	野	達	也
猶	塚	正	明	中	澤	裕	之	中	村	高	敏	中	村		洋
那	須	正	夫	新	見	伸	吾	西	島	功	$\vec{-}$	西	島	基	弘
西	Щ	辰	美	野	本	貴	史	長名	川名	紘	司	長名	川~	隆	_
波多	多野	理	香	花	尻	瑠	理	浜	島	守	男	◎早	Щ	堯	夫

林		正	弘	樋	П	賢	治	檜	Щ	行	雄	平	松	勝	太
平	Щ	総	良	藤	倉	茂	行	藤	田	邦	弘	藤	原		博
渕	野	裕	之	船	本	剛	朗	古	Ш	明	弘	堀	田	國	元
松	木		滋	米	谷	民	雄	前	田	昌	子	牧	田	みと	ごり
政	岡	俊	夫	松	原	俊	彦	松	木	則	夫	松	倉		迅
松	田	芳	久	円	Щ	圭	_	三	上	栄	_	水	柿	道	直
水	田	泰	_	三	瀬	勝	利	美源	農部		敏	宮	田	直	樹
宮	本	公	人	室	井	正	志	村	井	敏	美	村	木		繁
森	Ш		馨	森	田		收	森	田	隆	司	八フ	大澤	守	正
安	原	眞	人	矢	島	毅	彦	Щ	口	照	英	Щ	崎	憲	_
Щ	崎		壮	山	本	恵	_	Щ	本	恵	司	Щ	本	藤	輔
吉	岡	澄	江	吉	Ш	_	正	吉	田	仁	夫	余	田		光
四力	7田	千信	走子	渡	邉	治	雄								

◎日本薬局方部会長 ○日本薬局方部会長代理

第十五改正日本薬局方公布後、追補等をもって改正及び追加並びに削除されたものは、次のとおりである。

平成19年9月28日厚生労働省告示第316号による第十五改正日本薬局方第一追補をもって改正および追加されたものは次のとおりである.

- (1) 通則中、日本薬局方における主な単位の改正の件.
- (2) 製剤総則中, エキス剤の条ほか4項目の改正の件.
- (3) 一般試験法中,点眼剤の不溶性異物検査法の追加,定性反応のほか9項目の改正の件. 12品目の標準品の追加の件,6品目の標準品の削除の件.
- (4) 医薬品各条中,90品目の追加,170品目の改正,6品目の削除の件.

平成 20 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 32 号による第十五改正日本薬局方の一部改正をもって改正および追加されたものは次のとおりである.

(1) 医薬品各条中,2品目の改正の件.

平成 20 年 7 月 31 日厚生労働省告示第 417 号による第十五改正日本薬局方の一部改正をもって改正および追加されたものは次のとおりである。

- (1) 一般試験法中,1品目の標準品の追加の件.
- (2) 医薬品各条中,1品目の改正の件.

平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 190 号による第十五改正日本薬局方の一部改正をもって改正および追加されたものは次のとおりである.

- (1) 生薬総則中、1の条において1品目の追加の件.
- (2) 一般試験法中、微生物限度試験法のほか3項目の改正の件、
- (3) 医薬品各条中,1品目の追加の件,1品目の改正の件.

平成 21 年 9 月 30 日厚生労働省告示第 425 号による第十五改正日本薬局方第二追補をもって改正および追加されたものは次のとおりである.

- (1) 生薬総則中, 1の条において5品目の追加, 1品目の削除の件.
- (2) 一般試験法中, たん白質のアミノ酸分析法の追加, 重金属試験法のほか 9 項目の改正の件. 22 品目の標準品の追加の件, 18 品目の標準品の改正の件.
- (3) 医薬品各条中,106品目の追加,122品目の改正,1品目の削除の件.

平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 322 号による第十五改正日本薬局方の一部改正をもって改正および追加されたものは次のとおりである.

- (1) 一般試験法中,溶出試験法の改正. 1品目の標準品の追加の件. 8品目の試薬・試液の追加の件.
- (2) 医薬品各条中, 2品目の改正の件.

まえがき

第十五改正日本薬局方は平成18年3月31日厚生労働省告示第285号をもって公布された.

その後,平成 18 年 7 月に日本薬局方部会を開催し、審議の結果、日本薬局方の役割と性格、作成方針、作成方針に沿った第十六改正に向けての具体的な方策、施行時期に関する事項を内容とする作成基本方針を決定した。

日本薬局方の作成方針として、保健医療上重要な医薬品の全面的収載、最新の学問・技術の積極的導入による質的向上、国際化の推進、必要に応じた速やかな部分改正及び行政によるその円滑な運用、日本薬局方改正過程における透明性の確保及び日本薬局方の普及の「5 本の柱」が打ち立てられた。この基本的考えに立って、関係部局等の理解と協力を得つつ、各般の施策を講じ、広く保健医療の場において、日本薬局方が有効に活用されうるものとなるよう努めることとされた。

日本薬局方は、その時点での学問・技術の進歩と医療需要に応じて、わが国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準を示すものであり、医薬品全般の品質を総合的に保証するための規格及び試験法の標準を示すとともに医療上重要とされた医薬品の品質等に係る判断基準を明確にする役割を有するとされた.

また、日本薬局方は、その作成に当たって、多くの医薬品関係者の知識と経験が結集されており、関係者に広く活用されるべき 公共の規格書としての性格を有するとともに、国民に医薬品の品質に関する情報を公開し、説明責任を果たす役割をもち、さらに、 医薬品の品質に関する薬事行政の円滑かつ効率的推進及び国際的整合性の維持・確保に資するものであるとされた.

収載品目の選定については、医療上の必要性、繁用度又は使用経験等を指標に、保健医療上重要な医薬品は市販後可及的速やかな収載を目指すこととされた。

なお、第十六改正の時期は平成23年4月を目標とすることとされた.

日本薬局方原案審議委員会の組織は、総合委員会、総合小委員会、化学薬品委員会、抗生物質委員会、生物薬品委員会、生薬等委員会、医薬品添加物委員会、理化学試験法委員会、製剤委員会、物性試験法委員会、生物試験法委員会、医薬品名称委員会、国際調和検討委員会、製剤用水委員会及び日局標準品委員会で構成されている。その他、委員会審議推進のため、理化学試験法委員会、製剤委員会及び生物試験法委員会の下に、それぞれワーキンググループが設置されている。

日本薬局方部会長については、平成 15 年 7 月から平成 22 年 12 月まで早川堯夫が、平成 23 年 1 月から平成 23 年 3 月まで橋田 充がその任に当たった.

作成基本方針において、5 年ごとの改正のほか、最新の科学技術の進展並びに国際的調和に対応するため、部分改正等を適宜行うこととされた.

この改正方針に基づき,各委員会は収載品目の選定及び通則,生薬総則,製剤総則,一般試験法,医薬品各条等について改正の審議を開始した.

審議事項のうち,通則,生薬総則,製剤総則,一般試験法及び医薬品各条については,平成17年9月から平成19年3月までの期間に,原案審議委員会審議終了分を第十五改正日本薬局方の一部改正としてとりまとめることとし,この一部改正の原案は平成19年4月に日本薬局方部会で審議の上,同年6月に薬事・食品衛生審議会に上程され,報告された後,厚生労働大臣に答申された.

この一部改正は、平成 19 年 9 月 28 日厚生労働省告示第 316 号公布、同年 10 月 1 日施行され、「第十五改正日本薬局方第一追補」と称することとされた。

この期間に日本薬局方原案審議委員会の改正原案作成のために開催した委員会の回数は、総合委員会 7 回、総合小委員会 6 回、化学薬品委員会 33 回(ワーキンググループを含む.)、抗生物質委員会 9 回、生物薬品委員会 8 回、生薬等委員会 17 回、医薬品添加物委員会 7 回、理化学試験法委員会 12 回、製剤委員会 10 回、物性試験法委員会 8 回、生物試験法委員会 7 回、医薬品名称委員会 9 回、国際調和検討委員会 2 回、製薬用水委員会 7 回である.

なお,この改正の原案作成に当たっては、大阪医薬品協会技術研究委員会、東京医薬品工業協会局方委員会、東京生薬協会、日本医薬品添加剤協会、日本漢方生薬製剤協会、日本香料工業会、日本生薬連合会、日本製薬工業協会、日本植物油協会等の協力を得た.

この改正の結果,第十五改正日本薬局方の収載は 1567 品目となった. このうち改正により新たに収載したものが 90 品,削除した品目は 6 品である.

その後、引き続き審議を行い、審議事項のうち、医薬品各条グリセリンの条及び濃グリセリンの条において、純度試験の項を改正し、「ジエチレングリコール及び類縁物質」に係る規定を追加することについて、平成 19 年 9 月に日本薬局方部会で審議の上、同年 10 月に薬事・食品衛生審議会に上程され、報告された後、厚生労働大臣に答申された。

この一部改正は、平成20年2月21日厚生労働省告示第32号をもって公布、施行された.

その後、引き続き審議を行い、審議事項のうち、医薬品各条へパリンナトリウムの条において、純度試験の項を改正し、過硫酸化コンドロイチン硫酸に係る規定を追加し、これに伴い、一般試験法の標準品の条を改正し、過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品を追加することについて、平成20年7月に日本薬局方部会で審議の上、同年10月に薬事・食品衛生審議会に上程され、報告された後、厚生労働大臣に答申された。

この一部改正は、平成20年7月31日厚生労働省告示第417号をもって公布、施行された.

その後、引き続き審議を行い、審議事項のうち、日本薬局方、欧州薬局方、米国薬局方の三薬局方での国際調和に関連した事項 等の一般試験法等の見直し、また、生薬総則において生薬総則を適用する生薬として、リュウコツ末を追加するとともに、医薬品 各条にリュウコツ末の条を新規収載し、医薬品各条のリュウコツの規格を改正することについて、平成20年12月に日本薬局方部 会で審議の上,平成21年3月に薬事・食品衛生審議会に上程され,報告された後,厚生労働大臣に答申された.

この一部改正は、平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 190 号をもって公布、施行された.

その後、引き続き審議を行い、審議事項のうち、生薬総則、一般試験法及び医薬品各条については、平成19年4月から平成21 年3月までの期間に、原案審議委員会審議終了分を第十五改正日本薬局方の一部改正としてとりまとめることとし、この一部改正 の原案は平成21年4月に日本薬局方部会で審議の上、同年6月に薬事・食品衛生審議会に上程され、報告された後、厚生労働大 臣に答申された.

この一部改正は,平成 21 年 9 月 30 日厚生労働省告示第 425 号公布,同年 10 月 1 日施行され,「第十五改正日本薬局方第二追 補」と称することとされた.

この期間に日本薬局方原案審議委員会の改正原案作成のために開催した委員会の回数は、総合委員会 3 回、化学薬品委員会 23 回, 抗生物質委員会8回, 生物薬品委員会8回, 生薬等委員会21回, 医薬品添加物委員会10回, 理化学試験法委員会11回(ワ ーキンググループを含む), 製剤委員会 19 回 (ワーキンググループを含む), 物性試験法委員会 9 回, 生物試験法委員会 9 回, 医 薬品名称委員会6回,国際調和検討委員会3回,製薬用水委員会8回である.

なお、この改正の原案作成に当たっては、大阪医薬品協会技術研究委員会、東京医薬品工業協会局方委員会、東京生薬協会、日 本医薬品添加剤協会,日本家庭薬協議会,日本漢方生薬製剤協会,日本香料工業会,日本生薬連合会,日本 PDA 製薬学会,日本 試薬協会,日本植物油協会,日本膜分離技術振興協会等の協力を得た.

この改正の結果、第十五改正日本薬局方の収載は1673品目となった。このうち改正により新たに収載したものが106品、削除

その後、引き続き審議を行い、審議事項のうち、日本薬局方、欧州薬局方、米国薬局方の三薬局方での国際調和に関連した事項 等の一般試験法等の見直し、また、医薬品各条のヘパリンカルシウムの条、及びヘパリンナトリウムの条において、確認試験の追 加,純度試験の項の改正等を行い,一般試験法の標準品の条,および試薬・試液の条に関連品を追加することについて,平成 21 年8月に日本薬局方部会で審議の上、同年9月に薬事・食品衛生審議会に上程され、報告された後、厚生労働大臣に答申された. この一部改正は、平成22年7月30日厚生労働省告示第322号をもって公布、施行された.

その後、引き続き審議を行い、審議事項のうち、通則、生薬総則、製剤総則、一般試験法及び医薬品各条については、平成 21 年4月から平成22年3月までの期間に、原案審議委員会審議終了分を第十六改正日本薬局方の原案としてとりまとめることとし、 平成22年9月に日本薬局方部会で審議の上、同年10月に薬事・食品衛生審議会に上程され、審議可決された後、厚生労働大臣に 答申された.

この期間に日本薬局方原案審議委員会の改正原案作成のために開催した委員会の回数は、総合委員会 3 回、化学薬品委員会 20 回,抗生物質委員会 5 回,生物薬品委員会 2 回,生薬等委員会 10 回,医薬品添加物委員会 5 回,理化学試験法委員会 10 回(ワー キンググループを含む),製剤委員会 10回 (ワーキンググループを含む),物性試験法委員会8回,生物試験法委員会9回 (ワー キンググループを含む), 医薬品名称委員会3回, 国際調和検討委員会1回, 製薬用水委員会4回である.

なお、この改正の原案作成に当たっては、大阪医薬品協会技術研究委員会、東京医薬品工業協会局方委員会、東京生薬協会、日 本医薬品添加剤協会、日本家庭薬協議会、日本漢方生薬製剤協会、日本香料工業会、日本生薬連合会、日本 PDA 製薬学会、日本 試薬協会,日本植物油協会,日本膜分離技術振興協会等の協力を得た.

この改正の結果,第十六改正日本薬局方の収載は1764品目となった。このうち改正により新たに収載したものが106品,削除 した品目は15品である.

本改正の記載法の原則と改正の要旨は次のとおりである.

- 1. 日本薬局方の記載は口語体で横書きとし、常用漢字及び現代かなづかい、文部科学省学術用語集化学編、同数学編及び同物 理学編等に従うことを原則としたが、著しく誤解を招きやすいものについては常用漢字以外の漢字も用いた.
 - 2. 薬品名, 試薬名は原則として常用漢字及びかたかな書きとした.
- 3. 収載の順序は、告示、目次、まえがきに続いて、生薬総則、一般試験法、医薬品各条の順とし、更に医薬品各条の参照紫外 可視吸収スペクトル、参照赤外吸収スペクトルを付し、終わりに参考情報、附録として原子量表、索引を付した。
- 4. 製剤総則、医薬品各条、参照紫外可視吸収スペクトル及び参照赤外吸収スペクトルの配列順序は、原則として五十音順に従 った
 - 5. 医薬品各条中の記載順序は、次によったが、必要のない項目は除いてある.
 - (1) 日本名

(5) 構造式

(9) 基原

(2) 英名

- (6) 分子式及び分子量(組成式及び式量) (10) 成分の含量規定

- (3) ラテン名(生薬関係品目についての (7) 化学名

(11) 表示規定

- み記載する.) (4) 日本名別名
- (8) ケミカル・アブストラクツ・サービ (12) 製法 ス(CAS)登録番号
 - (13) 性状(生薬の性状)

(14)	確認試験	(18)	強熱残分,灰分又は酸不溶性灰分	(22)	貯法
(15)	示性値	(19)	製剤試験及びその他の特殊試験	(23)	有効期限
(16)	純度試験	(20)	異性体比	(24)	その他
(17)	乾燥減量、強熱減量又は水分	(21)	定量法又は成分の含量		
6.	医薬品の性状及び品質に関係のある示	性値の	の記載の順序は,次によったが,必要の	のない	項目は除いてある.
(1)	アルコール数	(7)	粘度	(13)	けん化価
(2)	吸光度	(8)	pH	(14)	エステル価
(3)	凝固点	(9)	比重	(15)	水酸基価
(4)	屈折率	(10)	沸点	(16)	ョウ素価
(5)	浸透圧	(11)	融点		
(6)	旋光度	(12)	酸価		
7.	確認試験の記載の順序は,原則として	次に。	よった.		
(1)	呈色反応	(4)	誘導体	(7)	陽イオン
(2)	沈殿反応	(5)	可視,紫外,赤外吸収スペクトル	(8)	陰イオン
(3)	分解反応	(6)	特殊反応		
8.	純度試験の記載の順序は,原則として	次に。	よったが,必要のない項目は除いてある	5.	
(1)	色	(14)	ヨウ化物	(27)	亜鉛
(2)	におい	(15)	可溶性ハロゲン化物	(28)	カドミウム
(3)	溶状	(16)	チオシアン化物	(29)	水銀
(4)	液性	(17)	セレン	(30)	銅
(5)	酸	(18)	陽イオンの塩	(31)	鉛
(6)	アルカリ	(19)	アンモニウム	(32)	銀
(7)	塩化物	(20)	重金属	(33)	アルカリ土類金属
(8)	硫酸塩	(21)	鉄	(34)	ヒ素
(9)	亜硫酸塩	(22)	マンガン	(35)	異物
(10)	硝酸塩	(23)	クロム	(36)	類縁物質
(11)	亜硝酸塩	(24)	ビスマス	(37)	残留溶媒
(12)	炭酸塩	(25)	スズ	(38)	その他の混在物
(13)	臭化物	(26)	アルミニウム	(39)	硫酸呈色物
9.	通則中,改正したものは次のとおりで	ある.			
(1)	通則3の項において、製剤総則の改正	Eに伴	い,散を細粒に読みかえることができ	る旨を	と削除した.
(2)	通則4の項において、医薬品各条の収	又載実	態に合わせ,例示する剤形名を改正し	た.	
(3)	通則8の項において、日本薬局方に用	用いる	原子量表を 2010 年のものに改めた.		
(4)	通則9の項において、使用頻度の高V	120	の単位(μS·cm ⁻¹ , CFU)を追加した		
)試験に用いる水の定義改正に伴い,器		
(6)	通則20の項において、医薬品各条「	精製ス	水」の改正に伴い,医薬品の試験に用い	ハる水	の定義を改正した.
(7)	その他記載の整備等を行った.				
10.	生薬総則中,1の条において新たに収	載した	こ品目は次のとおりである.		
	カッセキ	(3)	コウベイ		
(2)	コウイ	(4)	ゴマ		
	製剤総則中,改正した事項は次のとお				
製剤	総則に規定されていない剤形の追加,	投与網	経路・適用部位に基づく剤形分類,及で	び各剤	形の定義と適用すべき試験の規定を
理す	る等,全般的に改正した.				
12.	一般試験中,改正した試験法は次のと	おり	である.		
(1)	2.01 液体クロマトグラフィー	(7)	4.01 エンドトキシン試験法	(13)	6.08 点眼剤の不溶性微粒子試験
(2)	2.46 残留溶媒試験法	(8)	4.05 微生物限度試験法	Ť	法
(3)	2.51 導電率測定法			(14)	7.02 プラスチック製医薬品容器
(4)	2.54 pH 測定法	(10)	5.02 生薬の微生物限度試験法	Ī	試験法
(5)	2.58 粉末 X 線回折測定法	(11)	6.03 製剤の粒度の試験法	(15)	8.01 滅菌法及び無菌操作法
(6)	3.01 かさ密度及びタップ密度測	(12)	6.07 注射剤の不溶性微粒子試験		
	定法		法		
13.	一般試験法中,名称変更を行った試験	法は	次のとおりである.		
/ · · \	0 04 NA#YU. # 28 FF # UF 16-YU				

(1) 8.01 滅菌法及び無菌操作法

- 14. 一般試験法中,新たに追加する標準品は次のとおりである.
- (1) アトルバスタチンカルシウム標準品 (6) トレハロース標準品
- (2) アレンドロン酸ナトリウム標準品
- (3) グリメピリド標準品
- (4) サルポグレラート塩酸塩標準品
- (5) ドネペジル塩酸塩標準品
- 15. 一般試験法中, 名称変更を行った標準品は次のとおりである.
- (1) チロシン標準品
- 16. 一般試験法中,削除した標準品は次のとおりである.
- (1) アストロマイシン硫酸塩標準品
- (3) シソマイシン硫酸塩標準品
- (2) インスリン標準品
- 17. 一般試験法中,標準品の用途記載を廃止した.
- 18. 一般試験法中, 試薬・試液の名称を整備した.
- 19. 一般試験法中, 各試験法に章節番号を付与した.
- 20. 医薬品各条中、新たに収載した品目は次のとおりである.
- (1) アシクロビルシロップ
- (2) アシクロビル注射液
- (3) シロップ用アシクロビル
- (4) アセチルシステイン
- (5) アトルバスタチンカルシウム水和物 (41) テルビナフィン塩酸塩スプレー
- (6) アトルバスタチンカルシウム錠
- (7) 注射用アミカシン硫酸塩
- (8) アレンドロン酸ナトリウム水和物
- (9) アレンドロン酸ナトリウム錠
- (10) アレンドロン酸ナトリウム注射液 (46) トレハロース水和物
- (11) イソロイシン・ロイシン・バリン 顆粒
- (12) エバスチン
- (13) エバスチン錠
- (14) エバスチン口腔内崩壊錠
- (15) カルベジロール
- (16) カルベジロール錠
- (17) カンデサルタン シレキセチル
- (18) カンデサルタン シレキセチル錠
- (19) キナプリル塩酸塩
- (20) キナプリル塩酸塩錠
- (21) グリメピリド
- (22) グリメピリド錠
- (23) L-グルタミン酸
- (24) サルポグレラート塩酸塩
- (25) サルポグレラート塩酸塩細粒
- (26) サルポグレラート塩酸塩錠
- (27) ジアゼパム錠
- (28) 精製水(容器入り)
- (29) 注射用水(容器入り)
- (30) スピロノラクトン錠
- (31) ゾルピデム酒石酸塩錠
- (32) タムスロシン塩酸塩徐放錠
- (33) タモキシフェンクエン酸塩
- (34) 沈降炭酸カルシウム細粒
- (35) 沈降炭酸カルシウム錠
- (36) テモカプリル塩酸塩

- (7) ナテグリニド標準品
- (8) フェキソフェナジン塩酸塩標準品 (9) フルボキサミンマレイン酸塩標準品
- (10) プロピベリン塩酸塩標準品
- (4) セファピリンナトリウム標準品

- (37) テモカプリル塩酸塩錠
- (38) テルビナフィン塩酸塩
- (39) テルビナフィン塩酸塩液
- (40) テルビナフィン塩酸塩クリーム
- (42) ドキサゾシンメシル酸塩錠
- (43) ドネペジル塩酸塩
- (44) ドネペジル塩酸塩細粒
- (45) ドネペジル塩酸塩錠
- (47) ナテグリニド
- (48) ナテグリニド錠
- (49) L-乳酸
- (50) L-乳酸ナトリウム液
- (51) ハロペリドール細粒
- (52) ピオグリタゾン塩酸塩錠
- (53) L-ヒスチジン
- (54) L-ヒスチジン塩酸塩水和物
- (55) ファモチジン注射液
- (56) フェキソフェナジン塩酸塩
- (57) ブテナフィン塩酸塩
- (58) ブテナフィン塩酸塩液
- (59) ブテナフィン塩酸塩クリーム
- (60) ブテナフィン塩酸塩スプレー
- (61) プラバスタチンナトリウム液
- (62) プラバスタチンナトリウム細粒
- (63) プラバスタチンナトリウム錠
- (64) フルコナゾール
- (65) フルボキサミンマレイン酸塩
- (66) フルボキサミンマレイン酸塩錠
- (67) フレカイニド酢酸塩
- (68) フレカイニド酢酸塩錠
- (69) プロピベリン塩酸塩
- (70) プロピベリン塩酸塩錠
- (71) プロブコール細粒 (72) プロブコール錠
- (73) Lープロリン

- (11) ペミロラストカリウム標準品
- (12) ラベプラゾールナトリウム標準品
- (13) リセドロン酸標準品
- (5) セフロキシムナトリウム標準品
- (6) ネチルマイシン硫酸塩標準品
- (74) ベタミプロン
- (75) ペミロラストカリウム
- (76) ペミロラストカリウム錠
- (77) シロップ用ペミロラストカリウム
- (78) ベラプロストナトリウム
- (79) ベラプロストナトリウム錠
- (80) ムピロシンカルシウム軟膏
- (81) メトトレキサートカプセル
- (82) モサプリドクエン酸塩散
- (83) ラベプラゾールナトリウム
- (84) リスペリドン
- (85) リスペリドン細粒
- (86) リスペリドン錠
- (87) リスペリドン内服液
- (88) リセドロン酸ナトリウム水和物
- (89) リセドロン酸ナトリウム錠
- (90) ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩 徐放錠
- (91) 注射用ロキサチジン酢酸エステル 塩酸塩
- (92) 黄連解毒湯エキス
- (93) カッセキ
- (94) コウイ
- (95) コウベイ (96) ゴマ
- (97) 柴胡桂枝湯エキス
- (98) 柴朴湯エキス
- (99) 芍薬甘草湯エキス
- (100) 十全大補湯エキス (101) 小柴胡湯エキス
- (102) 小青竜湯エキス
- (103) 無コウイ大建中湯エキス
- (104) 釣藤散エキス
- (105) 麦門冬湯エキス
- (106) 六君子湯エキス

- 21. 医薬品各条中,改正した品目は次のとおりである.
- (1) 亜鉛華軟膏
- (2) アジマリン錠
- (3) アスコルビン酸散
- (4) アスコルビン酸注射液
- (5) アスピリン錠
- (6) 注射用アセチルコリン塩化物
- (7) アゼラスチン塩酸塩顆粒
- (8) アドレナリン
- (9) アドレナリン液
- (10) アヘンチンキ
- (11) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液
- (12) アヘンアルカロイド・アトロピン 注射液
- (13) アヘンアルカロイド・スコポラミ ン注射液
- (14) 弱アヘンアルカロイド・スコポラ ミン注射液
- (15) アミドトリゾ酸ナトリウムメグル ミン注射液
- (16) アミトリプチリン塩酸塩錠
- (17) アミノフィリン注射液
- (18) L-アラニン
- (19) L-アルギニン塩酸塩注射液
- (20) アロプリノール
- (21) イオウ・カンフルローション
- (22) イオタラム酸ナトリウム注射液
- (23) イオタラム酸メグルミン注射液
- (24) イソニアジド錠
- (25) イソニアジド注射液
- (26) イドクスウリジン点眼液
- (27) イミプラミン塩酸塩
- (28) イルソグラジンマレイン酸塩細粒
- (29) インジゴカルミン注射液
- (30) ヒトインスリン(遺伝子組換え)
- (31) インドメタシンカプセル
- (32) インドメタシン坐剤
- (33) ウルソデオキシコール酸顆粒
- (34) エカベトナトリウム顆粒
- (35) エストラジオール安息香酸エステ
- (36) エストラジオール安息香酸エステ ル水性懸濁注射液
- (37) エストリオール錠
- (38) エストリオール水性懸濁注射液
- (39) エタクリン酸錠
- (40) 消毒用エタノール
- (41) エチゾラム細粒
- (42) エチニルエストラジオール
- (43) エチニルエストラジオール錠
- (44) エチレフリン塩酸塩錠
- (45) エドロホニウム塩化物注射液
- (46) エフェドリン塩酸塩散 10%
- (47) エフェドリン塩酸塩錠

- (48) エフェドリン塩酸塩注射液
- (49) エルゴメトリンマレイン酸塩錠
- (50) エルゴメトリンマレイン酸塩注射 液
- (51) 10%塩化ナトリウム注射液
- (52) 塩酸リモナーデ
- (53) 複方オキシコドン注射液
- (54) 複方オキシコドン・アトロピン注 射液
- (55) 果糖注射液
- (56) カリ石ケン
- (57) カルメロース
- (58) カルメロースカルシウム
- (59) カルメロースナトリウム
- (60) キシリトール注射液
- (61) 診断用クエン酸ナトリウム液
- (62) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液
- (63) グリセリンカリ液
- (64) 吸水クリーム
- (65) 親水クリーム
- (66) クリンダマイシン塩酸塩
- (67) クレゾール水
- (68) クレゾール石ケン液
- (69) クロフィブラートカプセル
- (70) クロミフェンクエン酸塩錠
- (71) クロルジアゼポキシド散
- (72) クロルジアゼポキシド錠
- (73) クロルフェニラミンマレイン酸塩 (120) シロップ用セフロキサジン 散
- (74) クロルフェニラミンマレイン酸塩 錠
- (75) クロルプロパミド錠
- (76) クロルプロマジン塩酸塩注射液
- (77) ケトコナゾール液
- (78) ケトコナゾールクリーム
- (79) コデインリン酸塩散 1%
- (80) コデインリン酸塩錠
- (81) 複方サリチル酸精
- (82) 酸素
- (83) ジアゼパム
- (84) ジギトキシン錠
- (85) ジクロフェナミド錠
- (86) ジスチグミン臭化物錠
- (87) ジドロゲステロン錠
- (88) ジノスタチン スチマラマー
- (89) ジヒドロコデインリン酸塩散 1%
- (90) ジメンヒドリナート錠
- (91) 硝酸銀点眼液
- (92) 常水
- (93) 精製水
- (94) 滅菌精製水(容器入り)
- (95) 注射用水
- (96) 乾燥水酸化アルミニウムゲル細粒

- (97) スキサメトニウム塩化物注射液
- (98) 注射用スキサメトニウム塩化物
- (99) スピロノラクトン
- (100) スルピリン注射液
- (101) スルホブロモフタレインナトリ ウム注射液
- (102) 生理食塩液
- (103) セファクロル
- (104) セファクロル複合顆粒
- (105) セファクロル細粒
- (106) セファゾリンナトリウム水和物
- (107) シロップ用セファトリジンプロ ピレングリコール
- (108) セファレキシン
- (109) シロップ用セファレキシン
- (110) セファロチンナトリウム
- (111) セフィキシム水和物
- (112) セフェピム塩酸塩水和物
- (113) セフカペン ピボキシル塩酸塩 水和物
- (114) セフカペン ピボキシル塩酸塩 細粒
- (115) セフジトレン ピボキシル細粒
- (116) セフジニル細粒
- (117) セフチブテン水和物
- (118) セフテラム ピボキシル細粒
- (119) セフポドキシム プロキセチル
- (121) セボフルラン
- (122) D-ソルビトール液
- (123) タクロリムス水和物
- (124) タルク
- (125) 炭酸水素ナトリウム注射液
- (126) 単シロップ
- (127) チアマゾール錠
- (128) チアミン塩化物塩酸塩散
- (129) チアミン塩化物塩酸塩注射液
- (130) 注射用チオペンタールナトリウ 4
- (131) チオ硫酸ナトリウム注射液
- (132) 窒素
- (133) チペピジンヒベンズ酸塩錠
- (134) Lーチロシン
- (135) テストステロンエナント酸エス テル注射液
- (136) デスラノシド注射液
- (137) デヒドロコール酸注射液
- (138) ドパミン塩酸塩注射液
- (139) トリクロホスナトリウムシロッ プ
- (140) トリヘキシフェニジル塩酸塩錠
- (141) トリメタジオン錠
- (142) トルナフタート液

(1.10)	1 1 - 2 1 2 10/04	(100)		(22.1)	74TA . 2.2 3
(143)	トルブタミド錠		ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲ	(234)	硫酸マグネシウム注射液
(144)	ドロキシドパ細粒		タマイシン硫酸塩クリーム	(235)	リンゲル液
(145)	トロキシピド細粒 ナタネ油		ベタメタゾンリン酸エステルナ	(236)	リン酸水素ナトリウム水和物
	ナファゾリン・クロルフェニラミ		リウム ペチジン塩酸塩注射液	(237) (238)	レセルピン錠 レセルピン注射液
	液		ペルフェナジン錠	(239)	レバロルファン酒石酸塩注射液
	ニカルジピン塩酸塩注射液		ペルフェナジンマレイン酸塩錠	(240)	レボチロキシンナトリウム錠
	ニコチン酸注射液		ベンザルコニウム塩化物液	(240) (241)	アマチャ
	ニコモール錠	,	ベンジルアルコール	(241) (242)	アロエ
	二酸化炭素		ベンゼトニウム塩化物液		アロエ末
	ニセルゴリン散	(196)	ホルマリン水		アンモニア・ウイキョウ精
	ニトログリセリン錠		マーキュロクロム液		インヨウカク
	ネオスチグミンメチル硫酸塩注		D-マンニトール注射液	(246)	ウイキョウ油
	液	(199)	ミツロウ	(247)	ウコン
	ノルアドレナリン注射液	(200)	ミノサイクリン塩酸塩	(248)	ウコン末
	ノルゲストレル・エチニルエスト	(201)	ミノサイクリン塩酸塩錠	(249)	ウワウルシ
	ジオール錠	(202)	注射用ミノサイクリン塩酸塩	(250)	ウワウルシ流エキス
	バクロフェン錠	(203)	ミョウバン水	(251)	エンゴサク
	パパベリン塩酸塩注射液	,	dlーメチルエフェドリン塩酸塩散	(252)	エンゴサク末
	パラアミノサリチル酸カルシウ	,	0%	(253)	オンジ
	顆粒		, ^。 メチルテストステロン錠		オンジ末
	ビサコジル坐剤	/	メチルドパ錠	(255)	カッコン
	ヒドララジン塩酸塩散		メテノロンエナント酸エステル	(256)	加味逍遙散エキス
	ヒドララジン塩酸塩錠		:射液	(257)	カンゾウエキス
(163)	注射用ヒドララジン塩酸塩		メトロニダゾール錠	(258)	カンゾウ粗エキス
(164)	ピペラジンリン酸塩錠		メピバカイン塩酸塩	(259)	カンテン
(165)	ファモチジン散	, ,	メフルシド錠	(260)	キキョウ流エキス
	シロップ用ファロペネムナトリ	(211)	メロペネム水和物	(261)	キササゲ
	14	(212)	モルヒネ塩酸塩錠	(262)	キョウニン
	フェニトイン散	(213)	モルヒネ塩酸塩注射液	(263)	キョウニン水
	フェニトイン錠	(214)	モルヒネ・アトロピン注射液	(264)	苦味チンキ
(169)	フェノバルビタール	(215)	葉酸銨	(265)	桂枝茯苓丸エキス
(170)	フェノバルビタール散 10%	(216)	葉酸注射液	(266)	コウカ
(171)	液状フェノール	(217)	ヨーダミドナトリウムメグルミ	(267)	コウジン
	フェノール水		注射液	(268)	コウボク
(173)	消毒用フェノール水		ヨードチンキ	(269)	コウボク末
	フェノール・亜鉛華リニメント		希ヨードチンキ		牛車腎気丸エキス
(175)	フェノールスルホンフタレイン	(220)	歯科用ヨード・グリセリン	(271)	ゴシュユ
泊	射液	(221)	複方ヨード・グリセリン	(272)	コンズランゴ
(176)	ブドウ糖注射液	(222)	ヨード・サリチル酸・フェノール	(273)	コンズランゴ流エキス
(177)	プラゼパム錠	精	i	(274)	サイコ
(178)	フルラゼパムカプセル	(223)	ラタモキセフナトリウム	(275)	柴苓湯エキス
(179)	プレドニゾロン錠	(224)	ラナトシド C 錠	(276)	サフラン
(180)	注射用プレドニゾロンコハク酸	(225)	リオチロニンナトリウム錠	(277)	サンシシ
I	ステルナトリウム	(226)	Lーリシン塩酸塩	(278)	サンシシ末
(181)	プロカイン塩酸塩注射液	(227)	Lーリシン酢酸塩	(279)	サンシュユ
(182)	プロクロルペラジンマレイン酸	(228)	リドカイン注射液	(280)	サンソウニン
塩	錠	(229)	リファンピシンカプセル	(281)	シゴカ
(183)	プロピルチオウラシル錠	(230)	リボフラビン散	(282)	苦味重曹水
(184)	フロプロピオンカプセル	(231)	リボフラビンリン酸エステルナ	(283)	ショウマ
(185)	プロベネシド	1	リウム注射液	(284)	シンイ
(186)	プロベネシド錠	(232)	硫酸亜鉛点眼液	(285)	真武湯エキス
(187)	フロモキセフナトリウム	(233)	硫酸マグネシウム水	(286)	セネガシロップ

(287) センソ	(302) トコン	(317) ボウイ
(288) ソウジュツ	(303) トコン末	(318) ボウフウ
(289) ソヨウ	(304) トコンシロップ	(319) ボタンピ
(290) タクシャ	(305) トチュウ	(320) ボタンピ末
(291) タクシャ末	(306) ニンジン	(321) 補中益気湯エキス
(292) チョウトウコウ	(307) ニンジン末	(322) ホミカエキス
(293) チョレイ末	(308) 八味地黄丸エキス	(323) ホミカエキス散
(294) チンピ	(309) ハチミツ	(324) ホミカチンキ
(295) トウガラシ	(310) ハッカ水	(325) ボレイ
(296) トウガラシ末	(311) ハマボウフウ	(326) ボレイ末
(297) トウガラシチンキ	(312) 半夏厚朴湯エキス	(327) 苓桂朮甘湯エキス
(298) トウニン	(313) ビャクシ	(328) ロートエキス
(299) トウニン末	(314) ビャクジュツ	(329) ロートエキス散
(300) トウヒシロップ	(315) ブクリョウ	(330) ローヤルゼリー
(301) トウヒチンキ	(316) ベラドンナエキス	
22. 医薬品各条中、削除した品目は次のと		(,)
(1) アストロマイシン硫酸塩	(7) 無晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射	
(2) イソフェンインスリン水性懸濁注射	液	(15) プロタミンインスリン亜鉛水性懸
液	(8) シソマイシン硫酸塩	濁注射液
(3) インスリン	(9) セファピリンナトリウム	
(4) インスリン注射液	(10) セフロキシムナトリウム	
(5) インスリン亜鉛水性懸濁注射液	(11) ネチルマイシン硫酸塩	
(6) 結晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射		
液	(13) ブフェキサマククリーム	
23. 医薬品各条中,日本名を変更した品目		
(1) 吸水クリーム	(4) セフィキシム水和物	(7) L-リシン酢酸塩
(a) #4 1. 5. 11	(*)	
(2) 親水クリーム (2) ************************************	(5) Lーチロシン	
(3) 滅菌精製水(容器入り)	(6) L-リシン塩酸塩	
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改	(6) L-リシン塩酸塩 なめる品目は、次のとおりである.	(40) 7 d + + + + + + + + + + + + + + + + + +
(3) 滅菌精製水(容器入り)24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠	(6) Lーリシン塩酸塩 なめる品目は,次のとおりである. (23) エチニルエストラジオール錠	(46) スルホブロモフタレインナトリウ
(3) 滅菌精製水(容器入り)24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠(2) アスコルビン酸散	(6) Lーリシン塩酸塩(23) エチニルエストラジオール錠(24) エドロホニウム塩化物注射液	ム注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改 (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 	 (6) Lーリシン塩酸塩 (28) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 	ム注射液 (47) D-ソルビトール液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改り (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 	 (6) Lーリシン塩酸塩 (2める品目は、次のとおりである。 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改り (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 	 (6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミ 	(6) Lーリシン塩酸塩 (7) なめる品目は、次のとおりである。 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改り (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 液 (29) 果糖注射液	ム注射液(47) D-ソルビトール液(48) 炭酸水素ナトリウム注射液(49) チアマゾール錠(50) チアミン塩化物塩酸塩散(51) チアミン塩化物塩酸塩注射液(52) 注射用チオペンタールナトリウム
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改作。 (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル	ム注射液 (47) Dーソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステ
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改作。 (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改り (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロパミド錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改作。 (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロパミド錠 (36) クロルプロマジン塩酸塩注射液	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液
 (3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改作。 (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 (16) インドメタシンカプセル	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロペミド錠 (36) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠 (38) ジギトキシン錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ (60) トリヘキシフェニジル塩酸塩錠
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 (16) インドメタシンカプセル (17) インドメタシン坐剤	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロペミド錠 (36) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠 (38) ジギトキシン錠 (39) ジクロフェナミド錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ (60) トリヘキシフェニジル塩酸塩錠 (61) トリメタジオン錠
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 (16) インドメタシンカプセル (17) インドメタシン坐剤 (18) エストラジオール安息香酸エステ	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロパミド錠 (36) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠 (38) ジギトキシン錠 (39) ジクロフェナミド錠 (40) ジスチグミン臭化物錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ (60) トリヘキシフェニジル塩酸塩錠 (61) トリメタジオン錠 (62) トルナフタート液
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改 (1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド錠射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 (16) インドメタシンカプセル (17) インドメタシン坐剤 (18) エストラジオール安息香酸エステル注射液	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠 (37) コデインリン酸塩錠 (38) ジギトキシン錠 (39) ジクロフェナミド錠 (40) ジスチグミン臭化物錠 (41) ジメンヒドリナート錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ (60) トリペキシフェニジル塩酸塩錠 (61) トリメタジオン錠 (62) トルナフタート液 (63) トルブタミド錠
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 (16) インドメタシンカプセル (17) インドメタシンカプセル (17) インドメタシン坐剤 (18) エストラジオール安息香酸エステル注射液 (19) エストラジオール安息香酸エステル注射液 (19) エストラジオール安息香酸エステ	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロペミド錠 (36) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠 (38) ジギトキシン錠 (39) ジクロフェナミド錠 (40) ジスチグミン臭化物錠 (41) ジメンヒドリナート錠 (42) ジドロゲステロン錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ (60) トリペキシフェニジル塩酸塩錠 (61) トリメタジオン錠 (62) トルナフタート液 (63) トルブタミド錠 (64) ニカルジピン塩酸塩注射液
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸社射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 (16) インドメタシンカプセル (17) インドメタシンサプセル (17) インドメタシン坐剤 (18) エストラジオール安息香酸エステル注射液 (19) エストラジオール安息香酸エステル水性懸濁注射液	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド酸 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロペミド錠 (36) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠 (38) ジギトキシン錠 (39) ジクロフェナミド錠 (40) ジスチグミン臭化物錠 (41) ジメンヒドリナート錠 (42) ジドロゲステロン錠 (43) スキサメトニウム塩化物注射液	ム注射液 (47) D−ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ (60) トリペキシフェニジル塩酸塩錠 (61) トリメタジオン錠 (61) トリメタジオン錠 (62) トルナフタート液 (63) トルブタミド錠 (64) ニカルジピン塩酸塩注射液 (65) ニコチン酸注射液
(3) 滅菌精製水(容器入り) 24. 医薬品各条中,含量に関する規定を改(1) アジマリン錠 (2) アスコルビン酸散 (3) アスコルビン酸注射液 (4) アスピリン錠 (5) 注射用アセチルコリン塩化物 (6) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (7) アミトリプチリン塩酸塩錠 (8) アミノフィリン注射液 (9) イオタラム酸ナトリウム注射液 (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イソニアジド錠 (12) イソニアジド注射液 (13) イドクスウリジン点眼液 (14) イミプラミン塩酸塩 (15) インジゴカルミン注射液 (16) インドメタシンカプセル (17) インドメタシンカプセル (17) インドメタシン坐剤 (18) エストラジオール安息香酸エステル注射液 (19) エストラジオール安息香酸エステル注射液 (19) エストラジオール安息香酸エステ	(6) Lーリシン塩酸塩 (23) エチニルエストラジオール錠 (24) エドロホニウム塩化物注射液 (25) エフェドリン塩酸塩錠 (26) エフェドリン塩酸塩注射液 (27) エルゴメトリンマレイン酸塩錠 (28) エルゴメトリンマレイン酸塩注射液 (29) 果糖注射液 (30) キシリトール注射液 (31) クロフィブラートカプセル (32) クロミフェンクエン酸塩錠 (33) クロルジアゼポキシド散 (34) クロルジアゼポキシド錠 (35) クロルプロペミド錠 (36) クロルプロマジン塩酸塩注射液 (37) コデインリン酸塩錠 (38) ジギトキシン錠 (39) ジクロフェナミド錠 (40) ジスチグミン臭化物錠 (41) ジメンヒドリナート錠 (42) ジドロゲステロン錠	ム注射液 (47) D-ソルビトール液 (48) 炭酸水素ナトリウム注射液 (49) チアマゾール錠 (50) チアミン塩化物塩酸塩散 (51) チアミン塩化物塩酸塩注射液 (52) 注射用チオペンタールナトリウム (53) チオ硫酸ナトリウム注射液 (54) チペピジンヒベンズ酸塩錠 (55) テストステロンエナント酸エステル注射液 (56) デスラノシド注射液 (57) デヒドロコール酸注射液 (58) ドパミン塩酸塩注射液 (59) トリクロホスナトリウムシロップ (60) トリペキシフェニジル塩酸塩錠 (61) トリメタジオン錠 (62) トルナフタート液 (63) トルブタミド錠 (64) ニカルジピン塩酸塩注射液

(22) エタクリン酸錠

	(82) 注射用プレドニゾロンコハク酸エ	(95) メフルシド錠
液	ステルナトリウム	(96) モルヒネ塩酸塩錠
(69) ノルアドレナリン注射液	(83) プロカイン塩酸塩注射液	(97) モルヒネ塩酸塩注射液
(70) ノルゲストレル・エチニルエスト	(84) プロクロルペラジンマレイン酸塩	(98) 葉酸錠
ラジオール錠	錠	(99) 葉酸注射液
(71) バクロフェン錠	(85) プロピルチオウラシル錠	(100) ラナトシド C 錠
(72) パパベリン塩酸塩注射液	(86) プロベネシド錠	(101) リオチロニンナトリウム錠
(73) ビサコジル坐剤	(87) ペチジン塩酸塩注射液	(102) リドカイン注射液
(74) ヒドララジン塩酸塩散	(88) ペルフェナジン錠	(103) リボフラビン散
(75) ヒドララジン塩酸塩錠	(89) ペルフェナジンマレイン酸塩錠	(104) リボフラビンリン酸エステルナ
(76) 注射用ヒドララジン塩酸塩	(90) ベンザルコニウム塩化物液	トリウム注射液
(77) ピペラジンリン酸塩錠	(91) ベンゼトニウム塩化物液	(105) 硫酸マグネシウム注射液
(78) ブドウ糖注射液	(92) D-マンニトール注射液	(106) レセルピン錠
(79) プラゼパム錠	(93) メチルドパ錠	(107) レセルピン注射液
(80) フルラゼパムカプセル	(94) メテノロンエナント酸エステル注	(108) レバロルファン酒石酸塩注射液
(81) プレドニゾロン錠	射液	(109) レボチロキシンナトリウム錠
25. 医薬品各条中,製剤総則の改正に伴い	い、製法の項を改めた品目は、次のとおりで	·ある.
(1) アスコルビン酸散	(13) シロップ用セファトリジンプロピ	(23) ヒドララジン塩酸塩散
(2) イルソグラジンマレイン酸塩細粒	レングリコール	(24) ファモチジン散
(3) エチゾラム細粒	(14) シロップ用セファレキシン	(25) シロップ用ファロペネムナトリウ
(4) エフェドリン塩酸塩散 10%	(15) セフカペン ピボキシル塩酸塩細	A
(5) クロルジアゼポキシド散	粒	(26) フェニトイン散
(6) クロルフェニラミンマレイン酸塩散	(16) セフジトレン ピボキシル細粒	(27) フェノバルビタール散 10%
(7) ケトコナゾール液	(17) セフジニル細粒	(28) ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲ
(8) ケトコナゾールクリーム	(18) セフテラム ピボキシル細粒	ンタマイシン硫酸塩クリーム
(9) コデインリン酸塩散 1%	(19) シロップ用セフロキサジン	(29) dl-メチルエフェドリン塩酸塩散
(10) ジヒドロコデインリン酸塩散 1%	(20) ドロキシドパ細粒	10%
(11) 乾燥水酸化アルミニウムゲル細粒	(21) トロキシピド細粒	(30) リボフラビン散
(12) セファクロル細粒	(22) ニセルゴリン散	
26. 医薬品各条中,製剤総則の改正に伴い	い、 粒度の項を削除する品目は、次のとおり	である.
(1) アゼラスチン塩酸塩顆粒	(4) クロルフェニラミンマレイン酸塩散	(7) パラアミノサリチル酸カルシウム顆
(1) アゼラスチン塩酸塩顆粒(2) ウルソデオキシコール酸顆粒	(4) クロルフェニラミンマレイン酸塩散(5) セファクロル複合顆粒	(7) パラアミノサリチル酸カルシウム顆 粒
(2) ウルソデオキシコール酸顆粒(3) エカベトナトリウム顆粒	(5) セファクロル複合顆粒	粒 (8) フェノバルビタール散 10%
(2) ウルソデオキシコール酸顆粒(3) エカベトナトリウム顆粒	(5) セファクロル複合顆粒(6) ニセルゴリン散	粒 (8) フェノバルビタール散 10% る.
(2) ウルソデオキシコール酸顆粒(3) エカベトナトリウム顆粒27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い,	(5) セファクロル複合顆粒(6) ニセルゴリン散製法の項を改める品目は、次のとおりであ	粒 (8) フェノバルビタール散 10% る.
(2) ウルソデオキシコール酸顆粒(3) エカベトナトリウム顆粒27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い,(1) アドレナリン液	(5) セファクロル複合顆粒(6) ニセルゴリン散製法の項を改める品目は、次のとおりであ(16) 複方オキシコドン・アトロピン注	粒 (8) フェノバルビタール散 10% る. (33) フェノール・亜鉛華リニメント
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ 	(5) セファクロル複合顆粒(6) ニセルゴリン散製法の項を改める品目は、次のとおりであ(16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液	粒 (8) フェノバルビタール散 10% る。 (33) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い, (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% る. (33) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注 射液
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであいる (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注 射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% る. (33) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注 射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い, (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミ 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであいる。 (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミ 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 (24) クレゾール石ケン液 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 (24) クレゾール石ケン液 (25) 複方サリチル酸精 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注 射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン 注射液
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中、水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (8) Lーアルギニン塩酸塩注射液 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ(16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 (24) クレゾール石ケン液 (25) 複方サリチル酸精 (26) 硝酸銀点眼液 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン注射液 (42) ヨードチンキ
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (8) Lーアルギニン塩酸塩注射液 (9) イオウ・カンフルローション 	(5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注 射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 (24) クレゾール石ケン液 (25) 複方サリチル酸精 (26) 硝酸銀点眼液 (27) 生理食塩液	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン注射液 (42) ヨードチンキ (43) 希ヨードチンキ
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (8) Lーアルギニン塩酸塩注射液 (9) イオウ・カンフルローション (10) イオタラム酸ナトリウム注射液 	(5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 (24) クレゾール石ケン液 (25) 複方サリチル酸精 (26) 硝酸銀点眼液 (27) 生理食塩液 (28) 単シロップ	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン注射液 (42) ヨードチンキ (43) 希ヨードチンキ (44) 歯科用ヨード・グリセリン
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液 (8) Lーアルギニン塩酸塩注射液 (9) イオウ・カンフルローション (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イオタラム酸メグルミン注射液 	(5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾールオ (24) クレゾール石ケン液 (25) 複方サリチル酸精 (26) 硝酸銀点眼液 (27) 生理食塩液 (28) 単シロップ (29) デスラノシド注射液	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン注射液 (42) ヨードチンキ (43) 希ヨードチンキ (44) 歯科用ヨード・グリセリン (45) 複方ヨード・グリセリン
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中、水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (8) Lーアルギニン塩酸塩注射液 (9) イオウ・カンフルローション (10) イオタラム酸メグルミン注射液 (11) イオタラム酸メグルミン注射液 (12) 消毒用エタノール 	 (5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 (24) クレゾール石ケン液 (25) 複方サリチル酸精 (26) 硝酸銀点眼液 (27) 生理食塩液 (28) 単シロップ (29) デスラノシド注射液 (30) ナファゾリン・クロルフェニラミ 	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン注射液 (42) ヨードチンキ (43) 希ヨードチンキ (44) 歯科用ヨード・グリセリン (45) 複方ヨード・グリセリン (46) ヨード・サリチル酸・フェノール
 (2) ウルソデオキシコール酸顆粒 (3) エカベトナトリウム顆粒 27. 医薬品各条中,水各条の改正に伴い、 (1) アドレナリン液 (2) アヘンチンキ (3) アヘンアルカロイド塩酸塩注射液 (4) アヘンアルカロイド・アトロピン注射液 (5) アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (6) 弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液 (7) アミドトリブ酸ナトリウムメグルミン注射液 (8) Lーアルギニン塩酸塩注射液 (9) イオウ・カンフルローション (10) イオタラム酸ナトリウム注射液 (11) イオタラム酸メグルミン注射液 (12) 消毒用エタノール (13) 10%塩化ナトリウム注射液 	(5) セファクロル複合顆粒 (6) ニセルゴリン散 製法の項を改める品目は、次のとおりであ (16) 複方オキシコドン・アトロピン注 射液 (17) カリ石ケン (18) 診断用クエン酸ナトリウム液 (19) 輸血用クエン酸ナトリウム注射液 (20) グリセリンカリ液 (21) 吸水クリーム (22) 親水クリーム (23) クレゾール水 (24) クレゾール石ケン液 (25) 複方サリチル酸精 (26) 硝酸銀点眼液 (27) 生理食塩液 (28) 単シロップ (29) デスラノシド注射液 (30) ナファゾリン・クロルフェニラミン液	粒 (8) フェノバルビタール散 10% (3) フェノール・亜鉛華リニメント (34) フェノールスルホンフタレイン注射液 (35) ベンザルコニウム塩化物液 (36) ベンゼトニウム塩化物液 (37) ホルマリン水 (38) マーキュロクロム液 (39) ミョウバン水 (40) モルヒネ・アトロピン注射液 (41) ヨーダミドナトリウムメグルミン注射液 (42) ヨードチンキ (43) 希ヨードチンキ (44) 歯科用ヨード・グリセリン (45) 複方ヨード・グリセリン (46) ヨード・サリチル酸・フェノール 精

(49)	リンゲル液	(56)	苦味チンキ	(63)	ハッカ水
(50)	アンモニア・ウイキョウ精	(57)	コンズランゴ流エキス	(64)	ベラドンナエキス
(51)	ウワウルシ流エキス	(58)	苦味重曹水	(65)	ホミカエキス
(52)	カンゾウエキス	(59)	セネガシロップ	(66)	ホミカエキス散
(53)	カンゾウ粗エキス	(60)	トウヒシロップ	(67)	ホミカチンキ
(54)	キキョウ流エキス	(61)	トウヒチンキ	(68)	ロートエキス
(55)	キョウニン水	(62)	トコンシロップ	(69)	ロートエキス散
28. 医	薬品各条中,成分含量測定法の項を	定量法	に改める品目は、次のとおりである.		
(1) ア	7ロエ	(11)	コウボク末	(21)	トウガラシチンキ
(2) T	プロエ末	(12)	サイコ	(22)	トウニン
(3) ウ	フ コン	(13)	サンシシ	(23)	トウニン末
(4) ウ	コン末	(14)	サンシシ末	(24)	トコン
(5) ウ	ワウルシ	(15)	サンシュユ	(25)	トコン末
(6) ウ	ワウルシ流エキス	(16)	センソ	(26)	トコンシロップ
(7) エ	ニンゴサク	(17)	ソヨウ	(27)	ボタンピ
(8) エ	ニンゴサク末	(18)	チョウトウコウ	(28)	ボタンピ末
(9) キ	ーョウニン	(19)	トウガラシ	(29)	ローヤルゼリー
(10)	コウボク	(20)	トウガラシ末		
29. 医	薬品各条中,日本名別名を追加した。	品目は	, 次のとおりである.		
(1) ヒ	:トインスリン				
30. 医	薬品各条中,日本名別名を削除した。	品目は	:, 次のとおりである.		
(1) カ	1ルメロース	(2)	カルメロースカルシウム	(3)	カルメロースナトリウム

第十六改正日本薬局方の作成に従事した者は、次のとおりである.

見則郎 青 木 光 夫 堀 文 昭 浅 野 年 紀 幸 男 麻 生 伸一郎 冏 曽 有 本 恵 子 池 上 彦 井 石 明 石 塚 恒 雄 子 市 Ш 隆 徳 伊 藤 喬 乾 賢 犬 伏 孝 内 田 恵理子 梅 本 和 大 内 大久保 正 恒 夫 槻 大 淳 坴 庭 澄 明 大 岡 田 稔 畄 鼻 仁 生 椋 小此木 小 康 光 明 甲 斐 明 美 掛 樋 晃 藤 加 は る 加 藤 喜 昭 Ш 上 宇良雄 Ш 嵜 敏 祐 Ш 田 哲 Ш 西 徹 菅 家 甫 子 木 内 文 之 木 嶋 敬 岸 本 康 弘 楠 文 代 楠 Щ 久美子 栗 田 浩 幸 栗 原 正 明 田 幸 合 広 古 賀 裕香里 五. 島 隆 小長谷 昌 志 功 小松原 昭 仁 小 村 夫 近 藤 健 児 近 藤 誠 井 英 酒 坂 上 吉 篠 置 道 佐々木 邦 雄 佐々木 秀 樹 佐々木 博 智 田 文 嶋 田 康 男 下 田 耕 正 田 卓 司 末 吉 祥 子 菅 谷 真 鈴 木 幹 雄 須 藤 慶 関 \blacksquare 節 子 馬 相 洹 也 高 尾 正 樹 高 田 渉 高 橋 良 和 田 П 信 夫 竹 田 忠 紘 武 田 田 中 俊 弘 中 田 瞔 雄 ○棚 憲 元 谷 本 圖山 都 司 洋 介 辻 本 広 行 寺 岡 麗 寺 下 敬次郎 子 徳 永 裕 司 富 畄 清 内 藤 貴 塚 正 明 博 猶 中 島 恵 中 島 辰 巳 美 那 須 夫 浦 正 t 光 雄 西 村 信 浩 糠 敦 司 橋 本 晋 長谷川 紘 司 花 尻 瑠 理 花 田 賢太郎 林 正 弘 林 美 則 賢 樋 П 治 檜 Ш 行 雄 巫 平 松 勝 太 Щ 総 良 倉 茂 行 藤 瀬 昭

青 貫 喜 ○青 浅 間 宏 志 芦 天 笠 光 雄 新 井 越 伸 和 井 伊豆津 健 板 伊 伊 藤 千鶴子 植 竹 厚 上 裕 江 村 誠 大 大 住 子 大 優 岡 崹 哉 公 奥 Ш 政 囪 隆 落 合 周 吉 片 Щ 博 仁 加 取 香 典 子 金 Ш 崎 + ナ Ш Ш 原 信 夫 菊 地 祐 菊 北 田 光 木 或 定 孝 夫 熊 栗 Щ 晴 夫 小 小久保 宏 恭 小 古 林 隆 司 小 紺 田 哲 哉 近 濟 木 健 次 齌 坂 本 知 昭 櫻 佐々木 次 雄 佐 竹 元 吉 清 水 袈裟光 志 白木澤 治 代 杉 浦 大 介 鈴 砂 田 久 関 遠 部 髙 出 高 地 敏 夫 高 竹 内 洋 文 武 田 代 芳 只 田 中 明 田 正 千 熊 正 彦 筒 井 和 典 寺 田 勝 寺 英 富 田 基 郎 富 中 Ш 晋 作 永 中 中 野 達 也 新 見 伸 吾 西 塚 袴 高 志 価 波多野 晴 美 ◎早 巾 崎 宜 晃 原 田 敏 和 番 司 平 日 向 昌 廣 島 高 志 福

渕 野 裕 之

柳 伸 男 澤 井 洋 由 崎 正 夫 井 茂 \equiv 藤 裕 原 至 雅 石 了 塚 雅 巳 岡 田 敏 史 田 晴 宏 小和田 和 宏 藤 くみ子 武 井 峰 嘉 島 朋 川原崎 芳 彦 池 裕 津 純 子 坂 謙 出 達 夫 嶋 茂 雄 松 かつ子 俊 田 文 藤 幸 夫 豪 井 信 佐々木 智 子 佐 藤 恭 子 村 恭 子 田 修 木 英 世 道 \Box 子 居 邦 弘 寺 喜久雄 田 修 木 晋 邊 豊 重 柘 植英 哉 勅使河原 正文 林 進 之 塚 弘 裕 紹 重 村 洋 原 豊 田 充 波多野 理 香 Ш 堯 夫 場 老 田 樹 雄 原 潔

本 剛 朗

船

古	Ш	明	弘	細	野	直	樹	細	谷	憲	司	堀	田	或	元
前	田	昌	子	牧	田	みと	ごり	松	木	則	夫	松	田	芳	久
丸	本	正	彦	三	浦		剛	三	上	栄	_	水	柿	道	直
水	田	泰	_	三	橋	隆	夫	美濃	豐部		敏	宮	Ш		剛
宮	崎	玉	樹	宮	田	直	樹	宮	本	公	人	村	井	敏	美
室	井	正	志	森		充	生	森	Ш		馨	森	澤	且	廣
森	田		收	森	田	隆	司	守	本	成	紀	矢	島	毅	彦
安	尾	志	保	安	原	眞	人	Щ	口	哲	司	Щ	口	照	英
Щ	崎		壮	Щ	下	親	正	Щ	田	年	恭	Щ	本	惠	_
Щ	本	恵	司	Щ	本	藤	輔	吉	岡	澄	江	吉	田	久	美
吉	田	仁	夫	余	田		光	米	持	悦	生	四カ	プ田	千信	臣子
和	田	雅	昭	渡	邊	英	\equiv	渡	邉	治	雄				

◎日本薬局方部会長 ○日本薬局方部会長代理

第十六改正 日本薬局方

通則

- 1 この日本薬局方を第十六改正日本薬局方と称し、その略名は「日局十六」、「日局16」、「JP XVI」又は「JP 16」とする.
- この日本薬局方の英名を「The Japanese Pharmacopoeia Sixteenth Edition」とする.
- 3 日本薬局方の医薬品とは、医薬品各条に規定するものをいう。その名称とは医薬品各条に掲げた日本名又は日本名別名である。

また、医薬品各条においては、英名を掲げ、必要に応じて 化学名又はラテン名を掲げる.

- 4 生薬総則を適用する生薬及びこれらを有効成分として含む 散剤,エキス剤,チンキ剤,シロップ剤,酒精剤,流エキス 剤,坐剤などの製剤(ただし,配合剤にあっては,これらを 主たる有効成分として含む製剤)を「生薬等」としてまとめ, 医薬品各条の末尾に配置する.
- 5 日本薬局方の医薬品の適否は、その医薬品各条の規定、通 則、生薬総則、製剤総則及び一般試験法の規定によって判定 する. ただし、医薬品各条の規定中、性状の項及び製剤に関 する貯法の項の保存条件は参考に供したもので、適否の判定 基準を示すものではない.
- 6 医薬品又は当該医薬品の製造に用いる医薬品が動物に由来 するものを原料として製造されるものであるときは、別に規 定する場合を除き、当該動物は、原則として、健康なもので なければならない。
- 7 日本薬局方の医薬品は、その医薬品名の前後に「 」を付けて示す。ただし、医薬品各条の表題、製法中の処方、生薬 総則及び製剤総則ではこれを付けない。
- 8 日本薬局方の医薬品名,又は物質名の次に()で分子式又は組成式を付けたものは,化学的純物質を意味する.日本薬局方において用いる原子量は,2010年国際原子量表による.また,分子量は,小数第2位までとし,第3位を四捨五入する.
- 9 日本薬局方における主な単位については、次の記号を用いる.

メートル	m
センチメートル	cm
ミリメートル	mm
マイクロメートル	μm
ナノメートル	nm
キログラム	kg
グラム	g
ミリグラム	mg
マイクログラム	μg
ナノグラム	ng
ピコグラム	pg
セルシウス度	$^{\circ}$
モル	mol
ミリモル	mmol
平方センチメートル	cm^2

リットル	L
ミリリットル	mL
マイクロリットル	μL
メガヘルツ	MHz
毎センチメートル	cm^{-1}
ニュートン	N
キロパスカル	kPa
パスカル	Pa
パスカル秒	Pa·s
ミリパスカル秒	mPa·s
平方ミリメートル毎秒	mm^2/s
ルクス	lx
モル毎リットル	mol/L
ミリモル毎リットル	mmol/L
質量百分率	%
質量百万分率	ppm
質量十億分率	ppb
体積百分率	vol%
体積百万分率	vol ppm
質量対容量百分率	w/v%
マイクロジーメンス毎センチメートル	$\mu S \cdot cm^{-1}$
エンドトキシン単位	EU
コロニー形成単位	CFU

ただし、一般試験法の核磁気共鳴スペクトル測定法で用いるppmは化学シフトを示す.

また、w/v%は製剤の処方又は成分などを示す場合に用いる。

- 10 医薬品の力価を示すとき用いる単位は医薬品の量とみなす. 通例,一定の生物学的作用を現す一定の標準品量で示され, 医薬品の種類によって異なる.単位は原則として生物学的方 法によってそれぞれの標準品と比較して定める.日本薬局方 医薬品において単位とは日本薬局方単位を示す.
- 11 医薬品各条の試験において「別に規定する」とあるのは、 薬事法に基づく承認の際に規定することを示す.
- 12 製造工程のバリデーション及び適切な工程管理と品質管理の試験検査に関する記録により、その品質が日本薬局方に適合することが恒常的に保証される場合には、出荷時の検査などにおいて、必要に応じて各条の規格の一部について試験を省略できる.
- 13 日本薬局方に規定する試験法に代わる方法で、それが規定 の方法以上の真度及び精度がある場合は、その方法を用いる ことができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、 規定の方法で最終の判定を行う。
- 14 生物学的な試験法の規定は、試験の本質に影響のない限り 試験方法の細部については変更することができる.
- 15 試験又は貯蔵に用いる温度は、原則として、具体的な数値で記載する. ただし、以下の記述を用いることができる.

標準温度は20℃, 常温は15~25℃, 室温は1~30℃, 微温は30~40℃とする. 冷所は, 別に規定するもののほか, 1~15℃の場所とする.

冷水は10℃以下,微温湯は $30\sim40$ ℃,温湯は $60\sim70$ ℃,熱湯は約100℃の水とする.

加熱した溶媒又は熱溶媒とは、その溶媒の沸点付近の温度に熱したものをいい、加温した溶媒又は温溶媒とは、通例、60~70℃に熱したものをいう。水浴上又は水浴中で加熱す

るとは、別に規定するもののほか、沸騰している水浴又は約 100℃の蒸気浴を用いて加熱することである.

通例, 冷浸は15~25℃, 温浸は35~45℃で行う.

- 16 滴数を量るには、20℃において水20滴を滴加するとき、 その質量が0.90~1.10gとなるような器具を用いる.
- 17 減圧は、別に規定するもののほか、2.0kPa以下とする.
- 18 液性を酸性、アルカリ性又は中性として示した場合は、別に規定するもののほか、リトマス紙を用いて検する.液性を詳しく示すにはpH値を用いる.
- 19 医薬品の切度及び粉末度の名称は次による.

ふるい番号	左のふるいを
(ふるいの呼び寸法)	通ったものの名称
4 号(4750μm)	粗切
6.5 号(2800µm)	中切
8.6 号(2000µm)	細切
18号(850µm)	粗末
50号(300µm)	中末
100号(150µm)	細末
200 号(75µm)	微末

- **20** 医薬品等の試験に用いる水は、試験を妨害する物質を含まないなど、試験を行うのに適した水とする.
- 21 溶質名の次に溶液と記載し、特にその溶媒名を示さないものは水溶液を示す。
- 22 溶液の濃度を $(1\rightarrow 3)$, $(1\rightarrow 10)$, $(1\rightarrow 100)$ などで示したものは、固形の薬品は1g, 液状の薬品は1mLを溶媒に溶かして全量をそれぞれ3mL, 10mL, 100mLなどとする割合を示す。また、混液を(10:1)又は(5:3:1)などで示したものは、液状薬品の10容量と1容量の混液又は5容量と3容量と1容量の混液などを示す。
- 23 質量を「精密に量る」とは、量るべき最小位を考慮し、 0.1mg、0.01mg又は0.001mgまで量ることを意味し、また、 質量を「正確に量る」とは、指示された数値の質量をそのけた数まで量ることを意味する.
- **24** 医薬品の試験において、nけたの数値を得るには、通例、(n+1)けたまで数値を求めた後、(n+1)けた目の数値を四捨五入する。
- 25 医薬品の試験は、別に規定するもののほか常温で行い、操作直後に観察するものとする. ただし、温度の影響のあるものの判定は、標準温度における状態を基準とする.
- 26 医薬品の試験の操作において、「直ちに」とあるのは、通 例、前の操作の終了から30秒以内に次の操作を開始するこ とを意味する.
- 27 性状の項において、白色と記載したものは白色又はほとんど白色、無色と記載したものは無色又はほとんど無色を示すものである。色調を試験するには、別に規定するもののほか、固形の医薬品はその1gを白紙上又は白紙上に置いた時計皿にとり、観察する。液状の医薬品は内径15mmの無色の試験管に入れ、白色の背景を用い、液層を30mmとして観察する。液状の医薬品の澄明性を試験するには、黒色又は白色の背景を用い、前記の方法を準用する。液状の医薬品の蛍光を観察するには、黒色の背景を用い、白色の背景は用いない。
- 28 性状の項において、無臭又はにおいがないと記載したものは、においがないか、又はほとんどにおいがないことを示すものである。においを試験するには、別に規定するもののほ

- か、固形の医薬品1g又は液状の医薬品1mLをビーカーにとり、行う。
- 29 性状の項において、溶解性を示す用語は次による.溶解性は、別に規定するもののほか、医薬品を固形の場合は粉末とした後、溶媒中に入れ、20±5℃で5分ごとに強く30秒間振り混ぜるとき、30分以内に溶ける度合をいう.

用語	溶質 1g 又は 1m	Lを			
/11 #12	溶かすに要する溶媒量				
極めて溶けやすい		1mL 未満			
溶けやすい	1mL以上	10mL 未満			
やや溶けやすい	10mL以上	30mL 未満			
やや溶けにくい	30mL以上	100mL 未満			
溶けにくい	100mL以上	1000mL 未満			
極めて溶けにくい	1000mL以上	10000mL 未満			
ほとんど溶けない		10000mL以上			

- 30 医薬品の試験において、医薬品が溶媒に溶け又は混和するとは、澄明に溶けるか又は任意の割合で澄明に混和することを示し、繊維などを認めないか又は認めても極めてわずかである。
- 31 確認試験は、医薬品又は医薬品中に含有されている主成分などを、その特性に基づいて確認するための試験である.
- 32 純度試験は、医薬品中の混在物を試験するために行うもので、医薬品各条のほかの試験項目と共に、医薬品の純度を規定する試験でもあり、通例、その混在物の種類及びその量の限度を規定する。この試験の対象となる混在物は、その医薬品を製造する過程又は保存の間に混在を予想されるもの又は有害な混在物例えば重金属、ヒ素などである。また、異物を用い又は加えることが予想される場合については、その試験を行う。
- 33 乾燥又は強熱するとき、恒量とは、別に規定するもののほか、引続き更に1時間乾燥又は強熱するとき、前後の秤量差が前回に量った乾燥物又は強熱した残留物の質量の0.10%以下であることを示し、生薬においては0.25%以下とする。ただし、秤量差が、化学はかりを用いたとき0.5mg以下、セミミクロ化学はかりを用いたとき0.05mg以下の場合は、恒量とみなす。
- 34 定量法は、医薬品の組成、成分の含量、含有単位などを物理的、化学的又は生物学的方法によって測定する試験法である。
- 35 定量に供する試料の採取量に「約」を付けたものは、記載された量の±10%の範囲をいう.また、試料について単に「乾燥し」とあるのは、その医薬品各条の乾燥減量の項と同じ条件で乾燥することを示す.
- 36 医薬品各条の定量法で得られる成分含量の値について、単にある%以上を示し、その上限を示さない場合は101.0%を 上限とする.
- 37 容器とは、医薬品を入れるもので、栓、ふたなども容器の 一部である。容器は内容医薬品に規定された性状及び品質に 対して影響を与える物理的、化学的作用を及ぼさない。
- 38 密閉容器とは、通常の取扱い、運搬又は保存状態において、 固形の異物が混入することを防ぎ、内容医薬品の損失を防ぐ ことができる容器をいう.

密閉容器の規定がある場合には, 気密容器を用いることができる.

39 気密容器とは、通常の取扱い、運搬又は保存状態において、 固形又は液状の異物が侵入せず、内容医薬品の損失、風解、 潮解又は蒸発を防ぐことができる容器をいう.

気密容器の規定がある場合には、密封容器を用いることが できる.

- **40** 密封容器とは、通常の取扱い、運搬又は保存状態において、 気体の侵入しない容器をいう.
- 41 遮光とは、通常の取扱い、運搬又は保存状態において、内容医薬品に規定された性状及び品質に対して影響を与える光の透過を防ぎ、内容医薬品を光の影響から保護することができることをいう.
- 42 日本薬局方の医薬品で、医薬品各条において表示量、表示単位又は有効期限の規定があるものについては、その含量、含有単位又は最終有効年月を、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない。
- 43 日本薬局方の医薬品で、医薬品各条において基原、数値、 物性等、特に表示するよう定められているものについては、 その表示を、直接の容器又は直接の被包に記載しなければな らない.
- 44 日本薬局方, 欧州薬局方(The European Pharmacopoeia) 及び米国薬局方(The United States Pharmacopeia)(以下「三薬局方」という。)での調和合意に基づき規定した一般 試験法及び医薬品各条については、それぞれの冒頭にその旨を記載する。

また,それぞれの一般試験法及び医薬品各条において三薬局方で調和されていない部分は「 lacktriangle 」で囲むことにより示す.

生薬総則

1 医薬品各条の生薬は、動植物の薬用とする部分、細胞内容物、分泌物、抽出物又は鉱物などであり、生薬総則及び生薬試験法を適用する生薬は次のとおりである.

アカメガシワ,アセンヤク,アセンヤク末,アマチャ,ア マチャ末, アラビアゴム, アラビアゴム末, アロエ, アロエ 末,アンソッコウ,イレイセン,インチンコウ,インヨウカ ク, ウイキョウ, ウイキョウ末, ウコン, ウコン末, ウヤク, ウワウルシ、エイジツ、エイジツ末、エンゴサク、エンゴサ ク末, オウギ, オウゴン, オウゴン末, オウセイ, オウバク, オウバク末、オウレン、オウレン末、オンジ、オンジ末、カ ゴソウ, カシュウ, ガジュツ, カッコウ, カッコン, カッセ キ, カノコソウ, カノコソウ末, カロコン, カンキョウ, カ ンゾウ、カンゾウ末、カンテン、カンテン末、キキョウ、キ キョウ末, キクカ, キササゲ, キジツ, キョウカツ, キョウ ニン, クコシ, クジン, クジン末, ケイガイ, ケイヒ, ケイ ヒ末, ケツメイシ, ケンゴシ, ゲンチアナ, ゲンチアナ末, ゲンノショウコ,ゲンノショウコ末,コウイ,コウカ,コウ ジン、コウブシ、コウブシ末、コウベイ、コウボク、コウボ ク末, ゴオウ, ゴシツ, ゴシュユ, ゴボウシ, ゴマ, ゴミシ, コロンボ, コロンボ末, コンズランゴ, サイコ, サイシン, サフラン, サンキライ, サンキライ末, サンザシ, サンシシ, サンシシ末, サンシュユ, サンショウ, サンショウ末, サン ソウニン, サンヤク, サンヤク末, ジオウ, シゴカ, ジコッ ピ,シコン,シツリシ,シャクヤク,シャクヤク末,ジャシ ョウシ,シャゼンシ,シャゼンソウ,ジュウヤク,シュクシ ャ,シュクシャ末,ショウキョウ,ショウキョウ末,ショウ ズク, ショウマ, シンイ, セッコウ, セネガ, セネガ末, セ ンキュウ, センキュウ末, ゼンコ, センコツ, センソ, セン ナ、センナ末、センブリ、センブリ末、ソウジュツ、ソウジ ュツ末, ソウハクヒ, ソボク, ソヨウ, ダイオウ, ダイオウ 末, タイソウ, タクシャ, タクシャ末, チクセツニンジン, チクセツニンジン末, チモ, チョウジ, チョウジ末, チョウ トウコウ, チョレイ, チョレイ末, チンピ, テンマ, テンモ ンドウ、トウガシ、トウガラシ、トウガラシ末、トウキ、ト ウキ末、トウニン、トウニン末、トウヒ、ドクカツ、トコン、 トコン末、トチュウ、トラガント、トラガント末、ニガキ、 ニガキ末, ニクズク, ニンジン, ニンジン末, ニンドウ, バ イモ, バクモンドウ, ハチミツ, ハッカ, ハマボウフウ, ハ ンゲ, ビャクゴウ, ビャクシ, ビャクジュツ, ビャクジュツ 末, ビワヨウ, ビンロウジ, ブクリョウ, ブクリョウ末, ブ シ, ブシ末, ベラドンナコン, ヘンズ, ボウイ, ボウコン, ボウフウ, ボクソク, ボタンピ, ボタンピ末, ホミカ, ボレ イ, ボレイ末, マオウ, マクリ, マシニン, モクツウ, モッ コウ, ヤクチ, ヤクモソウ, ユウタン, ヨクイニン, ヨクイ ニン末, リュウガンニク, リュウコツ, リュウコツ末, リュ ウタン, リュウタン末, リョウキョウ, レンギョウ, レンニ ク, ロジン, ロートコン, ローヤルゼリー.

2 生薬は、通例、全形生薬、切断生薬又は粉末生薬に分けて

取り扱う.

全形生薬は、その薬用とする部分などを乾燥し、又は簡単な加工をしたもので、医薬品各条に規定する.

切断生薬は、全形生薬を小片若しくは小塊に切断若しくは 破砕したもの、又は粗切、中切若しくは細切したものであり、 別に規定するもののほか、これを製するに用いた全形生薬の 規定を準用する.

粉末生薬は、全形又は切断生薬を粗末、中末、細末又は微末としたものであり、通例、細末としたものについて医薬品 各条に規定する.

- 3 生薬は、別に規定するもののほか、乾燥品を用いる. 乾燥は、通例、60℃以下で行う.
- 4 生薬の基原は適否の判断基準とする. 生薬の基原として, 「その他同属植物」, 「その他同属動物」, 「その他近縁植物」及び「その他近縁動物」などと記載するものは, 通例, 同様の成分, 薬効を有する生薬として用いられる原植物又は原動物をいう.
- 5 生薬の性状の項は、その生薬の代表的な原植物又は原動物に基づく生薬について、通例、その基準となる特徴的な要素を記載したものである。そのうち、色、におい及び溶解性については、においを適否の判定基準とすることを除き、通則の規定を準用する。また、味及び鏡検時の数値は、適否の判定基準とする。
- 6 粉末生薬のうち、別に規定するものについては賦形剤を加 え、含量又は力価を調節することができる.
- 7 粉末生薬は、これを製するに用いた全形又は切断生薬中に 含まれていない組織の破片、細胞、細胞内容物又はその他の 異物を含まない。
- 8 生薬は、かび、昆虫又は他の動物による汚損物又は混在物 及びその他の異物をできるだけ除いたものであり、清潔かつ 衛生的に取り扱う.
- 9 生薬は、別に規定するもののほか、湿気及び虫害などを避けて保存する. 虫害を防ぐため、適当な薫蒸剤を加えて保存することができる. ただし、この薫蒸剤は常温で揮散しやすく、その生薬の投与量において無害でなければならない. また、その生薬の治療効果を障害し、又は試験に支障をきたすものであってはならない.
- 10 生薬に用いる容器は、別に規定するもののほか、密閉容器とする.

製剤総則

[1] 製剤通則

- (1) 製剤通則は、製剤全般に共通する事項を記載する.
- (2) 剤形は, [2]製剤各条において,主に投与経路及び適用 部位別に分類し,更に製剤の形状,機能,特性から細分類する. なお,主として生薬を原料とする製剤は, [3]生薬関連製剤 各条に記載する.
- (3) 製剤各条及び生薬関連製剤各条は、広く、一般に用いられている剤形を示したものであり、これら以外の剤形についても、必要に応じて、適切な剤形とすることができる。例えば、投与経路と製剤各条の剤形名などを組み合わせることにより、形状又は用途などに適した剤形名を使用することができる。
- (4) 製剤各条及び生薬関連製剤各条においては、剤形に応じた製剤特性を規定する. 製剤特性は、適切な試験により確認する
- (5) 製剤には、薬効の発現時間の調節や副作用の低減を図る目的で、有効成分の放出速度を調節する機能を付与することができる. 放出速度を調節した製剤は、適切な放出特性を有する. また、放出速度を調節した製剤に添付する文書及びその直接の容器又は直接の被包には、通例、付与した機能に対応した記載を行う
- (6) 添加剤は、製剤に含まれる有効成分以外の物質で、有効成分及び製剤の有用性を高める、製剤化を容易にする、品質の安定化を図る、又は使用性を向上させるなどの目的で用いられる。製剤には、必要に応じて、適切な添加剤を加えることができる。ただし、用いる添加剤はその製剤の投与量において薬理作用を示さず、無害でなければならない。また、添加剤は有効成分の治療効果を妨げるものであってはならない。
- (7) 製剤の製造などに用いられる精製水は「精製水」及び「精製水(容器入り)」を示し、注射用水は「注射用水」及び「注射用水(容器入り)」を示す.

製剤に用いる植物油とは、医薬品各条に収載する植物性脂肪油中、通例、食用に供するものをいう.また、単にデンプンと記載するときは、別に規定するもののほか、医薬品各条に収載する各種デンプンのいずれを用いてもよい.

なお、vol%を規定したエタノールとは、エタノールをとり、精製水又は注射用水を加え、規定のvol%に調整したものである

- (8) 非無菌製剤であっても、微生物による汚染や増殖を避け、必要に応じて、微生物限度試験法 (4.05) を適用する.
- (9) 製剤均一性試験法のうちの含量均一性試験及び溶出試験 法は、生薬又は生薬関連製剤を原料とする製剤中の生薬成分に ついては適用されない.
- (10) 製剤の容器・包装は、製剤の品質確保と共に、適正な使用及び投与時の安全確保に適したものとする. 空気中の酸素などから製剤の品質を保護するために、脱酸素剤を装てんすることや、容器などに低気体透過性の材料を用いることができる.

湿気が品質に影響を与えるおそれのある製剤では、乾燥剤を 装てんすることや、容器などに水分透過の少ない材料を用いる などの防湿包装とすることができる. また、水分の蒸散により品質が変化するおそれのある製剤では、容器などに低水蒸気透過性の材料を用いることができる.

一回使用量ずつ包装したものは分包品と称する.

(11) 製剤は、別に規定するもののほか、室温で保存する. 製剤の品質に光が影響を与える場合、遮光して保存する.

[2] 製剤各条

- (1) 製剤各条は、剤形の定義、製法、試験法、容器・包装及び貯法を示すものである.
- (2) 製剤各条における試験法及び容器・包装に関する記述は 基本的な要求事項であり、また、製法は一般的な製法を示した ものである.

1. 経口投与する製剤

Preparations for Oral Administration

- (1) 経口投与する即放性製剤は、製剤からの有効成分の放出性を特に調節していない製剤で、通例、有効成分の溶解性に応じた溶出挙動を示す。
- (2) 経口投与する放出調節製剤は,固有の製剤設計及び製法により放出性を目的に合わせて調節した製剤で,腸溶性製剤,徐放性製剤などが含まれる.

(i) 腸溶性製剤

腸溶性製剤は、有効成分の胃内での分解を防ぐ、又は有効成分の胃に対する刺激作用を低減させるなどの目的で、有効成分を胃内で放出せず、主として小腸内で放出するよう設計された製剤である。本剤を製するには、通例、酸不溶性の腸溶性基剤を用いて皮膜を施す。

(ii) 徐放性製剤

徐放性製剤は、投与回数の減少又は副作用の低減を図るなどの目的で、製剤からの有効成分の放出速度、放出時間、放出部位を調節した製剤である。本剤を製するには、通例、適切な徐放化剤を用いる。

(3) 経口投与する製剤のうち,カプセル剤,顆粒剤及び錠剤などでは,服用を容易にする,又は有効成分の分解を防ぐなどの目的で,糖類又は糖アルコール類,高分子化合物など適切なコーティング剤で剤皮を施すことができる.

1.1. 錠剤

Tablets

- (1) 錠剤は、経口投与する一定の形状の固形の製剤である. 本剤には、口腔内崩壊錠、チュアブル錠、発泡錠、分散錠及び溶解錠が含まれる.
- (2) 本剤を製するには、通例、次の方法による.また、適切な方法により、腸溶錠又は徐放錠とすることができる.
 - (i) 有効成分に賦形剤,結合剤,崩壊剤などの添加剤を加えて混和して均質とし,水又は結合剤を含む溶液を用いて適切な方法で粒状とした後,滑沢剤などを加えて混和し,圧縮成形する.
 - (ii) 有効成分に賦形剤,結合剤,崩壊剤などの添加剤を加 えて混和して均質としたものを,直接圧縮成形して製するか,

又はあらかじめ添加剤で製した顆粒に有効成分及び滑沢剤などを加えて混和して均質とした後,圧縮成形する.

- (iii) 有効成分に賦形剤,結合剤などの添加剤を加えて混和して均質とし、溶媒で湿潤させた練合物を一定の形状に成形した後,又は練合物を一定の型に流し込んで成形した後,適切な方法で乾燥する.
- (iv) 素錠は,通例,(i),(ii)又は(iii)により製する.
- (v) フィルムコーティング錠は,通例,素錠に高分子化合物などの適切なコーティング剤で薄く剤皮を施して製する.
- (vi) 糖衣錠は,通例,素錠に糖類又は糖アルコールを含む コーティング剤で剤皮を施して製する.
- (vii) 多層錠は、適切な方法により、組成の異なる粉粒体を層状に積み重ねて圧縮成形して製する.
- (viii) 有核錠は、内核錠を組成の異なる外層で覆って製する.
- (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法〈6.10〉 又は崩壊試験法〈6.09〉に適合する. ただし、発泡錠のうち有 効成分を溶解させる製剤及び溶解錠には適用しない.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

1.1.1. 口腔内崩壊錠

Orally Disintegrating Tablets/Orodispersible Tablets

- (1) 口腔内崩壊錠は、口腔内で速やかに溶解又は崩壊させて 服用できる錠剤である.
- (2) 本剤は、適切な崩壊性を有する.

1.1.2. チュアブル錠

Chewable Tablets

- (1) チュアブル錠は、咀嚼して服用する錠剤である.
- (2) 本剤は、服用時の窒息を防止できる形状とする.

1.1.3. 発泡錠

Effervescent Tablets

- (1) 発泡錠は、水中で急速に発泡しながら溶解又は分散する 錠剤である。
- (2) 本剤を製するには,通例,適切な酸性物質,及び炭酸塩 又は炭酸水素塩を用いる.

1.1.4. 分散錠

Dispersible Tablets

(1) 分散錠は、水に分散して服用する錠剤である.

1.1.5. 溶解錠

Soluble Tablets

(1) 溶解錠は、水に溶解して服用する錠剤である.

1.2. カプセル剤

Capsules

(1) カプセル剤は、経口投与する、カプセルに充てん又はカ

プセル基剤で被包成形した製剤である.

本剤には、硬カプセル剤及び軟カプセル剤がある.

(2) 本剤を製するには、通例、次の方法による.また、適切な方法により腸溶性カプセル剤又は徐放性カプセル剤とすることができる.カプセル基剤に着色剤、保存剤などを加えることができる.

(i) 硬カプセル剤

硬カプセル剤は、有効成分に賦形剤などの添加剤を加えて 混和して均質としたもの、又は適切な方法で粒状若しくは成 形物としたものを、カプセルにそのまま又は軽く成形して充 てんして製する.

(ii) 軟カプセル剤

軟カプセル剤は、有効成分に添加剤を加えたものを、グリセリン又はD-ソルビトールなどを加えて塑性を増したゼラチンなどの適切なカプセル基剤で、一定の形状に被包成形して製する.

- (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法 〈6.02〉 に適合する.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 〈6.10〉 又は崩壊試験法〈6.09〉に適合する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

1.3. 顆粒剤

Granules

- (1) 顆粒剤は、経口投与する粒状に造粒した製剤である. 本剤には、発泡顆粒剤が含まれる.
- (2) 本剤を製するには、通例、次の方法による.必要に応じて、剤皮を施す.また、適切な方法により、徐放性顆粒剤又は 腸溶性顆粒剤とすることができる.
 - (i) 粉末状の有効成分に賦形剤,結合剤,崩壊剤又はそのほかの添加剤を加えて混和して均質にした後,適切な方法により粒状とする.
 - (ii) あらかじめ粒状に製した有効成分に賦形剤などの添加剤を加えて混和し、均質とする.
 - (iii) あらかじめ粒状に製した有効成分に賦形剤などの添加剤を加えて混和し、適切な方法により粒状とする.
- (3) 製剤の粒度の試験法 <6.03> を行うとき、18号(850µm) ふるいを全量通過し、30号(500µm) ふるいに残留するものは全量の10%以下のものを細粒剤と称することができる.
- (4) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性 試験法 (6.02) に適合する.
- (5) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 〈6.10〉 又は崩壊試験法〈6.09〉に適合する.

ただし、発泡顆粒剤のうち溶解させる製剤には適用しない.また、製剤の粒度の試験法 $\langle 6.03 \rangle$ に準じてふるうとき、30号 $(500\mu m)$ ふるいに残留するものが10%以下のものには崩壊試験法を適用しない.

(6) 本剤のうち、微粒状に造粒したもの(製剤の粒度の試験 法 $\langle 6.03 \rangle$ を行うとき、18号(850 μ m)ふるいを全量通過し、30号(500 μ m)ふるいに残留するものは全量の5%以下のもの)を散剤と称することができる.

(7) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

1.3.1. 発泡顆粒剤

Effervescent Granules

- (1) 発泡顆粒剤は、水中で急速に発泡しながら溶解又は分散する顆粒剤である.
- (2) 本剤を製するには,通例,適切な酸性物質,及び炭酸塩 又は炭酸水素塩を用いる.

1.4. 散剤

Powders

- (1) 散剤は、経口投与する粉末状の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に賦形剤又はそのほかの添加剤を加えて混和して均質とする.
- (3) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 (6.10) に適合する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

1.5. 経口液剤

Liquids and Solutions for Oral Administration

(1) 経口液剤は、経口投与する、液状又は流動性のある粘稠なゲル状の製剤である.

本剤には、エリキシル剤、懸濁剤、乳剤及びリモナーデ剤が 含まれる.

- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤及び精製水を加え、混和して均質に溶解、又は乳化若しくは懸濁し、必要に応じて、ろ過する.
- (3) 本剤のうち変質しやすいものは、用時調製する.
- (4) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性 試験法 (6.02) に適合する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

1.5.1. エリキシル剤

Elixirs

- (1) エリキシル剤は、甘味及び芳香のあるエタノールを含む 澄明な液状の経口液剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、固形の有効成分又はその浸出液にエタノール、精製水、着香剤及び白糖、そのほかの糖類又は甘味剤を加えて溶かし、ろ過又はそのほかの方法によって澄明な液とする.

1.5.2. 懸濁剤

Suspensions

(1) 懸濁剤は、有効成分を微細均質に懸濁した経口液剤であ

る.

- (2) 本剤を製するには、通例、固形の有効成分に懸濁化剤又はそのほかの添加剤と精製水又は油を加え、適切な方法で懸濁し、全体を均質とする.
- (3) 本剤は、必要に応じて、用時混和して均質とする.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 〈6.10〉 に適合する.

1.5.3. 乳剤

Emulsions

- (1) 乳剤は、有効成分を微細均質に乳化した経口液剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、液状の有効成分に乳化剤と精製水を加え、適切な方法で乳化し、全体を均質とする.
- (3) 本剤は、必要に応じて、用時混和して均質とする.

1.5.4. リモナーデ剤

Lemonades

(1) リモナーデ剤は、甘味及び酸味のある澄明な液状の経口液剤である。

1.6. シロップ剤

Syrups

(1) シロップ剤は、経口投与する、糖類又は甘味剤を含む粘 稠性のある液状又は固形の製剤である.

本剤には、シロップ用剤が含まれる.

- (2) 本剤を製するには、通例、白糖、そのほかの糖類若しくは甘味剤の溶液又は単シロップに有効成分を加えて溶解、混和、 懸濁又は乳化し、必要に応じて、混液を煮沸した後、熱時ろ過する。
- (3) 本剤のうち変質しやすいものは、用時調製する.
- (4) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性 試験法 (6.02) に適合する.
- (5) 本剤のうち懸濁した製剤は、別に規定するもののほか、 溶出試験法 (6.10) に適合する.
- (6) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

1.6.1. シロップ用剤

Preparations for Syrups

- (1) シロップ用剤は、水を加えるとき、シロップ剤となる顆粒状又は粉末状の製剤である。ドライシロップ剤と称することができる。
- (2) 本剤を製するには,通例,糖類又は甘味剤を用いて「1.3.顆粒剤」又は「1.4.散剤」の製法に準じる.
- (3) 本剤は,通例,用時溶解又は用時懸濁して用いる.
- (4) 本剤のうち用時溶解して用いる製剤以外は、別に規定するもののほか、溶出試験法 $\langle 6.10 \rangle$ 又は崩壊試験法 $\langle 6.09 \rangle$ に適合する。ただし、製剤の粒度の試験法 $\langle 6.03 \rangle$ に準じてふるうとき、 $30号(500\mu\text{m})$ ふるいに残留するものが10%以下のものには崩壊試験法を適用しない。
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又

は防湿性の包装を施す.

1.7. 経口ゼリー剤

Jellies for Oral Administration

- (1) 経口ゼリー剤は、経口投与する、流動性のない成形したゲル状の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤及び高分子 ゲル基剤を加えて混和し、適切な方法でゲル化させ一定の形状 に成形する.
- (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法 〈6.02〉に適合する.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法〈6.10〉 に適合する. 又は適切な崩壊性を有する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

2. 口腔内に適用する製剤

Preparations for Oro-mucosal Application

2.1. 口腔用錠剤

Tablets for Oro-mucosal Application

(1) 口腔用錠剤は、口腔内に適用する一定の形状の固形の製剤である.

本剤には、トローチ剤、舌下錠、バッカル錠、付着錠及びガム剤が含まれる.

- (2) 本剤を製するには,「1.1.錠剤」の製法に準じる.
- (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- (4) 本剤は、適切な溶出性又は崩壊性を有する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

2.1.1. トローチ剤

Troches/Lozenges

- (1) トローチ剤は、口腔内で徐々に溶解又は崩壊させ、口腔、咽頭などの局所に適用する口腔用錠剤である.
- (2) 本剤は、服用時の窒息を防止できる形状とする.

2.1.2. 舌下錠

Sublingual Tablets

(1) 舌下錠は、有効成分を舌下で速やかに溶解させ、口腔粘膜から吸収させる口腔用錠剤である.

2.1.3. バッカル錠

Buccal Tablets

(1) バッカル錠は、有効成分を臼歯と頬の間で徐々に溶解させ、口腔粘膜から吸収させる口腔用錠剤である.

2.1.4. 付着錠

Mucoadhesive Tablets

- (1) 付着錠は、口腔粘膜に付着させて用いる口腔用錠剤である.
- (2) 本剤を製するには,通例,ハイドロゲルを形成する親水性高分子化合物を用いる.

2.1.5. ガム剤

Medicated Chewing Gums

- (1) ガム剤は、咀嚼により、有効成分を放出する口腔用錠剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、植物性樹脂、熱可塑性樹脂及びエラストマーなどの適切な物質をガム基剤として用いる.

2.2. 口腔用スプレー剤

Sprays for Oro-mucosal Application

- (1) 口腔用スプレー剤は、口腔内に適用する、有効成分を霧状、粉末状、泡沫状又はペースト状などとして噴霧する製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、次の方法による.
 - (i) 溶剤などに有効成分及び添加剤を溶解又は懸濁させ, 必要に応じて, ろ過した後, 液化ガス又は圧縮ガスと共に容 器に充てんする.
 - (ii) 有効成分及び添加剤を用いて溶液又は懸濁液を調製し、 容器に充てん後、スプレー用ポンプを装着する.
- (3) 本剤のうちの定量噴霧式製剤は、別に規定するもののほか、適切な噴霧量の均一性を有する.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器又は耐圧性の容器とする.

2.3. 口腔用半固形剂

Semi-solid Preparations for Oro-mucosal Application

- (1) 口腔用半固形剤は口腔粘膜に適用する製剤であり、クリーム剤、ゲル剤又は軟膏剤がある.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を添加剤と共に精製水及びワセリンなどの油性成分で乳化するか、又は高分子ゲル若しくは油脂を基剤として有効成分及び添加剤と共に混和して均質とする.
 - (i) 口腔用クリーム剤は,「11.5.クリーム剤」の製法に準 ₁
 - (ii) 口腔用ゲル剤は、「11.6.ゲル剤」の製法に準じる.
 - (iii) 口腔用軟膏剤は、「11.4.軟膏剤」の製法に準じる. 本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.
- (3) 本剤で多回投与容器に充てんするものは、微生物の発育を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (4) 本剤は、口腔粘膜に適用する上で適切な粘性を有する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

2.4. 含嗽剤

Preparations for Gargles

- (1) 含嗽剤は、口腔、咽頭などの局所に適用する液状の製剤である。本剤には、用時溶解する固形の製剤が含まれる.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤及び添加剤を加えて混和して均質に溶解し、必要に応じて、ろ過する. 用時溶解する固形の製剤の場合は、「1.1.錠剤」、「1.3.顆粒剤」などの製法に準じる.
- (3) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性 試験法 (6.02) に適合する.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

3. 注射により投与する製剤

Preparations for Injection

3.1. 注射剤

Injections

(1) 注射剤は、皮下、筋肉内又は血管などの体内組織・器官に直接投与する、通例、溶液、懸濁液若しくは乳濁液、又は用 時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の無菌製剤である.

本剤には,輸液剤,埋め込み注射剤及び持続性注射剤が含まれる.

- (2) 本剤のうち溶液、懸濁液又は乳濁液の製剤を製するには、 通例、次の方法による.
 - (i) 有効成分をそのまま,又は有効成分に添加剤を加えたものを注射用水,ほかの水性溶剤又は非水性溶剤などに溶解, 懸濁若しくは乳化して均質としたものを注射剤用の容器に充 てんして密封し,滅菌する.
 - (ii) 有効成分をそのまま,又は有効成分に添加剤を加えたものを注射用水,ほかの水性溶剤又は非水性溶剤などに溶解, 懸濁若しくは乳化して均質としたものを無菌ろ過するか,無菌的に調製して均質としたものを注射剤用の容器に充てんして密封する.

ただし、微生物による汚染に十分に注意し、調製から滅菌に 至る操作は注射剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに 行う. 有効成分の濃度を%で示す場合にはw/v%を意味する.

用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で、その名称に「注射用」の文字を冠するものには、溶解液又は懸濁用液(以下、「溶解液など」という。)を添付することができる.

- (3) 有効成分が溶液中で分解又は失活することを防ぐために、 凍結乾燥注射剤又は粉末注射剤として製することができる.
 - (i) 凍結乾燥注射剤

凍結乾燥注射剤は、通例、有効成分をそのまま、又は有効成分及び賦形剤などの添加剤を注射用水に溶解し、無菌ろ過し、注射剤用の容器に充てんした後に凍結乾燥するか、又は専用容器で凍結乾燥した後に直接の容器に充てんして製する.

(ii) 粉末注射剤

粉末注射剤は,通例,無菌ろ過により処理した後,晶析により得た粉末又はその粉末に滅菌処理した添加剤を加えて注射剤用の容器に充てんして製する.

- (4) 薬液調製時若しくは投薬時の過誤,細菌汚染若しくは異物混入の防止,又は緊急投与を目的に,充てん済みシリンジ剤又はカートリッジ剤として製することができる.
 - (i) 充てん済みシリンジ剤

充てん済みシリンジ剤は,通例,有効成分をそのまま,又は有効成分及び添加剤を用いて溶液,懸濁液又は乳濁液を調製して注射筒に充てんして製する.

(ii) カートリッジ剤

カートリッジ剤は,通例,有効成分をそのまま,又は有効成分及び添加剤を用いて溶液,懸濁液又は乳濁液を調製してカートリッジに充てんして製する.

カートリッジ剤は、薬液が充てんされたカートリッジを専用の注入器に入れて用いる.

(5) 本剤を製するに用いる溶剤,又は本剤に添付する溶解液などは、本剤の使用に際して無害なものでなければならない. また、本剤の治療効果を妨げるものであってはならない.

溶剤を分けて次の2種類とし、それぞれの条件に適合する.

(i) 水性溶剤:水性注射剤の溶剤には、注射用水を用いる. ただし、通例、生理食塩液、リンゲル液又はそのほかの適切な水性溶液をこれに代用することができる.

これらの水性溶剤は、皮内、皮下及び筋肉内投与のみに用いるものを除き、別に規定するもののほか、エンドトキシン 試験法 ⟨4.01⟩ に適合する.

エンドトキシン試験法 $\langle 4.01 \rangle$ の適用が困難な場合は,発熱性物質試験法 $\langle 4.04 \rangle$ を適用できる.

(ii) 非水性溶剤:非水性注射剤の溶剤には、通例、植物油を用いる。この溶剤は、別に規定するもののほか、10℃で澄明で、酸価0.56以下、けん化価185~200、ヨウ素価79~137のもので、鉱油試験法〈1.05〉に適合する。

また、そのほかの適切な有機溶剤も非水性溶剤として用いることができる.

- (6) 本剤には、別に規定するもののほか、着色だけを目的とする物質を加えてはならない.
- (7) 本剤で水性溶剤を用いるものは、血液又は体液と等張にするため、塩化ナトリウム又はそのほかの添加剤を、また、pHを調節するため酸又はアルカリを加えることができる.
- (8) 本剤で分割投与するものは、微生物の発育を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (9) 本剤及び添付された溶解液などは、皮内、皮下及び筋肉内投与のみに用いるものを除き、別に規定するもののほか、エンドトキシン試験法 $\langle 4.01 \rangle$ に適合する. ただし、エンドトキシン試験法 $\langle 4.01 \rangle$ の適用が困難な場合は、発熱性物質試験法 $\langle 4.04 \rangle$ を適用できる.
- (10) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するもののほか、無菌試験法 ⟨4.06⟩ に適合する.
- (11) 本剤の容器は、注射剤用ガラス容器試験法〈7.01〉の規定に適合する無色のものである。ただし、別に規定する場合は、注射剤用ガラス容器試験法〈7.01〉の規定に適合する着色容器又はプラスチック製医薬品容器試験法〈7.02〉の規定に適合するプラスチック製水性注射剤容器を用いることができる。
- (12) 本剤のうち100mL以上の注射剤用ガラス容器に用いる ゴム栓は、別に規定するもののほか、輸液用ゴム栓試験法 〈2.03〉に適合する.

- (13) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するもののほか、注射剤の不溶性異物検査法 (6.06) に適合する.
- (14) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するもののほか、注射剤の不溶性微粒子試験法 (6.07) に適合する.
- (15) 本剤の薬液は、別に規定するもののほか、注射剤の採取容量試験法 (6.05) に適合する.
- (16) 本剤で用時溶解又は用時懸濁して用いるものは、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法〈6.02〉に適合する.
- (17) 通例, 懸濁性注射剤は血管内又は脊髄腔内投与に, また, 乳濁性注射剤は脊髄腔内投与に用いない.
- (18) 懸濁性注射剤中の粒子の最大粒子径は,通例,150µm 以下であり,乳濁性注射剤中の粒子の最大粒子径は,通例, 7µm以下である.
- (19) 本剤は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に、別に規定するもののほか、次の事項を記載する.
 - (i) 本剤で溶剤の規定のない場合は、本剤を製する溶剤に注射用水若しくは0.9%以下の塩化ナトリウム液、又はpHを調節するための酸若しくはアルカリを用いたときを除き、本剤を製するに用いる溶剤の名称.
 - (ii) 本剤に溶解液などを添付するときは、溶解液などの名称,内容量、成分及び分量又は割合.また、その外部容器又は外部被包に溶解液などを添付していること.
 - (iii) 本剤に安定剤,保存剤又は賦形剤を加えたときは、その名称及びその分量.ただし、容器内の空気を二酸化炭素又は窒素で置換したときは、その限りではない.
- (20) 本剤で2mL以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められたものについては、その名称中の「注射液」、「注射用」又は「水性懸濁注射液」の文字の記載は「注」、「注用」又は「水懸注」の文字の記載をもって代えることができる.

2mLを超え10mL以下のアンプル又はこれと同等の大きさの ガラスそのほかこれに類する材質からなる直接の容器で、その 記載がその容器に直接印刷されているものに収められた本剤に ついても、同様に記載を省略することができる.

(21) 本剤に用いる容器は、密封容器又は微生物の混入を防ぐことのできる気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

3.1.1. 輸液剤

Parenteral Infusions

- (1) 輸液剤は、静脈内投与する、通例、100mL以上の注射 剤である.
- (2) 主として、水分補給、電解質補正、栄養補給などの目的で投与されるが、持続注入による治療を目的にほかの注射剤と混合して用いることもある.

3.1.2. 埋め込み注射剤

Implants/Pellets

- (1) 埋め込み注射剤は、長期にわたる有効成分の放出を目的 として、皮下、筋肉内などに埋め込み用の器具を用いて、又は 手術により適用する固形又はゲル状の注射剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、生分解性高分子化合物を用い、ペレット、マイクロスフェア又はゲル状の製剤とする.

- (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- (4) 本剤は、適切な放出特性を有する.
- (5) 本剤には、注射剤の不溶性異物検査法、注射剤の不溶性 微粒子試験法及び注射剤の採取容量試験法を適用しない.

3.1.3. 持続性注射剤

Prolonged Release Injections

- (1) 持続性注射剤は、長期にわたる有効成分の放出を目的として、筋肉内などに適用する注射剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を植物油などに溶解若しくは懸濁するか、又は生分解性高分子化合物を用いたマイクロスフェアの懸濁液とする.
- (3) 本剤は、適切な放出特性を有する.

4. 透析に用いる製剤

Preparations for Dialysis

4.1. 透析用剤

Dialysis Agents

(1) 透析用剤は、腹膜透析又は血液透析に用いる液状若しくは用時溶解する固形の製剤である.

本剤には,腹膜透析用剤及び血液透析用剤がある.

- (2) 本剤は、別に規定するもののほか、エンドトキシン試験 法 (4.01) に適合する.
- (3) 本剤のうち用時溶解して用いるものは、適切な製剤の均一性を有する.

4.1.1. 腹膜透析用剤

Peritoneal Dialysis Agents

- (1) 腹膜透析用剤は、腹膜透析に用いる無菌の透析用剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤を加え、溶剤に溶解して一定容量としたもの、又は有効成分に添加剤を加えたものを容器に充てんし、密封する.必要に応じて滅菌する.ただし、微生物による汚染に十分に注意し、調製から滅菌に至る操作は製剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに行う.有効成分の濃度を%で示す場合にはw/v%を意味する.用時溶解する固形の製剤の場合は、「1.1.錠剤」、「1.3.顆粒剤」などの製法に準じる.
- (3) 本剤は、pH調節剤、等張化剤などの添加剤を加えることができる。
- (4) 本剤を製するに用いる溶剤は、別に規定するもののほか、 注射用水とする.
- (5) 本剤は、別に規定するもののほか、無菌試験法 ⟨4.06⟩ に適合する.
- (6) 本剤は、別に規定するもののほか、注射剤の採取容量試験法 $\langle 6.05 \rangle$ の(4)輸液剤に適合する. ただし、内容量の質量(g)を密度で除して容量(mL)に換算してもよい.
- (7) 本剤は、別に規定するもののほか、注射剤の不溶性異物 検査法 (6.06) に適合する.
- (8) 本剤は、別に規定するもののほか、注射剤の不溶性微粒

子試験法 〈6.07〉に適合する.

- (9) 本剤に用いる容器は、注射剤用ガラス容器試験法 〈7.01〉に適合する無色のものである。ただし、別に規定する場合は、注射剤用ガラス容器試験法〈7.01〉に適合する着色容器又はプラスチック製医薬品容器試験法〈7.02〉に適合するプラスチック製水性注射剤容器を用いることができる。
- (10) 本剤の容器のゴム栓は、別に規定するもののほか、輸液 用ゴム栓試験法 (7.03) に適合する.
- (11) 本剤に用いる容器は、通例、密封容器、又は必要に応じて、微生物の混入を防ぐことができる気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

4.1.2. 血液透析用剤

Hemodialysis Agents

- (1) 血液透析用剤は、血液透析に用いる透析用剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤を加え、溶剤に溶解して一定容量としたもの、又は有効成分に添加剤を加えたものを容器に充てんする。用時溶解する固形の製剤の場合は、「1.1.錠剤」、「1.3.顆粒剤」などの製法に準じる。
- (3) 本剤は、pH調節剤、等張化剤などの添加剤を加えることができる.
- (4) 本剤を製するに用いる溶剤は、別に規定するもののほか、 注射用水又は透析に適した水とする.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、微生物の混入を防ぐことのできる気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

5. 気管支・肺に適用する製剤

Preparations for Inhalation

5.1. 吸入剤

Inhalations

(1) 吸入剤は、有効成分をエアゾールとして吸入し、気管支 又は肺に適用する製剤である.

本剤には、吸入粉末剤、吸入液剤及び吸入エアゾール剤がある.

(2) 本剤の吸入投与のために適切な器具又は装置を使用するか、又は吸入用の器具を兼ねた容器に本剤を充てんする.

5.1.1. 吸入粉末剤

Dry Powder Inhalers

- (1) 吸入粉末剤は、吸入量が一定となるように調製された、固体粒子のエアゾールとして吸入する製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を微細な粒子とし、必要に応じて乳糖などの添加剤と混和して均質とする.
- (3) 本剤のうち定量吸入式の製剤は、適切な有効成分の送達量の均一性を有する.
- (4) 本剤の有効成分の粒子は、空気力学的に適切な粒子径を 有する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品

質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又 は防湿性の包装を施す.

5.1.2. 吸入液剤

Inhalation Solutions

- (1) 吸入液剤は、ネブライザなどにより適用する液状の吸入 剤である。
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤及び適切な等 張化剤、pH調節剤などを加え、混和して均質に溶解又は懸濁 し、必要に応じて、ろ過する.
- (3) 本剤で多回投与容器に充てんするものは、微生物の発育を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

5.1.3. 吸入エアゾール剤

Metered-Dose Inhalers

- (1) 吸入エアゾール剤は、容器に充てんした噴射剤と共に、 一定量の有効成分を噴霧する定量噴霧式吸入剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤及び適切な分散剤、安定化剤などを加えて、溶液又は懸濁液とし、液状の噴射剤と共に耐圧性の容器に充てんし、定量バルブを装着する.
- (3) 本剤は、適切な有効成分の送達量の均一性を有する.
- (4) 本剤の有効成分の粒子は、空気力学的に適切な粒子径を 有する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、耐圧性の密封容器とする.

6. 目に投与する製剤

Preparations for Ophthalmic Application

6.1. 点眼剤

Ophthalmic Preparations

- (1) 点眼剤は、結膜嚢などの眼組織に適用する、液状、又は用時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の無菌製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤を加え、溶剤などに溶解若しくは懸濁して一定容量としたもの、又は有効成分に添加剤を加えたものを容器に充てんする. ただし、微生物による汚染に十分に注意し、調製から滅菌までの操作は製剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに行う. 有効成分の濃度を%で示す場合にはw/v%を意味する.

用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で,その名称に「点眼用」の文字を冠するものには,溶解液又は懸濁用液(以下,「溶解液など」という.)を添付することができる.

(3) 本剤を製するに用いる溶剤,又は本剤に添付された溶解液などは、本剤の使用に際して無害なものでなければならない. また、本剤の治療効果を妨げるものであってはならない.

溶剤を分けて次の2種類とする.

- (i) 水性溶剤:水性点眼剤の溶剤には、精製水又は適切な水性溶剤を用いる.添付する溶解液には、滅菌精製水又は滅菌した水性溶剤を用いる.
- (ii) 非水性溶剤:非水性点眼剤の溶剤には,通例,植物油

を用いる. また、適切な有機溶媒も非水性溶剤として用いる ことができる.

- (4) 本剤又は本剤に添付された溶解液などには、別に規定するもののほか、着色だけを目的とする物質を加えてはならない.
- (5) 本剤には、涙液と等張にするため塩化ナトリウム又はそのほかの添加剤を、また、pHを調節するため酸又はアルカリを加えることができる.
- (6) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するもののほか、無菌試験法 ⟨4.06⟩ に適合する.
- (7) 本剤で多回投与容器に充てんするものは、微生物の発育 を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (8) 本剤で水溶液であるもの又は本剤に添付された水性の溶解液などは、別に規定するもののほか、点眼剤の不溶性異物検査法 (6.11) に適合する.
- (9) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するもののほか、点眼剤の不溶性微粒子試験法 (6.08) に適合する.
- (10) 懸濁性点眼剤中の粒子は,通例,最大粒子径75µm以下である.
- (11) 本剤に用いる容器は、通例、点眼剤の不溶性異物検査法 〈6.11〉の試験に支障をきたさない透明性のある気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

6.2. 眼軟膏剤

Ophthalmic Ointments

- (1) 眼軟膏剤は、結膜嚢などの眼組織に適用する半固形の無 菌製剤である。
- (2) 本剤を製するには、通例、ワセリンなどの基剤と有効成分の溶液又は微細な粉末を混和して均質とし、容器に充てんする. ただし、微生物による汚染に十分に注意し、調製から滅菌までの操作は製剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに行う.
- (3) 本剤で多回投与容器に充てんするものは、微生物の発育を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、無菌試験法 ⟨4.06⟩ に適合する. ただし、別に規定するもののほか、メンブランフィルター法により試験を行う.
- (5) 本剤は、別に規定するもののほか、眼軟膏剤の金属性異物試験法(6.01)に適合する.
- (6) 本剤中の粒子の最大粒子径は,通例,75µm以下である.
- (7) 本剤は、眼組織に適用する上で適切な粘性を有する.
- (8) 本剤に用いる容器は、通例、微生物の混入を防ぐことのできる気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

7. 耳に投与する製剤

Preparations for Otic Application

7.1. 点耳剤

Ear Preparations

- (1) 点耳剤は、外耳又は中耳に投与する、液状、半固形又は 用時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤を加え、溶剤などに溶解若しくは懸濁して一定容量としたもの、又は有効成分に添加剤を加えたものを容器に充てんする。ただし、微生物による汚染に十分に注意し、操作は製剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに行う。有効成分の濃度を%で示す場合にはw/v%を意味する。

本剤を,無菌に製する場合は,「6.1.点眼剤」の製法に準じる。

用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で、その名称に「点耳用」の文字を冠するものには、溶解液又は懸濁用液(以下、「溶解液など」という。)を添付することができる.

- (3) 本剤を製するに用いる溶剤,又は本剤に添付する溶解液などを分けて次の2種類とする.
 - (i) 水性溶剤:水性点耳剤の溶剤及び添付する溶解液などには、精製水又は適切な水性溶剤を用いる.

ただし、無菌に製する場合は、添付する溶解液などには、 滅菌精製水又は滅菌した水性溶剤を用いる.

- (ii) 非水性溶剤:非水性点耳剤の溶剤には,通例,植物油を用いる.また,適切な有機溶剤も非水性溶剤として用いることができる.
- (4) 本剤又は本剤に添付する溶解液などには、別に規定するもののほか、着色だけを目的とする物質を加えてはならない.
- (5) 本剤で多回投与容器に充てんするものは、微生物の発育 を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (6) 本剤及び添付された溶解液などで、無菌に製する場合は、 別に規定するもののほか、無菌試験法〈4.06〉に適合する.
- (7) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

8. 鼻に適用する製剤

Preparations for Nasal Application

8.1. 点鼻剤

Nasal Preparations

- (1) 点鼻剤は,鼻腔又は鼻粘膜に投与する製剤である. 本剤には,点鼻粉末剤及び点鼻液剤がある.
- (2) 本剤は、必要に応じて、スプレーポンプなどの適切な噴霧用の器具を用いて噴霧吸入する.
- (3) 本剤のうち、定量噴霧式製剤は、別に規定するもののほか、適切な噴霧量の均一性を有する.

8.1.1. 点鼻粉末剤

Nasal Dry Powder Inhalers

- (1) 点鼻粉末剤は、鼻腔に投与する微粉状の点鼻剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を適度に微細な粒子とし、必要に応じて添加剤と混和して均質とする.
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

8.1.2. 点鼻液剤

Nasal Solutions

- (1) 点鼻液剤は、鼻腔に投与する液状、又は用時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の点鼻剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤及び添加剤などを加え、溶解又は懸濁し、必要に応じて、ろ過する. 等張化剤、pH調節剤などを用いることができる.
- (3) 用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で、その名称に「点鼻用」の文字を冠するものには、溶解液又は懸濁用液を添付することができる.
- (4) 本剤で多回投与容器に充てんするものは、微生物の発育を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

9. 直腸に適用する製剤

Preparations for Rectal Application

9.1. 坐剤

Suppositories for Rectal Application

- (1) 坐剤は、直腸内に適用する、体温によって溶融するか、 又は水に徐々に溶解若しくは分散することにより有効成分を放 出する一定の形状の半固形の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に分散剤、乳化剤などの添加剤を加えて混和して均質としたものを、加熱するなどして液状化させた基剤中に溶解又は均一に分散させ、容器に一定量充てんし、固化・成形する. 基剤として、通例、油脂性基剤又は親水性基剤を用いる.
- (3) 本剤は,通例,円錘形又は紡錘形である.
- (4) 本剤は,別に規定するもののほか,製剤均一性試験法 〈6.02〉に適合する.
- (5) 本剤は,適切な放出性を有する.
- (6) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

9.2. 直腸用半固形剤

Semi-solid Preparations for Rectal Application

- (1) 直腸用半固形剤は肛門周囲又は肛門内に適用する製剤であり、クリーム剤、ゲル剤又は軟膏剤がある.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を添加剤と共に精製

水及びワセリンなどの油性成分で乳化するか、又は高分子ゲル若しくは油脂を基剤として有効成分及び添加剤と共に混和して 均質とする。

- (i) 直腸用クリーム剤は、「11.5.クリーム剤」の製法に準じる.
- (ii) 直腸用ゲル剤は、「11.6.ゲル剤」の製法に準じる.
- (iii) 直腸用軟膏剤は、「11.4.軟膏剤」の製法に準じる. 本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.
- (3) 本剤で多回投与容器に充てんするものは、微生物の発育を阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- (4) 本剤は、直腸に適用する上で適切な粘性を有する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

9.3. 注腸剤

Enemas for Rectal Application

- (1) 注腸剤は、肛門を通して適用する液状又は粘稠なゲル状の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、精製水又は適切な水性溶剤を用い、有効成分を溶剤などに溶解又は懸濁して一定容量とし、容器に充てんする.分散剤、安定化剤、pH調節剤などを用いることができる.
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

10. 腟に適用する製剤

Preparations for Vaginal Application

10.1. 腟錠

Tablets for Vaginal Use

- (1) 腟錠は、腟に適用する、水に徐々に溶解又は分散することにより有効成分を放出する一定の形状の固形の製剤である.
- (2) 本剤を製するには,通例,「1.1.錠剤」の製法に準じる.
- (3) 本剤は,別に規定するもののほか,製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- (4) 本剤は、適切な放出性を有する.
- (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

10.2. 腟用坐剤

Suppositories for Vaginal Use

- (1) 腟用坐剤は、腟に適用する、体温によって溶融するか、 又は水に徐々に溶解若しくは分散することにより有効成分を放 出する一定の形状の半固形の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、「9.1.坐剤」の製法に準じる.
- (3) 本剤は,通例,球形又は卵形である.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法

〈6.02〉に適合する.

- (5) 本剤は、適切な放出性を有する.
- (6) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

11. 皮膚などに適用する製剤

Preparations for Cutaneous Application

(1) 皮膚に適用する製剤には、皮膚を通して有効成分を全身循環血流に送達させることを目的とした経皮吸収型製剤も含まれる. 経皮吸収型製剤からの有効成分の放出速度は、通例、適切に調節される.

11.1. 外用固形剤

Solid Dosage Forms for Cutaneous Application

(1) 外用固形剤は、皮膚(頭皮を含む)又は爪に、塗布又は散布する固形の製剤である.

本剤には外用散剤が含まれる.

- (2) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性 試験法 (6.02) に適合する.
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

11.1.1. 外用散剤

Powders for Cutaneous Application

- (1) 外用散剤は、粉末状の外用固形剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に賦形剤などの添加剤を加えて混和して均質とした後、粉末状とする.

11.2. 外用液剤

Liquids and Solutions for Cutaneous Application

(1) 外用液剤は、皮膚(頭皮を含む)又は爪に塗布する液状の製剤である.

本剤には、リニメント剤及びローション剤が含まれる.

(2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤、添加剤などを加え、溶解、乳化又は懸濁し、必要に応じて、ろ過する.

本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.

- (3) 本剤の分包品は、乳化又は懸濁したものを除き、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法 ⟨6.02⟩ に適合する.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

11.2.1. リニメント剤

Liniments

(1) リニメント剤は、皮膚にすり込んで用いる液状又は泥状の外用液剤である.

11.2.2. ローション剤

Lotions

- (1) ローション剤は、有効成分を水性の液に溶解又は乳化若しくは微細に分散させた外用液剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分、添加剤及び精製水を用いて溶液、懸濁液又は乳濁液として全体を均質とする.
- (3) 本剤は、保存中に成分を分離することがあっても、その本質が変化していないときは、用時混和して均質とする.

11.3. スプレー剤

Sprays for Cutaneous Application

(1) スプレー剤は、有効成分を霧状、粉末状、泡沫状、又はペースト状などとして皮膚に噴霧する製剤である.

本剤には、外用エアゾール剤及びポンプスプレー剤がある.

- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分の溶液又は懸濁液を調製し、必要に応じて、ろ過した後、容器に充てんする.
- (3) 本剤のうち、定量噴霧式製剤は、別に規定するもののほか、適切な噴霧量の均一性を有する.

11.3.1. 外用エアゾール剤

Aerosols for Cutaneous Application

- (1) 外用エアゾール剤は、容器に充てんした液化ガス又は圧縮ガスと共に有効成分を噴霧するスプレー剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分の溶液又は懸濁液を調製し、液状の噴射剤と共に耐圧性の容器に充てんし、連続噴射バルブを装着する.必要に応じて、分散剤、安定化剤などを用いる.
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、耐圧性の容器とする.

11.3.2. ポンプスプレー剤

Pump Sprays for Cutaneous Application

- (1) ポンプスプレー剤は、ポンプにより容器内の有効成分を噴霧するスプレー剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分及び添加剤を溶解又は懸濁し、充てん後の容器にポンプを装着する.
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

11.4. 軟膏剤

Ointments

(1) 軟膏剤は、皮膚に塗布する、有効成分を基剤に溶解又は 分散させた半固形の製剤である.

本剤には、油脂性軟膏剤及び水溶性軟膏剤がある.

(2) 油脂性軟膏剤を製するには、通例、油脂類、ろう類、パラフィンなどの炭化水素類などの油脂性基剤を加温して融解し、有効成分を加え、混和して溶解又は分散させ、全体が均質になるまで混ぜて練り合わせる.

水溶性軟膏剤を製するには、通例、マクロゴールなどの水溶性基剤を加温して融解し、有効成分を加え、全体が均質になるまで混ぜて練り合わせる.

本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.

- (3) 本剤は、皮膚に適用する上で適切な粘性を有する.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

11.5. クリーム剤

Creams

- (1) クリーム剤は、皮膚に塗布する、水中油型又は油中水型に乳化した半固形の製剤である。油中水型に乳化した親油性の製剤については油性クリーム剤と称することができる。
- (2) 本剤を製するには、通例、ワセリン、高級アルコールなどをそのまま、又は乳化剤などの添加剤を加えて油相とし、別に、精製水をそのまま、又は乳化剤などの添加剤を加えて水相とし、そのいずれかの相に有効成分を加えて、それぞれ加温し、油相及び水相を合わせて全体が均質になるまでかき混ぜて乳化する.

本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.

- (3) 本剤は、皮膚に適用する上で適切な粘性を有する.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

11.6. ゲル剤

Gels

- (1) ゲル剤は、皮膚に塗布するゲル状の製剤である. 本剤には、水性ゲル剤及び油性ゲル剤がある.
- (2) 本剤を製するには、通例、次の方法による.
 - (i) 水性ゲル剤は、有効成分に高分子化合物、そのほかの 添加剤及び精製水を加えて溶解又は懸濁させ、加温及び冷却、 又はゲル化剤を加えることにより架橋させる.
 - (ii) 油性ゲル剤は,有効成分にグリコール類,高級アルコールなどの液状の油性基剤及びそのほかの添加剤を加えて混和する.
- (3) 本剤は、皮膚に適用する上で適切な粘性を有する.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

11.7. 貼付剤

Patches

- (1) 貼付剤は、皮膚に貼付する製剤である. 本剤には、テープ剤及びパップ剤がある.
- (2) 本剤を製するには、通例、高分子化合物又はこれらの混合物を基剤とし、有効成分を基剤と混和し均質として、支持体又はライナー(剥離体)に展延して成形する.また、放出調節膜を用いた経皮吸収型製剤とすることができる.

必要に応じて、粘着剤、吸収促進剤などを用いる.

- (3) 本剤のうち経皮吸収型製剤は、別に規定するもののほか、 製剤均一性試験法〈6.02〉に適合する.
- (4) 本剤は、皮膚に適用する上で適切な粘着性を有する.

(5) 本剤のうち、放出速度を調節した製剤は、適切な放出特性を有する.

11.7.1. テープ剤

Tapes/Plasters

(1) テープ剤は、ほとんど水を含まない基剤を用いる貼付剤である.

本剤には、プラスター剤及び硬膏剤を含む.

- (2) 本剤を製するには、通例、樹脂、プラスチック、ゴムなどの非水溶性の天然又は合成高分子化合物を基剤とし、有効成分をそのまま、又は有効成分に添加剤を加え、全体を均質とし、布に展延又はプラスチック製フィルムなどに展延若しくは封入して成形する。また、有効成分と基剤又はそのほかの添加剤からなる混合物を放出調節膜、支持体及びライナー(剥離体)でできた放出体に封入し成形して製することができる。
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又は防湿性の包装を施す.

11.7.2. パップ剤

Cataplasms/Gel Patches

- (1) パップ剤は、水を含む基剤を用いる貼付剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を精製水、グリセリンなどの液状の物質と混和し、全体を均質にするか、水溶性高分子、吸水性高分子などの天然又は合成高分子化合物を精製水と混ぜて練り合わせ、有効成分を加え、全体を均質にし、布などに展延して成形する。
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

[3] 生薬関連製剤各条

生薬関連製剤

Preparations Related to Crude Drugs

(1) 生薬関連製剤は、主として生薬を原料とする製剤であり、 エキス剤、丸剤、酒精剤、浸剤・煎剤、茶剤、チンキ剤、芳香 水剤及び流エキス剤を含む.

生薬関連製剤各条は、剤形の定義、製法、試験法、容器・包 装及び貯法を示すものである.

(2) 生薬関連製剤各条における試験法及び容器・包装に関する記述は基本的な要求事項であり、また、製法は一般的な製法を示したものである.

1. エキス剤

Extracts

- (1) エキス剤は、生薬の浸出液を濃縮して製したもので、通例、次の2種類がある.
 - (i) 軟エキス剤
 - (ii) 乾燥エキス剤
- (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、次

の方法による.

(i) 適切な大きさとした生薬に適切な浸出剤を加え、一定時間冷浸、温浸又は「6.チンキ剤」の(2)(ii)パーコレーション法に準じて浸出し、浸出液をろ過し、適切な方法で濃縮又は乾燥する. 軟エキス剤は水あめ様の稠度とし、乾燥エキス剤は砕くことができる固塊、粒状又は粉末とする.

成分含量の規定があるものは、その一部をとり、定量し、必要に応じて適切な賦形剤を加えて、規定の含量に調節する. (ii) 適切な大きさとした生薬を処方に従って一定量ずつ量り、全量に水10~20倍量を加え、一定時間加熱し、遠心分離などにより固液分離する.得られた浸出液を適切な方法で濃縮又は乾燥し、軟エキス剤は水あめ様の稠度とし、乾燥エキス剤は砕くことができる固塊、粒状又は粉末とする.

- (3) 本剤は、これを製するに用いた生薬の臭味がある.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、次に示すエキス剤における重金属試験法の検液及び比較液の調製を行った後、重金属試験法〈1.07〉に適合する.

なお、検液及び比較液の調製法は次による.

本剤0.30gを強熱して灰化し、希塩酸3mLを加えて加温した後、ろ過し、残留物を水5mLずつで2回洗い、ろ液及び洗液を合わせ、フェノールフタレイン試液を1滴加えた後、アンモニア試液を液が微赤色となるまで滴加し、必要に応じてろ過し、希酢酸2mL及び水を加えて50mLとし、検液とする.

比較液は希塩酸3mLを量り、以下検液の調製法と同様に操作し、鉛標準液3.0mL及び水を加えて50mLとする.

(5) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.

2. 丸剤

Pills

- (1) 丸剤は、経口投与する球状の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に賦形剤、結合剤、 崩壊剤又はそのほか適切な添加剤を加えて混和して均質とした 後、適切な方法で球状に成形する.また、適切な方法により、 コーティングを施すことができる.
- (3) 本剤は、別に規定するもののほか、崩壊試験法 (6.09) に適合する。
- (4) 本剤に用いる容器は,通例,密閉容器又は気密容器とする.

3. 酒精剤

Spirits

- (1) 酒精剤は、通例、揮発性の有効成分をエタノール又はエタノールと水の混液に溶解して製した液状の製剤である.
- (2) 本剤は、火気を避けて保存する.
- (3) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.

4. 浸剤・煎剤

Infusions and Decoctions

- (1) 浸剤及び煎剤は、いずれも生薬を、通例、常水で浸出して製した液状の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、通例、生薬を次の大きさとし、その

適量を, 浸煎剤器に入れる.

 葉, 花, 全草
 粗切

 材, 茎, 皮, 根, 根茎
 中切

 種子, 果実
 細切

- (i) 浸剤:通例,生薬50gに常水50mLを加え,約15分間潤した後,熱した常水900mLを注ぎ,数回かき混ぜながら5分間加熱し,冷後,布ごしする.
- (ii) 煎剤:通例,一日量の生薬に常水400~600mLを加え, 30分以上かけて半量を目安として煎じ,温時,布ごしする. 本剤は,用時調製する.
- (3) 本剤は、これを製するに用いた生薬の臭味がある.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする.

5. 茶剤

Teabags

- (1) 茶剤は,通例,生薬を粗末から粗切の大きさとし,一日量又は一回量を紙又は布の袋に充てんした製剤である.
- (2) 本剤は, 通例, 「4.浸剤・煎剤」の製法に準じ用いられる.
- (3) 本剤に用いる容器は,通例,密閉容器又は気密容器とする.

6. チンキ剤

Tinctures

- (1) チンキ剤は、通例、生薬をエタノール又はエタノールと精製水の混液で浸出して製した液状の製剤である.
- (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、生薬を粗末又は細切とし、次の浸出法又はパーコレーション法による.
- (i) 浸出法:生薬を適切な容器に入れ、全量又は全量の約3/4に相当する量の浸出剤を加え、密閉して時々かき混ぜながら約5日間又は可溶性成分が十分に溶けるまで室温で放置した後、遠心分離などにより固液分離する。全量の約3/4に相当する量の浸出剤を加えた場合には、更に、残留物に適量の浸出剤を加えて洗い、必要に応じて圧搾し、浸出液及び洗液を合わせて全量とする。また、全量の浸出剤を加えた場合には、必要に応じて減量分の浸出剤を加え全量とすることができる。約2日間放置した後、上澄液をとるか、又はろ過して澄明な液とする。
- (ii) パーコレーション法:生薬にあらかじめ浸出剤を少量ずつ加え、よく混和して潤し、密閉して室温で約2時間放置する.これを適切な浸出器になるべく密に詰め、浸出器の下口を開いた後、生薬が覆われるまで徐々に上方から浸出剤を加え、浸出液が滴下し始めたとき、下口を閉じて密閉し、室温で2~3日間放置した後、毎分1~3mLの速度で浸出液を流出させる.更に、浸出器に適量の浸出剤を加えて流出を続け全量とし、よく混和し、約2日間放置した後、上澄液をとるか、又はろ過して澄明な液とする.この操作中放置時間及び流出速度は生薬の種類と量とによって適切に変更することができる.

ただし、前記いずれかの方法によって得た製剤で、成分含量 及びエタノールの含量の規定があるものは、浸出液の一部をと り、含量を測定し、結果に従い浸出剤などを加えて規定の含量 に調節する.

- (3) 本剤は、火気を避けて保存する.
- (4) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.

7. 芳香水剤

Aromatic Waters

- (1) 芳香水剤は、精油又は揮発性物質を飽和させた、澄明な 液状の製剤である。
- (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、精油2mL又は揮発性物質2gに微温の精製水1000mLを加えて15分間よく振り混ぜた後、12時間以上放置する.次に潤したろ紙を用いてろ過し、精製水を加え、混和して1000mLとするか、又は精油2mL若しくは揮発性物質2gをタルク、精製ケイソウ土若しくはパルプ状としたろ紙の適量とよく混和し、精製水1000mLを加え、10分間よくかき混ぜた後、ろ過する.ろ液が澄明でないときはろ過を繰り返し、ろ紙を通した精製水を加え、1000mLとする.
- (3) 本剤は、これを製するに用いた精油又は揮発性物質の臭味を有する。
- (4) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.

8. 流エキス剤

Fluidextracts

- (1) 流エキス剤は、生薬の浸出液で、その1mL中に生薬1g 中の可溶性成分を含むように製した液状の製剤である。ただし、成分含量に規定のあるものはその規定を優先する.
- (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、生薬を粗末又は細切とし、次の浸出法又はパーコレーション法による.
- (i) 浸出法:生薬の一定量をとり適切な容器に入れ、生薬が覆われるまで浸出剤を加え、密閉して時々かき混ぜながら約5日間又は可溶性成分が十分に溶けるまで室温で放置した後、遠心分離などにより固液分離する.通例、浸出液のうち生薬の質量の約3/4に相当する量を第1浸出液として別に保存し、更に、残留物に適量の浸出剤を加えて洗い、洗液を第1浸出液の残りと合わせ、必要に応じて濃縮し、第1浸出液に合わせたものをA液とし、必要に応じて浸出剤を加え、生薬の質量と等倍量とする.約2日間放置した後、上澄液をとるか、又はろ過して澄明な液とする.
- (ii) パーコレーション法:生薬1000gをとり,第1浸出剤を加え、よく混和して潤し、容器を密閉して室温で約2時間放置する.これを適切な浸出器になるべく密に詰め、浸出器の下口を開いた後、生薬が覆われるまで徐々に上方から第2浸出剤を加え、浸出液が滴下し始めたとき、下口を閉じて密閉し、室温で2~3日間放置した後、毎分0.5~1.0mLの速度で浸出液を流出させる.最初に得た850mLを第1浸出液として別に保存し、更に浸出器に第2浸出剤を追加して流出を続け、第2浸出液とす

ただし、放置時間及び流出速度は、生薬の種類と量によって 適切に変更することができる。流出速度は生薬の使用量により、 通例、次のように調節する。

生薬の質量	1分間の流出量
1000g以下	$0.5 \sim 1.0 \text{mL}$
3000g以下	$1.0\sim2.0\mathrm{mL}$
10000g以下	$2.0\sim4.0\mathrm{mL}$

次に第2浸出液をなるべく生薬の揮発成分を失わないように注意しながら濃縮して,第1浸出液に合わせたものをA液とし,第2浸出剤を加えて1000mLとし,約2日間放置した後,上澄液をとるか,又はろ過して澄明な液とする.

ただし、前記のいずれかの方法によって得た製剤で、成分含量又はエタノールの含量の規定があるものはA液の一部をとり、含量を測定し、結果に従い浸出剤などを加えて規定の含量に調節する.

- (3) 本剤は、これを製するに用いた生薬の臭味がある.
- (4) 本剤は、別に規定するもののほか、次に示す流エキス剤における重金属試験法の検液及び比較液の調製を行った後、重金属試験法〈1.07〉に適合する.

なお、検液及び比較液の調製法は次による.

本剤1.0gを強熱して灰化し、希塩酸3mLを加えて加温した後、ろ過し、残留物を水5mLずつで2回洗い、ろ液及び洗液を合わせ、フェノールフタレイン試液を1滴加えた後、アンモニア試液を液が微赤色となるまで滴加し、必要に応じてろ過し、希酢酸2mL及び水を加えて50mLとし、検液とする.

比較液は希塩酸3mLを量り、以下、検液の調製法と同様に操作し、鉛標準液3.0mL及び水を加えて50mLとする.

(5) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.